

第一類 第三号(附屬の一)

第七十一回国会 衆議院 法務委員会大蔵委員会商工委員会連合審査会議録 第一号

昭和四十八年六月二十六日(火曜日)

午前十時四分開議

出席委員

法務委員会

委員長 中垣 國男君

理事 大竹 太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 古屋 亨君

理事 横山 利秋君

理事 井出一太郎君

理事 羽田野忠文君

理事 松澤 雄蔵君

理事 八百板 正君

理事 沖本 泰幸君

大蔵委員会

委員長 鴨田 宗一君

理事 木村武千代君

理事 阿部 助哉君

理事 宇野 宗佑君

理事 木野 晴夫君

理事 萩原 幸雄君

理事 広瀬 秀吉君

理事 山田 耻目君

理事 竹本 孫一君

商工委員会

理事 羽田野忠文君

理事 神崎 敏雄君

理事 小川 平二君

理事 野間 友一君

理事 玉置 一徳君

出席國務大臣

法務 大臣 田中伊三次君

出席政府委員

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省民事局長 川島 一郎君

大蔵大臣官房審議官 大倉 貞隆君
通商産業省企業局長 橋本 利一君
法務省民事局参事官 田邊 明君
大蔵省証券局長 米里 勉君
大蔵省証券局長 白鳥 正人君
大蔵省証券局長 松本 卓史君
法務委員会専門員 末松 經正君
大蔵委員会専門員 藤沼 六郎君
商工委員会専門員 藤沼 六郎君

委員外の出席者

本日の会議に付した案件

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律案(内閣提出第一〇三号)

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一〇四号)

〔中垣法務委員長、委員長席に着く〕
○中垣委員長 これより法務委員会、大蔵委員会、商工委員会連合審査会を開会いたします。
先例により、私が委員長の職務を行ないます。
商法の一部を改正する法律案、株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、以上三法律案を一括議題といたします。

商法の一部を改正する法律案
商法の一部を改正する法律
商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第三十二条から第三十四条までを次のように改める。

第三十二条 商人ハ営業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為メ會計帳簿、貸借対照表及損益計算書ヲ作ルコトヲ要ス
商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル會計慣行ヲ斟酌スベシ
第三十三条 會計帳簿ニハ左ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス
一 開業ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於ケル營業上ノ財産及其ノ価額、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於ケル營業上ノ財産及其ノ価額
二 取引其ノ他營業上ノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ事項
貸借対照表ハ開業ノ時及毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於テ會計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス
損益計算書ハ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ於テ會計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス
貸借対照表及損益計算書ハ之ヲ編綴シ又ハ特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス
貸借対照表及損益計算書ニハ作成者之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十四条 會計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額ニ付テハ左ノ規定ニ從フ
一 流動資産ニ付テハ其ノ取得価額、製作価額又ハ時価ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価ヲ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価額ヲ取得価額又ハ製作価額迄回復スルヲ認

メラルル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス
二 固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シテ減額スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス
三 金銭債権ニ付テハ其ノ債権金額ヨリ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ
第百五十三条第一項中「財産目録及貸借対照表」を「貸借対照表及損益計算書」に改める。
第百九条第一項中「前条ノ金銭」の下に「若ハ第百九十三条ノ第二項ノ代金」を加える。
第百二十四条ノ第三項中「二月」を「三月」に改め、同条第三項中「二月内」を「三月内」に改める。

第百四十条第二項中「前条第五項」を「第二百三十九条第五項」に改める。
第百四十七条第一項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。
第百四十九条第一項ただし書中「取締役」の下に「又ハ監査役」を加える。
第百五十六条ノ三第一項中「会社ニ対シテ日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ」を「定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ニ対シ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第五項中「第一項」を「第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
前項ノ請求ハ会日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス
第百五十六条ノ四を削る。
第百五十九条ノ二中「各取締役」の下に「及各監査役」を加える。

第二百五十九条ノ三中「取締役全員」を「取締役及監査役ノ全員」に改める。

第二百六十条ノ三第二項中「取締役の下」に及監査役を加え、同条を第二百六十条ノ四とし、第二百六十条ノ二の次に次の一条を加える。
第二百六十条ノ三 監査役ハ取締役会ニ出席シ意見ヲ述べルコトヲ得

第二百六十一條ノ二を削る。

第二百六十六條第一項中「配当セラルタル額」を「配当又ハ分配ノ為サレタル額」に改め、同項第一号中「提出シタルトキ」を「提出シ又ハ第二百九十三條ノ五第三項ノ規定ニ違反スル金銭ノ分配ヲ為シタルトキ」に改める。

第二百六十六條ノ三第一項中「第二百八十一條ニ掲グル書類若ハ第二百九十三條ノ五ノ附屬明細書」を「若ハ第二百八十一條第一項ノ書類」に改める。

第二百七十三條及び第二百七十四條を次のように改める。

第二百七十三條 監査役ノ任期ハ就任後二年ノ最終ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ノ時迄トス

最初ノ監査役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ就任後一年ノ最終ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ノ時迄トス

前二項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期ノ満了前ニ退任シタル監査役ノ補欠トシテ選任セラレタル監査役ノ任期ヲ退任シタル監査役ノ任期ノ満了スベキ時迄ト為スコトヲ妨ゲズ

第二百七十四條 監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス

監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十四條の次に次の二條を加える。

第二百七十四條ノ二 取締役ハ会社ニ著シキ損害ヲ及ボス虞アル事実ヲ発見シタルトキハ直ニ監査役ニ之ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百七十四條ノ三 他ノ株式会社ノ発行済株式

ノ總數ノ過半数ニ當ル株式又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ過半数ニ當ル出資口數ヲ有スル会社(以下親会社ト稱ス)ノ監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ其ノ株式會社又ハ有限会社(以下子会社ト稱ス)ニ對シ營業ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

他ノ株式會社ノ発行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル株式ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキハ其ノ株式會社モ亦其ノ親会社ノ子会社ト看做ス他ノ有限会社ノ資本ノ過半数ニ當ル出資口數ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキ亦同ジ

親会社ノ監査役ハ第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ求メタル場合ニ於テ子会社ガ遲滞ナク報告ヲ為サザルトキ又ハ其ノ報告ノ真否ヲ確ムル為必要アルトキハ報告ヲ求メタル事項ニ関シ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十五條中「會計ニ関スル書類ヲ調査シ」を「議案及書類ヲ調査シ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不當ナル事項アリト認ムルトキハ」に改め、同條の次に次の三條を加える。

第二百七十五條ノ二 取締役ガ会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ監査役ハ取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第二百七十五條ノ三 監査役ハ株主總會ニ於テ監査役ノ選任又ハ解任ニ付意見ヲ述べルコトヲ得

第二百七十五條ノ四 会社ガ取締役ニ對シ又ハ取締役ガ会社ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監査役會社ヲ代表スル會社ガ第二百六十七條第一項ノ請求ヲ受クルニ付亦同ジ

第二百七十六條中「監査役ハ」の下に「會社又ハ子会社」を加える。

第二百八十條中「第二百五十六條第三項」を「第二百五十六條ノ二」に改める。

第二百八十條ノ二第一項に次の一号を加える。
九 第二百八十條ノ九ノ二第一項ノ規定ニ依リ新株ノ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノ

ト為ス旨及発行価額中払込ヲ為サシムル金額
第二百八十條ノ六第三号中「第四号」の下に「及第九号」を加える。

第二百八十條ノ七中「発行価額」の下に「又ハ第二百八十條ノ二第一項第九号ノ金額」を加える。

第二百八十條ノ九の次に次の一条を加える。
第二百八十條ノ九ノ二 第二百九十三條ノ三第一項ノ規定ニ依リ準備金ヲ資本ニ組入レタル会社ガ券面額ヲ発行価額トシテ額面株式ヲ発行スル場合ニ於テ株主ニ新株ノ引受權ヲ与ヘ且其ノ引受權ヲ譲渡スコトヲ得ベキモノト定ムルトキハ資本ニ組入レタル準備金ノ額ヲ新株ノ數ヲ以テ除シタル額ヲ超エザル範圍内ニ於テ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノト為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザル株式ヲ発行シタル場合ニ於テ第二百八十條ノ三ノ三第二項ノ株式アルトキハ會社ハ其ノ株式ニ付株主ヲ募集スルコトヲ要ス

第二百八十條ノ四第一項但書ノ端數ノ合計數ニ相當スル株式ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ株主ヲ募集セズ取締役會ノ決議ヲ以テ株主ガ新株ノ引受權ヲ有スルモノト看做シテ之ヲ売却スルコトヲ得

第二項ノ株式ノ発行価額ニ付テハ第二百二條第三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ其ノ発行価額ハ第二百八十條ノ二第一項第九号ノ金額ヲ下ルコトヲ得ズ

會社ハ第二項ノ株式ノ発行価額ト第二百八十條ノ二第一項第九号ノ金額トノ差額及第三項ノ売却ノ代金ノ合計額ヲ第二百八十條ノ四第一項但書ノ端數ニ相當スル株式ヲ有スル株主及第二百八十條ノ五第四項ノ規定ニ依リ新株ノ引受權ヲ失ヒタル者ニ夫々其ノ端數及新株ノ數ニ應ジテ交付スルコトヲ要ス

第二百八十條ノ十五第二項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第二百八十一條を次のように改める。
第二百八十一條 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附屬明細書ヲ作ルコトヲ要ス

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 營業報告書

四 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案前項ノ書類ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス
第二百八十一條の次に次の三條を加える。
第二百八十一條ノ二 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ七週間前ニ前条第一項各号ニ掲グル書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百八十一條ノ三 監査役ハ前条ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ監査報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 監査ノ方法ノ概要
二 會計帳簿ニ記載スベキ事項ノ記載ナク若ハ不実ノ記載アルトキ又ハ貸借対照表若ハ損益計算書ノ記載ガ會計帳簿ノ記載ト合致セザルトキハ其ノ旨

三 貸借対照表及損益計算書ガ法令及定款ニ從ヒ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルトキハ其ノ旨

四 貸借対照表又ハ損益計算書ガ法令又ハ定款ニ違反シ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示サザルモノナルトキハ其ノ旨及事由

五 營業報告書ノ内容が真実ナルヤ否ヤ
六 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案ガ法令及定款ニ適合スルヤ否ヤ

七 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案ガ会社財産ノ状況其ノ他ノ事情ニ照シ著シク不當ナルトキハ其ノ旨

八 取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルトキハ其ノ事実

九 監査ノ為必要ナル調査ヲ為スコト能ハザリシトキハ其ノ旨及理由

第二百八十一條ノ四 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ三週間前ニ第二百八十一條第一項ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ二週間
内ニ同項ノ書類ニ関スル監査報告書ヲ取締役ニ
提出スルコトヲ要ス

第二百八十二條第一項中「前条ニ掲グル書類及
監査役ノ報告書」を「第二百八十一條第一項ノ書
類及監査報告書」に改める。

第二百八十三條第一項中「第二号乃至第五号」
を「第一項各号」に改め、同条第二項中「前項」
を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項
を加える。

定時總會ノ招集ノ通知ニハ前項ノ書類及第二百
八十一條ノ三第一項ノ監査報告書ノ謄本ヲ添附
スルコトヲ要ス

第二百八十五條中「貸借対照表及財産目録」を
「會計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額」に、「第二
百八十五條ノ二」を「第三十四條第二号ノ外第
二百八十五條ノ二及第二百八十五條ノ四」に改め
る。

第二百八十五條ノ三を次のように改める。

第二百八十五條ノ三 削除

第二百八十五條ノ六第二項中「及第二項」を削
り、「株式」の下に「同条第二項ノ規定ハ取引
所ノ相場アル株式ニシテ子会社ノ株式以外ノモノ
ニ」を加える。

第二百八十八條中「十分ノ一以上」の下に
「第二百九十三條ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス
毎ニ其ノ分配額ノ十分ノ一ヲ」を加える。

第二百八十八條ノ二第二項中「前項」を「第一
項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加え
る。

第二百八十八條ノ九ノ二第二項ノ規定ニ依リ株主
ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之
ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ

第二百九十三條ノ二第三項中「ニ付テハ第一項
ノ規定ヲ適用セズ」を「ニ付テハ新シタル株式
ヲ發賣シ且其ノ端數ニ応ジテ其ノ代金ヲ株主ニ交
付スルコトヲ要ス但シ取引所ノ相場アルモノハ其
ノ相場ヲ以テ之ヲ充却シ取引所ノ相場ナキモノハ
裁判所ノ許可ヲ得テ發賣以外ノ方法ニ依リ之ヲ充

却スルコトヲ妨グズ」に改め、同条第六項に次の
ただし書を加える。

但シ第三項ノ株式ニ付テハ其ノ通知ヲ為スコト
ヲ要セズ

第二百九十三條ノ三第三項中「前条第六項」を
「前条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ新株ノ發
行ニ付一株ニ滿タザル端數ヲ生ズル場合ニ、同条
第六項」に改める。

第二百九十三條ノ四第二項中「場合ニ」の下に
「同条第一項及第二項ノ規定ハ分割ニ適セザル數
ノ株式アル場合ニ」を加える。

第二百九十三條ノ五を次のように改める。

第二百九十三條ノ五 營業年度ヲ一年トスル会社
ハ定款ヲ以テ一營業年度ニ付一回ノ限リ營業年
度中ノ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於ケル株主ニ對
シ取締役會ノ決議ニ依リ金銭ノ分配ヲ為スコト
ヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ決議ハ同項ノ一定ノ日ヨリ三月内ニ之ヲ
為スコトヲ要ス

第一項ノ金銭ノ分配ハ最終ノ貸借対照表上ノ純
資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ノ限度トシ
テ之ヲ為スコトヲ得

一 最終ノ決算期ニ於ケル資本及準備金ノ合計
額

二 最終ノ決算期ニ關スル定時總會ニ於テ積立
テタル利益準備金及金銭ノ分配ノ時ニ積立ツ
ルコトヲ要スル利益準備金ノ合計額

三 最終ノ決算期ニ於テ第二百八十六條ノ二及
第二百八十六條ノ三ノ規定ニ依リ貸借対照表
ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額ガ前二
号ノ準備金ノ合計額ヲ超エルトキハ其ノ超過
額

四 最終ノ決算期ニ關スル定時總會ニ於テ利益
ヨリ配當シ又ハ支払フモノト定メタル額

取締役ハ其ノ營業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上
ノ純資産額ガ第二百九十三條第一項各号ノ金額ノ
合計額ヲ下ル虞アルトキハ第一項ノ金銭ノ分配
ヲ為スコトヲ得ズ
營業年度ノ終ニ於テ前項ノ純資産額ガ同項ノ合

計額ヲ下リタル場合ニ於テハ第一項ノ金銭ノ分
配ヲ為シタル取締役ハ会社ニ對シ連帶シテ其ノ
差額、若シ分配シタル金銭ノ額ガ其ノ差額ヨリ
少ナキトキハ分配シタル金銭ノ額ニ付賠償ノ責
任ヲ負フ但シ取締役ガ前項ノ虞ナキモノト認ムル
ニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ
此ノ限ニ在ラス

第一項ノ金銭ノ分配ハ第二百九十九條第一項、第
二百二十二條第一項、第二百二十二條ノ六但書、
第二百四十二條第一項、第二百九十一條第四項
及第二百九十三條ノ規定ノ適用ニ付テハ利益ノ
配當ト看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十
二條ノ六但書ノ規定ノ適用ニ付テハ營業年度ノ
終ト看做ス

第二百六十六條第二項乃至第四項ノ規定ハ第五
項ノ取締役ノ責任ニ、第二百九十九條第二項ノ規
定ハ第三項ノ規定ニ違反シテ金銭ノ分配ヲ為シ
タル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二第二項及び第三項を次のよ
うに改める。

前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定ナ
キモノハ取締役會之ヲ定ム但シ定款ヲ以テ株主
總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ
在ラス

一 転換社債ノ總額

二 転換ノ条件

三 転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容

四 転換ヲ請求シ得ベキ期間

五 転換ニ因リテ発行スベキ無額面株式ノ発行
価額中資本ニ組入レザル額

六 株主ニ轉換社債ノ引受權ヲ与フル旨及引受
權ノ目的タル轉換社債ノ額

七 株主以外ノ者ニシテ之ニ對シテ有利ナル
転換ノ条件ヲ附シタル轉換社債ヲ発行スベキ
モノ及之ニ對シテ発行スル轉換社債ノ額

株主以外ノ者ニ對シテ有利ナル轉換ノ条件ヲ
附シタル轉換社債ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ關
スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ對シテ発行スルコ
トヲ得ベキ轉換社債ノ額、発行価額、転換ノ条

件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及転換
ヲ請求シ得ベキ期間ニ付第三百四十三條ニ定ム
ル決議アルコトヲ要ス

第三百四十一條ノ二に次の二項を加える。

前項ノ決議ハ決議後最初ニ発行スル轉換社債ニ
シテ其ノ日ヨリ六月内ニ発行スベキモノニ付テ
ノミ其ノ効力ヲ有ス

第二百八十八條ノ二第二項後段及第三項ノ規定ハ
第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二の次に次の四條を加える。

第三百四十一條ノ二ノ二 会社ハ轉換社債ヲ發行
スルコトキハ轉換社債ノ總額、発行価額、転換ノ
条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、転換
ヲ請求シ得ベキ期間及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ
株主ニ通知スルコトヲ要ス

会社ハ前項ノ公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間ヲ經
過シタル後ニ非ザレバ轉換社債ノ割當ヲ為スコ
トヲ得ズ

第三百四十一條ノ二ノ三 前条ノ規定ハ第三百四
十一條ノ二第二項第六号ノ引受權ノ目的タル転換
社債、同条第三項ノ決議アリタル轉換社債、

第三百四十一條ノ二ノ四第一項但書ノ端數ノ合
計額ニ相當スル轉換社債及転換社債ノ引受權ヲ
有スル者ガ第三百四十一條ノ二ノ五第二項ノ規
定ニ依リ其ノ權利ヲ失ヒタル轉換社債ニ付テハ
之ヲ適用セズ

第三百四十一條ノ二ノ四 轉換社債ノ引受權ヲ有
スル株主ハ其ノ有スル株式ノ數ニ応ジテ轉換社
債ノ割當ヲ受クル權利ヲ有ス但シ各轉換社債ノ
金額中最低額ニ滿タザル端數ニ付テハ此ノ限ニ
在ラス

第二百八十八條ノ四第二項ノ規定ハ株主ガ轉換社
債ノ引受權ヲ有スベキ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二ノ五 株主ガ轉換社債ノ引受
權ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ對シテ其ノ者ガ
引受權ヲ有スル轉換社債ノ額、発行価額、転換
ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、

転換ヲ請求シ得ベキ期間及一定ノ期日迄ニ転換

社債ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ七に第一項として次のように加える。

第二百二十二条ノ二第二項、第二百八十条ノ十及第二百八十条ノ十一ノ規定ハ転換社債ノ発行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十九条第一項ただし書中「競売ニ代ヘ」を「取引所ノ相場アルモノハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキモノハ」に、「他ノ方法」を「競売以外ノ方法」に改める。

第三百八十条第二項及び第三百八十一条第一項中「取締役」の下に「監査役」を加える。

第四百六条ノ二の次に次の一条を加える。

第四百六条ノ三 最後ノ登記後五年ヲ経過シタル会社ハ本店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ニ未ダ營業ヲ廃止セザル旨ノ届出ヲ為スベキ旨ヲ法務大臣ガ官報ヲ以テ公告シタル場合ニ於テ其ノ公告ノ日ニ既ニ最後ノ登記後五年ヲ経過シタル会社ガ同日ヨリ二月内ニ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ其ノ届出ヲ為サザルトキハ其ノ会社ハ其ノ期間満了ノ時ニ解散シタルモノト看做ス但シ其ノ期間内ニ登記ヲ為シタル会社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ公告アリタルトキハ登記所ハ同項ノ会社ニ対シ其ノ公告アリタル旨ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ解散シタルモノト看做サレタル会社ハ其ノ後三年内ニ限り第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依リテ会社ヲ継続スルコトヲ得第四百十五条中「取締役」の下に「監査役」を加える。

第四百二十条を次のように改める。
第四百二十条 清算人ハ定時總會ノ会日ヨリ五週前ニ貸借対照表及事務報告書ヲ、三週間前ニ其ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ定時總會ノ会日ヨリ一週間前ニ前項ノ書類ニ関スル監査報告書ヲ清算人ニ提出スルコトヲ要ス

清算人ハ定時總會ノ会日ノ一週間前ヨリ第一項ノ書類及前項ノ監査報告書ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

第二百八十二条第二項ノ規定ハ前項ノ書類ニ之ヲ準用ス

清算人ハ貸借対照表及事務報告書ヲ定時總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第四百二十八条第二項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第四百三十条第二項中「第二百六十一条ノ二」を「第二百六十一条」に、乃至第二百七十六条、第二百七十八條、第二百八十二条乃至第二百八十四条及第二百九十三条ノ五乃至「第二百七十四條ノ二、第二百七十五条、第二百七十五条ノ二、第二百七十五条ノ四、第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十三条第三項、第二百八十四条、第二百九十三条ノ六及」に改める。

第四百三十一条第一項及び第四百五十二条第一項中「清算人」の下に「監査役」を加える。

第四百八十九条第三号中「利益又ハ利息ノ配當」を「利益若ハ利息ノ配當又ハ第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配」に改める。

第四百九十八条第一項第十九号中「第三十二条第一項ノ帳簿、第二百九十三条ノ五第一項ノ附屬明細書」を「会計帳簿、第二百八十一条第一項若ハ第四百二十条第一項ノ附屬明細書若ハ監査報告書」に改め、同項第二十号中「第二百九十三条ノ五第一項」を削り、「第四百八条ノ二第一項」の下に「第四百二十条第三項」を加え、同条第二項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「譲渡シタルトキ」の下に「又ハ有限会社法第七十七条第一項若ハ第二項ニ掲グル者ガ本編ニ定ムル調査ヲ妨ゲタルトキ」を加える。

第四百九十八条ノ二中「登録税額」を「登録免許税額」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。ただし、商法第二百九条第一項、第二百四十条第二項、第二百五十六条ノ三、第二百八十条ノ二第一項、第二百八十条ノ六第三号、第二百八十条ノ七、第二百八十八條ノ二、第二百九十三条ノ二、第二百九十三条ノ三第三項、第二百九十三条ノ四第二項、第三百四十一条ノ二、第三百四十一条ノ七、第三百七十九条第一項及び第四百九十八條ノ二の各改正規定、同法第二百五十六條ノ四を削る改正規定、同法第二百八十条ノ九の次に一條を加える改正規定、同法第三百四十一条ノ二の次に四條を加える改正規定、同法第四百六条ノ二の次に一條を加える改正規定並びに次条、附則第五条及び第十條から第十三條までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の商法の規定は、特別の定めがある場合を除いては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の商法の規定によつて生じた効力を妨げない。

(商業帳簿等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に商人である者がこの法律の施行後最初に到来する改正後の商法第三十三条の一定の時期(会社にあつては、決算期をいう。以下この条及び次条において同じ。)以前において作成すべき商業帳簿及びその附屬明細書並びに当該一定の時期以前においてする計算及び当該一定の時期に関する計算に関するものは、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(流動資産及び固定資産の評価に関する経過措置)

第四条 改正後の商法第三十四条第一号及び第二号の規定の適用については、この法律の施行の際現に株式会社以外の商人である者がこの法律

の施行後最初に到来する改正後の商法第三十三条の一定の時期以前に取得し、又は製作した資産は、当該一定の時期において附することのできる最高価額(その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額)をもつて、当該一定の時期の翌日に取得し、又は製作したもののみならず。

(累積投票に関する経過措置)

第五条 商法第二百五十六条ノ三の改正規定及び同法第二百五十六条ノ四を削る改正規定の施行の際現に取締役の選任について累積投票によらないことを定めた定款には、発行済株式の総数の四分の一以上に当たる株式を有する株主が累積投票によるべきことを求めることができる旨の定めがあるものとみなす。ただし、発行済株式の総数の四分の一以下の割合以上に当たる株式を有する株主がその請求をすることができ旨の定めがある場合は、この限りでない。

(会社と取締役又は清算人との間の訴えについて)

第六条 この法律の施行の際現に存する株式会社が取締役若しくは清算人に対し、又は取締役若しくは清算人がその会社に対して提起する訴えについては、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時總會の終結前は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(監査役に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役で、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時總會の終結前に在任するものに関するものは、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の定時總會の終結の際現に在任する監査役は、同項の定時總會の終結と同時に退任する。

(定時總會の招集の通知に添付すべき書類に関する経過措置)

第八条 改正後の商法第二百八十三条第二項の規

定は、この法律の施行後最初に到来する決算期以前の決算期に関する定時総会については、適用しない。

(子会社の株式の評価に関する経過措置)

第九條 この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期において附則第三條の規定によりなおその例によるものとされる改正前の商法第二百八十五條ノ六第二項において準用する同法第二百八十五條ノ二第二項の規定により子会社の株式の時価を附した場合には、改正後の商法第二百八十五條ノ六第一項及び同法第二項において準用する同法第二百八十五條ノ二第一項ただし書の規定の適用については、その附した時価を取得価額とみなす。

(株式による配当に関する経過措置)

第十條 商法第二百九十三條ノ二の改正規定の施行前に株主総会の招集に関する取締役会の決議があつた場合において、その株主総会の決議をもつて利益の配当の全部又は一部を新たに発行する株式をもつてするときは、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(転換社債の発行に関する経過措置)

第十一條 転換社債に関する改正規定の施行前に転換社債の発行の決議があつたときは、その転換社債の発行に關しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(資本の減少に関する経過措置)

第十二條 商法第二百七十九條第一項の改正規定の施行前に資本の減少の決議があつたときは、その資本の減少に關しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(休眠会社に関する特例)

第十三條 昭和四十八年十一月一日において、最後の登記をした後十年を経過している株式会社は、その日に解散したものとみなす。

2 改正後の商法第四百六條ノ三第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五號)第九十一條の二の規定は、第一項の規定による解散の登記について準用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四條 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

株式会社の運営の適正と安定を図り、資金の調達を容易にするともに株主の利益を保護する等のため、監査役が会社の会計以外の業務をも監査することにより株式会社の監査制度を充実し、累積投票の制度は定款をもつて排除することができることとし、転換社債について、その発行は原則として取締役会の決議によることとし、引受権等に関する規定を整備し、準備金の資本組入れの際発行価額の一部払込みによる株式の発行ができることとし、営業年度を一年とする会社に中間配当のみを開くほか、取引の安全を図るためいわゆる休眠会社を整理する方途を講じ、商業帳簿の制度を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律

目次

第一章 総則(第一條)
第二章 資本の額が五億円以上の株式会社に関する特例(第二條至第二十一條)
第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例(第二十二條至第二十七條)
第四章 罰則(第二十八條至第三十條)

附則

第一章 總則

(趣旨)

第一條 この法律は、資本の額が五億円以上の株式会社及び資本の額が一億円以下の株式会社における監査等に関する商法(明治三十二年法律第四十八號)の特例を定めるものとする。

第二章 資本の額が五億円以上の株式会社に関する特例

(会計監査人の監査)

第二條 資本の額が五億円以上の株式会社(以下この章において「会社」という。)は、商法第二百八十一條第一項第一號、第二號及び第四號に掲げる書類並びにその附屬明細書について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第三條 会計監査人は、監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて選任する。

2 会計監査人を選任したときは、取締役は、その旨を株主総会に報告しなければならない。

(会計監査人の資格)

第四條 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 次に掲げる者は、会計監査人となることできない。

一 会社又はその親会社若しくは子会社(商法第二百七十四條ノ三に規定する親会社又は子会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は使用人
二 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
三 前二號に掲げる者が社員半数以上を占める監査法人

(会計監査人の職務を行なうべき社員の指名)
第五條 会計監査人に選任された監査法人は、その職務を行なうべき社員を指名し、これを会社に通知しなければならない。

2 前条第二項第一號又は第二號に掲げる者は、前項の規定による指名を受けることができない。

(会計監査人の解任)
第六條 会計監査人は、監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて解任することができる。

2 会計監査人を解任したときは、取締役は、その旨及び解任の理由を株主総会に報告しなければならない。

3 解任された会計監査人が前項の株主総会の会日の三日前までに会社に対して書面で解任についての意見を通知したときは、取締役は、その意見の要旨を株主総会に報告しなければならない。

(会計監査人の権限等)
第七條 会計監査人は、何時でも、会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、子会社に対して会計に関する報告を求めることができる。

4 商法第二百七十四條ノ三第三項の規定は、前項の場合について準用する。

5 会計監査人は、その職務を行なうにあつて第四條第二項第一號又は第二號に掲げる者を使用してはならない。

(取締役の不正行為等を発見した場合の会計監査人の報告義務)
第八條 会計監査人がその職務を行なうに際して取締役の職務遂行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その会計監査人は、これを監査役に報告しなければならない。

(会計監査人の損害賠償責任)

第九条 会計監査人がその任務を怠つたことにより会社に損害を生じさせたときは、その会計監査人は、会社に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

第十条 会計監査人が重要な事項について第十三条第一項の監査報告書又は第十五条第二項の監査報告書に虚偽の記載をしたことにより第三者に損害を生じさせたときは、その会計監査人は、その第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。ただし、その職務を行なうについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(会計監査人の監査報告書)
第十一条 会計監査人が会社又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、取締役又は監査役もその責めに任ずべきときは、その会計監査人、取締役及び監査役は、連帯債務者とする。

(計算書類等の提出期限)

第十二条 取締役は、定時総会の会日の八週間前までに、商法第二百八十一条第一項各号に掲げる書類を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

(会計監査人の監査報告書)

第十三条 会計監査人は、前条の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査役及び取締役提出しなければならない。

第十四条 監査役は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

第十五条 監査役は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと思つたときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 商法第二百八十一条第三項第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項

(計算書類等の附属明細書の監査)
第十五条 取締役は、定時総会の会日の四週間前までに、商法第二百八十一条第一項の附属明細書を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

2 会計監査人は、前項の書類を受領した日から二週間以内に、これに関する監査報告書を監査役及び取締役提出しなければならない。

3 監査役は、前項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、第一項の書類に関する監査報告書を取締役に提出しなければならない。この場合において、会計監査人の報告を相当と認めたとときは、監査役の監査報告書には、その旨を記載すれば足りる。

(監査報告書の備置等)
第十六条 商法第二百八十二条の規定は、会計監査人の監査報告書について準用する。

(定時総会における会計監査人の意見陳述)
第十八条 第二条の書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監査役と意見を異にするときは、会計監査人(会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行なうべき社員。次項において同じ)は、定時総会に出席して意見を述べることができる。

2 定時総会において会計監査人の出席を求める

決議があつたときは、会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べなければならない。

(商法の適用除外)
第十九条 会社については、商法第二百八十一条ノ二から第二百八十一条ノ四までの規定は、適用しない。

(資本の額が増減した場合の経過措置)
第二十条 会社の資本の額が五億円未満となつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二条から前条までの規定を適用する。

第二十一条 会社以外の株式会社の資本の額が五億円以上となつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二条から第十九条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例
(監査役等の職務及び権限)
第二十二条 資本の額が一億円以下の株式会社(以下この章において「会社」という。)の監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する書類を調査し、株主総会にその意見を報告しなければならない。

2 監査役は、何時でも、会計の帳簿及び書類の間覧若しくは謄写をし、又は取締役に対して会計に関する報告を求めることができる。

3 監査役は、その職務を行なうため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

4 前三項の規定は、会社の清算の場合について準用する。

(計算書類及び監査報告書の提出期限)
第二十三条 取締役は、定時総会の会日の五週間前までに、商法第二百八十一条第一項各号に掲げる書類を監査役提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を取締役に提出しなければならない。

(会社と取締役との間の訴えについての会社代表表)
第二十四条 会社が取締役に対し、又は取締役が会社に対して訴えを提起する場合には、その訴えについては、取締役会が定める者が会社を代表する。

2 株主総会は、前項の規定にかかわらず、会社を代表すべき者を定めることができる。

3 前二項の規定は、会社の清算人について準用する。

(商法の適用除外)
第二十五条 会社については、商法第二編第四章第三節、第四節及び第六節ノ二から第九節までの規定中株式会社の監査役に関する規定は、同法第二百三十八条、第二百七十三条、第二百七十四条ノ三、第二百七十五条ノ三、第二百七十六條から第二百七十八條まで、第二百八十条、第二百八十一条第二項、第二百八十一条ノ四、第二百八十二条、第二百八十四条、第二百八十七條、第二百八十八條第二項、第二百八十九條、第二百九十条第一項、第二百九十四條第一項、第二百九十七條第三項、第二百九十八條第三項、第四百條、第四百十三條第三項、第四百十四條第一項、第四百二十條第一項から第四項まで、第四百三十條第二項において準用する第二百三十八條、第二百七十六條、第二百七十八條及び第二百八十四條、第四百三十二條(第四百五十四條第一項第六号に係る部分に限る)、第四百三十七條、第四百四十四條第四項及び第四百五十二條第二項において準用する第三百九十条第一項、第四百五十三條、第四百五十四條並びに第四百五十六條第一項において準用する第四百條の規定を除き、適用しない。

(資本の額が増減した場合の経過措置)
第二十六条 会社の資本の額が一億円をこえることとなつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは

は、第二十二条から前条までの規定を適用する。

2 前項の場合においては、監査役は、同項の定時総会の終結の時に退任する。

第二十七條 会社以外の株式会社の資本の額が一億四以下となつた場合においては、その後最初に到来する決算期に關する定時総会の終結の時までは、第二十二條から第二十五條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四章 罰則

第二十八條 會計監査人がその職務に關し不正の請託を受け、賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 會計監査人が監査法人である場合においては、會計監査人の職務を行なう社員がその職務に關し不正の請託を受け、賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

會計監査人が監査法人である場合においては、その社員が會計監査人の職務に關し不正の請託を受け、會計監査人に賄賂を受受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 前二項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十九條 前条第一項又は第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽又は免除することができる。

第三十條 商法第四百九十八條第一項に掲げる者又は會計監査人若しくはその職務を行なうべき社員が次の各号の一に該当するときは、三十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一定時総会の会日の八週間前までに會計監査

人の選任手続をしなかつたとき。

二 第六條第二項又は第三項の規定により株主総会に報告するにあたり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三 正当の理由がなく、第七條第一項又は第二十二條第二項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

四 第七條第二項、同条第四項において準用する商法第二百七十四條ノ三第三項又は第二十二條第三項の規定による調査を妨げたとき。

五 この法律の規定による監査報告書に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

六 第十六條において準用する商法第二百八十二條第一項の規定に違反して、監査報告書を備え置かなかつたとき。

七 正当の理由がなく、第十條において準用する商法第二百八十二條第二項の規定による書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

八 第十七條の規定に違反して、定時総会の招集通知に監査報告書の謄本を添附しなかつたとき。

九 第十八條第一項又は第二項の規定により定時総会において意見を述べるにあたり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

2 有限会社法（昭和十三年法律第七十四號）第七十七條第一項又は第二項に規定する者が、第七條第四項において準用する商法第二百七十四條ノ三第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

附則

（施行期日）
1 この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。

（経過措置）
2 第二章の規定は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五號）第九十三條の二第一項の規定の適用を受ける株式会社については、この法

律の施行後最初に到来する決算期に關する定時

總會の終結の時まで、その他の株式会社で、銀行、信託会社、保険会社又は公共工事の前払金保証事業に關する法律（昭和二十七年法律第百八十四號）第二條第四項に規定する保証事業会社（以下「銀行等」と總稱する。）以外のものについては、昭和五十年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に關する定時總會の終結の時まで、銀行等については、昭和五十一年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に關する定時總會の終結の時までは、それぞれ適用しない。

3 前項の規定により第二章の規定の適用を受けない株式会社がその適用を受けることとなつた場合においても、その後最初に到来する決算期に關する定時總會の終結の時までは、なお同章の規定を適用しない。

4 第三章中監査役に關する規定は、商法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第七條第一項の規定が適用される監査役については、適用しない。

理由

大規模の株式会社の実情にかんがみ、會計監査人による監査を実施するものとするにによりその運営をいづる適正にするため、及び小規模の株式会社の実情にかんがみ、監査役の職務を會計の監査に限定する等のため、商法の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律案

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律

（非訟事件手続法の一部改正）
第一条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四號）の一部を次のように改正する。

第二百二十六條第一項中「及び第三百七十九條第一項」を、「第二百九十三條ノ二第三項但書及び第三百七十九條第一項但書」に改める。

第二百二十六條第一項中「及び第三百七十九條第一項」を、「第二百九十三條ノ二第三項但書及び第三百七十九條第一項但書」に改める。

第二百九十三條ノ二第三項但書「（同法第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を、「第二百九十三條ノ二第三項但書（同法第二百九十三條ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」又ハ同法第三百七十九條第一項但書（同法第二百九十三條ノ四第二項及び第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

第二百九十五條ノ六十一中「第三項」を削る。

（信託業法の一部改正）
第二条 信託業法（大正十一年法律第六十五號）の一部を次のように改正する。

第十三條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

（銀行法の一部改正）
第三条 銀行法（昭和二年法律第二十一號）の一部を次のように改正する。

第十二條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に、「所屬明細書」を「附屬明細書」に改める。

（無尽業法の一部改正）
第四条 無尽業法（昭和六年法律第四十二號）の一部を次のように改正する。

第十八條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

（國債の価額計算に關する法律の一部改正）
第五条 國債の価額計算に關する法律（昭和七年法律第十六號）の一部を次のように改正する。

第一項中「財産目録」を「會計帳簿又ハ財産目録」に、「第三十四條第一項」を「第三十四條」に改める。

（商法中改正法律施行法の一部改正）
第六条 商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三號）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市及北九州市」を「東

京都ノ特別区ノ存スル区域及地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ニ改め、同条第一項を削る。

第四十九条中「財産目録、貸借対照表及損益計算書」を「貸借対照表、損益計算書及附屬明細書」に改める。

(有限会社法の一部改正)

第七條 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十條ノ三第一項中「若ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五ノ附屬明細書」を削る。

第三十三條ノ次に次の一條を加える。

第三十三條ノ二 監査役ハ取締役ガ社員總會ニ提出セントスル會計ニ關スル書類ヲ調査シ社員總會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

監査役ハ何時ニテモ會計ノ帳簿及書類ノ閲覧若ハ謄寫ヲ爲シ又ハ取締役ニ對シ會計ニ關スル報告ヲ求ムルコトヲ得

監査役ハ其ノ職務ヲ行フ爲必要アルトキハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第三十四條中「第二百七十四條」を「第二百七十六條」に改める。

第四十一條ノ次に次の一條を加える。

但シ同法第二百四十七條第一項及第二百四十九條第一項但書(同法第二百五十二条及第二百五十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定中監査役ニ關スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三條 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附屬明細書ヲ作ルコトヲ要ス

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 營業報告書

四 準備金及利益ノ配當ニ關スル議案

監査役アルトキハ取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ五週間前ニ前項各号ニ掲グル書類ヲ、三週

間前ニ其ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

第四十四條ノ二第二項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テハ第四十三條第一項ノ規定ニ拘ラズ附屬明細書ハ之ヲ作ルコトヲ要セズ

第四十六條第一項中「第二百八十五條」の下に「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四」を加え、乃至第二百八十八條ノ二を「第二百八十八條、第二百八十八條ノ二第一項第三項」に改め、「第二百九十三條ノ五」を削る。

第五十八條ノ次に次の一條を加える。

但シ同法第三百八十條第二項ノ規定中監査役ニ關スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十三條ノ次に次の一條を加える。

但シ同法第四百十五條ノ規定中監査役ニ關スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五條第一項ノ次に次の一條を加える。

但シ同法第四百二十八條第二項ノ規定中監査役ニ關スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五條第二項中「第三十一條ノ二」の下に「第三十三條ノ二」を加え、「第二百七十四條乃至」、「第二百八十二條、第二百八十三條第一項」及び「第二百九十三條ノ五」を削る。

第八十五條第一項第十号中「商法第三十二條第一項ノ帳簿又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を「會計帳簿、第四十三條第一項ノ附屬明細書、第七十五條第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十條第一項ノ附屬明細書又ハ監査報告書」に改め、同項第十一号中「監査役ノ報告書又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を「監査報告書、第四十三條第一項ノ附屬明細書又ハ第七十五條第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十條第一項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号

中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一項第三項」に改める。

(有限会社法の一部改正に伴フ経過措置)

第八條 前條の規定による有限会社法の一部改正に伴フ経過措置については、商法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第二條、第三條及び第七條第一項の規定の例による。

(保險業法の一部改正)

第九條 保險業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條ノ二第一項中「九十日」を「四月」に改め、同條第二項中「九十日ヲ超エザル日以内」を「四月ヲ超エザル期間内」に改める。

第十六條第一項中「利益ノ配當」の下に「又ハ商法第二百九十三條ノ五第一項ノ金銭ノ分配」を加える。

第六十二條中「第二百五十六條第三項」を削り、同條ただし書中「社員」の下に「トシ同法第二百七十五條ノ四中第二百六十七條第一項トアルハ之ヲ保險業法第五十七條第一項」を加える。

第六十七條第一項中「第二百八十五條」の下に「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四」を加え、「第二百九十三條ノ五第一項第三項」を削り、「第二百九十五條」の下に「並ニ株式會社の監査等ニ關する商法の特例に關する法律第二章」を加え、同項に次の一條を加える。

但シ株式會社の監査等ニ關する商法の特例に關する法律第二章、第二十條及第二十一條中資本ノ額トアルハ之ヲ基金ノ總額トス

第六十七條第二項中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

第七十七條中「第二百六十一條ノ二」を「第二百六十一條」に、「乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四條、第二百九十三條ノ五第一項第三項」を「第二百七十四條ノ二、第二百七十五條、第二

百七十五條ノ二、第二百七十五條ノ四、第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十三條第三項、第二百八十四條」に改める。

第八十二條中「財産目録」を削る。

第八十八條第二項中「第三十三條第四項」を「第三十三條第五項」に改める。

第四百四十四條第一項中「検査役」の下に「會計監査人」を加える。

第五百二十二條中「検査役」の下に「會計監査人若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員」を加え、同條第十三号中「帳簿、第六十七條若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を「會計帳簿、第六十七條第一項ニ於テ準用スル商法第二百八十一條第一項若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第一項ノ附屬明細書若ハ監査報告書」に改め、同條第十四号中「第六十七條及第七十七條」を「第六十七條第一項」に、「若ハ第二百九十三條ノ五第一項若ハ第七十三條第一項」を、「第七十三條第一項」に改め、「第四百八條ノ二」の下に「若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第三項」を加える。

(保險業法の一部改正に伴フ経過措置)

第十條 前條の規定による保險業法の一部改正に伴フ経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第二條、第三條及び第六條から第九條までの規定並びに株式會社の監査等ニ關する商法の特例に關する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第二項中同項の銀行等ニ關する規定の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部改正)

第十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「三箇月以内」を「三箇月以内」に改める。

(會社の配當する利益又は利息の支払に關する法律の一部改正)

第十二条 会社の配当する利益又は利息の支払に
関する法律（昭和二十三年法律第六十四号）の
一部を次のように改正する。
本則に次の一項を加える。

4 前三項の規定の適用については、商法第二
百九十三条ノ五第一項の規定により分配する
金銭は、会社がその株主に配当する利益とみ
なす。

（公認会計士法の一部改正）

第十三条 公認会計士法（昭和二十三年法律第百
三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「左の」を「次の」に、
「行つてを」を「行なつて」に改め、同項第一号中
「その他の団体」を「その他の者」に改め、同
項第二号中「その他公認会計士が著しい利害関
係を有し、又は過去一年以内に著しい利害関係
を有した会社その他の者」を削り、同項に次の
一号を加える。

三 前二号に定めるもののほか、公認会計士
が著しい利害関係を有する会社その他の者
の財務書類

第二十四条第二項を同条第三項とし、同条第
一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会
計士又はその配偶者が会社その他の者との間
にその者の営業、経理その他に關して有する
関係で、公認会計士の行なう第二條第一項の
業務の公正を確保するため業務の制限をする
ことが必要かつ適當であるとして政令で定め
るものをいう。

第三十四条の十一第一項第二号中「又はその
社員が著しい利害関係を有し、又は過去一年以
内に著しい利害関係を有した」を「が著しい利
害関係を有する」に改め、同条第二項中「大蔵
大臣が」を削り、「必要かつ適當と認めて大蔵
省令で定める」を「業務の制限をすることが必
要かつ適當であるとして政令で定める」に改
め、同条第三項中「第二十四条」を「第二十四
条第一項又は第三項」に改める。
（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十四条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年
法律第八十一号）の一部を次のように改正す
る。

第二十七条第六項中「の規定」の下に「これ
らの規定中監査役に係る部分を除く。」を加え
る。

第三十二條中「第四百二十八条」の下に「監
査役に係る部分を除く。」を加える。

（商法の一部改正）

第四十二條中「並びに商法」を「商法」に、
「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を
「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、
「第二百七十一條（株主の差止請求権）」の下に
「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例
に關する法律（昭和四十八年法律第 号）」
第二十四條第一項及び第二項（会社と取締役と
の間の訴えについての会社代表）を加え、「第二
百七十四條（報告を求め調査をなす権限）及び」
を削り、「第二百七十八條（取締役と監査役との
連帯責任）」の下に「株式会社の監査等に関する
商法の特例に關する法律第二十二條第二項及び
第三項（報告を求め調査をする権限）」を、「第
二百五十九條ノ三」の下に「（第二百五十九條
ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部
分を除く。）」を加え、「第二百六十條ノ三（取締
役会の議事録）」を「第二百六十條ノ四（監査役
に係る部分を除く。）」（取締役会の議事録）に改
める。

第五十四條中「規定」の下に「これらの規定
中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十七條第三項中「第三百八十八條」の下に
「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第六十九條中「第四百十八條」の下に「第
四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第
四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、
「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三
十八條ノ三」に、並びに商法を「商法」に改め、
「第二百五十九條ノ三」の下に「（第二百五
十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に
係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十條ノ三

から第二百六十一條ノ二まで（取締役会の議事
録及び会社代表）」を「第二百六十條ノ四（監査
役に係る部分を除く。）」（取締役会の議事録、第
二百六十一條（代表取締役）に改め、「第二百八
十四條（取締役及び監査役の責任の解除）」の下
に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特
例に關する法律第二十四條第一項及び第二項
（会社と取締役との間の訴えについての会社代
表）」を「この場合において」の下に「第四十條
第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、
損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」
とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対
照表」とを加える。

第二百五十五條第五号中「第二百六十條ノ三」を
「第二百六十條ノ四」に改め、同条第八号の二
中「商法第二百七十四條第一項」を「株式會社
の監査等に関する商法の特例に關する法律第二
十二條第二項」に改め、同条第九号中「商法第
二百七十四條第二項」を「株式會社の監査等に
關する商法の特例に關する法律第二十二條第三
項」に改める。

（資産再評価法の一部改正）

第十五條 資産再評価法（昭和二十五年法律第百
十号）の一部を次のように改正する。

第九十八條第一項中「財産目録」を「會計帳
簿又は財産目録」に改め、「第二百八十五條ノ
三」を削り、同条第二項中「第三十四條第二項」
を「第三十四條」に改め、「第二百八十五條ノ
三」を削る。

（外資に関する法律の一部改正）

第十六條 外資に関する法律（昭和二十五年法律
第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第六号中「配当金」の下に「及
び商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百
九十三條ノ五第一項の規定により分配する金
銭」を加え、同項第七号中「（明治三十二年法律
第四十八号）」を削る。

第八條第二項第四号ハ中「第三百七十九條第
一項」を「第二百八十條ノ九ノ二第五項の規定

により株主に交付される金銭、同法第二百九十
三條ノ二第三項（同法第二百九十三條ノ三第三
項において準用する場合を含む。）若しくは同法
第三百七十九條第一項に、第三百七十九條第
三項を「第二百九十三條ノ四第二項、第三百
七十九條第三項」に改める。

（船主相互保險組合法の一部改正）

第十七條 船主相互保險組合法（昭和二十五年法
律第七十七号）の一部を次のように改正す
る。

（第十五條第七項及び第三十四條中「規定」の
下に「これらの規定中監査役に係る部分を除
く。」を加える。

第四十條中「第二百七十四條及び第二百七十
五條（監査役の監査権限等）並びに」を削り、
「第二百七十八條（監査役の責任）」の下に「並
びに株式會社の監査等に関する商法の特例に關
する法律（昭和四十八年法律 号）第二十
二條第一項から第三項まで（監査役の職務及び
権限）」を加え、同法第三十八條第一項を「商
法第三十八條第一項」に改める。

第四十四條第一項前段を次のように改める。

商法第三十四條第二号（固定資産の評価）、
第二百八十一條（計算書類の作成、第二百八
十二條（計算書類の公示）、第二百八十三條第
一項及び第三項（計算書類の承認及び公告）、
第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の
解除）、第二百八十五條ノ二及び第二百八十五
條ノ四から第二百八十五條ノ六まで（財産評
価に關する特例）、第二百九十三條ノ六及び第
二百九十三條ノ七（株主の帳簿閲覧権）並び
に株式會社の監査等に関する商法の特例に關
する法律第二十三條（計算書類及び監査報告
書の提出期限）の規定は、組合の計算に準用
する。

第四十四條第一項後段中「第二百八十一條第
五号」を「第二百八十一條第一項第一号中「貸
借対照表」とあるのは「財産目録及び貸借対照
表」と、同項第四号」に改める。

第四十八條第一項中「船主相互保險組合法第四十五條第一項第四号」との下に「同法第四百二十條第一項及び第五項中「貸借対照表及事務報告書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」とを加え、同条第二項中「第二百七十四條及び第二百七十五條（監査役の監査権限等）」を削り、「第二百八十二條から第二百八十四條まで（計算書類の作成等）」並びに「第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで（計算書類附屬明細書の備置、公示等）」を「第二百八十三條第三項（計算書類の公告）、第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）、第二百九十三條ノ六及び第二百九十三條ノ七（株主の帳簿閲覧権）並びに株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第一項から第三項まで（監査役の職務及び権限）」に改める。

第六十條第十号中「又は第四十八條第二項」を削り、「若しくは第二百九十三條ノ五第一項」を「又は第四十八條第一項において準用する商法第四百二十條第三項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第一項又はは、株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、「若しくは第四十八條第二項」及び「第二百九十三條ノ五第三項」を削り、「第二百九十三條ノ六第一項」の下に、第四十八條第一項において準用する商法第四百二十條第四項又は第四十八條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ六第一項を加え、同条第十三号中「若しくは第四十八條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ五第二項の規定に違反して、を」において準用する商法第二百八十一條第一項又は第四十八條第一項において準用する商法第四百二十條第一項」に改める。

（船主相互保險組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十八條 前条の規定による船主相互保險組合法の一部改正に伴う経過措置については、商法の

一部を改正する法律附則第三條の規定の例による。

（商品取引所法の一部改正）

第十九條 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九號）の一部を次のように改正する。

第五十六條の二第四項を削る。

第七十六條前段を次のように改める。

商法第三十四條第二号、第二百八十二條、第二百八十三條第一項及び第三項、第二百八十四條、第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四から第二百八十五條ノ六まで並びに第二百八十七條ノ二（会社の計算）の規定は、取引所の計算について準用する。

第七十六條後段中「前条ニ掲グル書類」を「第二百八十一條第一項ノ書類」に、「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改める。

第一百條第一項中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、及び「第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に改め、同条第二項中「及び第七十五條」を「並びに第七十五條」に、「及び第二百八十二條から第二百八十四條まで」を「第二百八十二條、第二百八十三條第一項及び第三項並びに第二百八十四條」に改め、「この場合において」の下に「第七十五條中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」とを加え、前条ニ掲グル書類」を「第二百八十一條第一項ノ書類」に、「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改める。

第一百五十九條第四号中「頒布するを目的」を「頒布する目的」に改める。

（旧株式会社社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正）

第二十條 旧株式会社社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第四百三十三號）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「資本準備金とみなして、同条

第二項及び第三項の規定を適用する」を「資本準備金とみなす」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第二十一條 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八號）の一部を次のように改正する。

第二十四條第六項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第二十八條中「第四百二十八條」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第三十九條中「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十二條（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第 号）第二十

四條第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「第二百七十四條（報告を求め調査をする権限）及び」を削り、「第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を加え、「第二百六十條ノ三まで（取締役会）」を「第二百六十條ノ二まで（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）（取締役会）及び第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）」に改める。

第四十九條中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十二條第三項中「第三百八十條」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第六十四條中「第四百十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加え、及び「第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「第四百二十二條」を「及び第四百二十二條」に、「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條ノ二まで（取締役会並びに取締役の業務

の執行及び会社代表）」を「第二百六十條ノ二まで（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）（取締役会）、第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録、第二百六十一條代表取締役）」に改め、「第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を、「この場合において」の下に「第三十七條第一項中「業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加え、「第六十四條において準用する」を「第六十四條ニ於テ準用スル」に改める。

第九十一條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

（森林法の一部改正）

第二十二條 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九號）の一部を次のように改正する。

第二百二十二條中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第二百二十五條第三項中「第三百八十條」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第三百三十八條第七項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

（会社更生法の一部改正）

第二十三條 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二號）の一部を次のように改正する。

第五十二條第一項中「又は利益若しくは利息の配当」を「利益若しくは利息の配当又は商法

第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配」に改める。

第七十八條第二項及び第八十二條第一項中「第二百八十五條ノ二」を「第三十四條第二号、第二百八十五條ノ二及び第二百八十五條ノ四」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第二十四條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條中「又ハ取締役」、「理事又ハ監事」及び「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」とを削る。

第三十三條中「第二百五十九條ノ三」の下に「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く。）」に、とあるのは、「を」とあるのを「に」に改める。

第三十九條中「又ハ取締役」とあるのは、「理事又ハ監事」とを削る。

第五十七條第一項中「又ハ取締役」とあるのは、「理事又ハ監事」と、及び「同法第二百四十條第一項但書中「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」とを削る。

第五十八條第一項中「第四百七條から」の下に「第四百九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十九條」を「並びに第四百二十九條」に、「及び第四百二十一條並びに」を「並びに第四十一條」に改め、「第二百五十九條ノ三」の下に「（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く。）」に改め、「同法第四百二十條中「貸借対照表」とあるのは「収支計算書」とを削り、同条第二項後段を削る。

第一百條第六号中「第二百六十條ノ三」を

「第二百六十條ノ四」に改める。

（塩業組合法の一部改正）

第二十五條 塩業組合法（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第七項中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第三十一條中「第四百二十八條」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第四十五條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十二條（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第 号）第二十四條第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「並びに商法第二百七十四條（報告を求め調査をなす権限）及び」を「商法」に改め、「第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を、「第二百五十九條ノ三」の下に「（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十條ノ三（取締役会の議事録）」を「第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く。）」（取締役会の議事録）に改める。

第五十七條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十九條第三項中「第三百八十條」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第七十條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三」の下に「（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、

「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで」

「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで」

（取締役会の議事録及び会社代表）を「第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く。）」（取締役会の議事録）、第二百六十一條（代表取締役）に改め、「第二百七十四條第一項（報告を求め調査をなす権限）」を削り、「第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項（報告を求め調査をする権限）並びに」

第二十四條第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を、「この場合において」の下に、「第四十二條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

第八十條第六号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

（商工會議所法の一部改正）

第二十六條 商工會議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第八項中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第三十一條中「第四百二十八條」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十條、第五十三條、第六十七條第三項、第七十三條第五項、第七十四條第五項及び第七十六條第四項中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第二十八條中「第四百二十八條」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第四十二條中「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十二條（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第 号）第二十四條第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「第二百七十四條（報告を求め調査をする権限）及び」を削り、「第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ二」及び「第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」及び「第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く。）」に改める。

第五十四條中「第二百四十七條」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十七條第三項中「第二百四十九條」を「監査役に係る部分及び第二百四十九條」に改める。

第六十八條中「第四百七條から」の下に「第四百九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四十六條」を「及び第四十六條」に、「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條ノ二まで（取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表）」を「第二百六十條ノ二まで（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。）」（取締役会）、第二百六十條ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録、第二百六十一條（代表取締役）」に改め、「第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する

法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を、「この場合において」の下に、「第三十九條第一項中「業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」とを加える。

第二百一十條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(内航海運組合法の一部改正)

第二十八條 内航海運組合法(昭和三十三年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十條中「商法(明治三十二年法律第四十八号)」を「並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)」に改め、「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第四十一條中「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百六十二條」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項」を加え、「第二百七十四條及び」を削り、「第二百七十八條」の下に「並びに株式会社

の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項」を加え、「及び第二百六十條ノ三」を「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」及び第二百五十九條ノ四(監査役に係る部分を除く。)に改める。

第五十條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十五條中「第四百十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加

え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「第三十四條」を「第三十四條」に、「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで」を「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」第二百五十九條ノ四(監査役に係る部分を除く。)に改め、及び第二百六十一條」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「第三十四條」を「第三十四條」に、「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで」を「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」第二百五十九條ノ四(監査役に係る部分を除く。)に改め、及び第二百六十一條」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

第七十四條第七号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十一号及び第十二号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十三号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第二十九條 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第六項中「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第二十七條中「第四百二十八條」の下に「監査役に係る部分を除く。」を加える。

第三十九條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百六十二條」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項」を加え、「及び第二百六十條ノ三」を「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」第二百五十九條ノ四(監査役に係る部分を除く。)に改め、及び第二百六十一條」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

百七十二條(株主の差止請求権)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を加え、「並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び」を「商法」に改め、「第二百七十八條(監査役と取締役との連帯責任)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)を加え、「同法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十九條第五項」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)に改める。

第四十八條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第四十九條の第三項中「第三百八十八條」の下に「監査役に係る部分を除く。」を加える。

百七十二條(株主の差止請求権)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を加え、「並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び」を「商法」に改め、「第二百七十八條(監査役と取締役との連帯責任)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)を加え、「同法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十九條第五項」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)に改める。

第四十八條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第四十九條の第三項中「第三百八十八條」の下に「監査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十二條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三十條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の二十三第三項中「第二百五十六條の三、第二百五十六條の四」を「第二百五十六條ノ三」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 前条の規定による中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第五條の規定の例による。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)

第三十二條 商工会の組織等に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第六項中「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係るものを除く。」を加える。

第二十七條中「第四百二十八條」の下に「監査役に係るものを除く。」を加える。

目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

第七十條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三十條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の二十三第三項中「第二百五十六條の三、第二百五十六條の四」を「第二百五十六條ノ三」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 前条の規定による中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第五條の規定の例による。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)

第三十二條 商工会の組織等に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第六項中「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係るものを除く。」を加える。

第二十七條中「第四百二十八條」の下に「監査役に係るものを除く。」を加える。

(旧防災建築街区造成法の一部改正)

律（昭和四十八年法律第 号）第二十四条

第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を加え、並びに商法第二百七十四条報告を求め調査をする権限)及び「を、商法」に改め、「第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の下に「並びに株式会社監査役等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)を加え、同法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十九條第五項」に改め、「第二百三十九條ノ三まで」の下に「(第二百三十九條ノ二及び第二百三十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改める。

第六十四條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第七十三條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」(取締役会の議事録、第二百六十一條(会社代表)に改め、「第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「同法第二百五十八條第二項」を「第五十二條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百五十八條第二項」に改める。

第一百六十六條第五号中「第二百六十條ノ三」を

「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八條 この法律の施行前にした行為及び商法の一部を改正する法律附則の規定の例により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。ただし、第一条、第六項中商法中改正法律施行法第五條の改正規定、第十六條中外資に関する法律第八條第二項第四号への改正規定、第三十條、第三十一條及び第三十六條の規定は、公布の日から施行する。

理由

商法の一部を改正する法律等の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関係法律の規定を整理し、所要の経過措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中垣委員長 質疑の通告がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 本日の連合審査をするに先立ちまして、緊急に理事の一人である私から、簡潔に法務大臣の報告を求めたいと思ひます。

先般来殖産住宅の株価操作の不正の問題が社会の問題になっておりましたが、本朝の新聞によりますと、驚くべきことに、これが大蔵省並びに東証にまで波及をいたしました。五人の者が家宅捜索並びに勾留を受けた模様であります。

商法の審議をいたしております私どもについて

は、この問題は看過することのできない重大な問題を法案審議に投げかけました。したがって、この際法務大臣から、この殖産にからまる事案の概要につきまして、本朝の報道を含めまして、報告を求めたい、こうお願いいたします。

○田中(伊)国務大臣 本件につきましては、御承知のとおり、捜査を継続しております中でございいます。昨日も若干の逮捕者を出しておりますが、この経過の詳細はまだ申し上げる段階に至っておりませんが、先生おことばのように、商法改正をめぐりまして深い関連のある事項でもございしますので、早急に捜査の見通しをとりまとめまして御報告を申し上げたいと考えておりますが、本日この段階ではまだ御報告を申し上げる材料がとりまとまっております。本日午後この委員会が終わりまして現時点において中間的な報告を求めたい、こう考えておるところであります。まことに申しわけございせんが、できるだけ早急に御報告申し上げることにいたしますが、本日この段階はお許しをいただきたいと思ひます。

○横山委員 報告すべき材料がまだ整っておらぬとおっしゃるならば、それはいたし方がありません。しかしながら事はきわめて重大でございしますから、おくれればおくれほど詳細を要求いたしたいと思ひます。

特に私どもが、法案審査の中心になっておりますのは、証券取引法の監査に加えて商法の監査を行なう、その行なう基礎となりますものが、役所の公認会計士に対する監督権、それから役所自身が行ないます監査等を信頼をして、それが間違いないものとして、そして審議をしておるわけでありまして、しかし、そのやるべき役所のこの監査官が、あるいはまた東証の証券市場の幹部が信用できないとするならば、監査官を監査する監査官を設けなければならぬ、こういう論理に発展をいたしますならば、何をもちつてわれわれは審査の対象にするか、きわめて重大であります。この点を踏まえまして、すみやかに、場合によれば明日の法務委員会にでも御報告を待って質問をいたした

いと思うのでありますけれども、この問題については厳重に精密に調査をいたし、一刻も早く報告されんことを要望して、さしあたりの本日の質問を終わることにいたします。

○田中(伊)国務大臣 明日の法務委員会の段階で報告のできます限りとりまとめまして、御報告申し上げますことにいたします。

○中垣委員長 村山喜一君。

○村山(憲)委員 私は、この連合審査にあたりまして、今回提案をされております商法の改正並びにこれに関連をする法案について、まず第一に法務大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

それは、いま国民は、インフレと物価高、そして公害、商品投機、買占めによるたいへんな被害を受けながら、片一方、新聞紙上をにぎわしてありますように、いま報告がありましたように、脱税やあるいは株の操作による不当な利得を得ている姿が出てくる状態を見せつけられていてわけでありまして、そして、株主総会を開けばまさに総会屋のぼつこする姿に成り下がってしまった、まさに株主不在、消費者無視、住民不在のそういう姿を見せつけられております。片一方、大企業、インフレの結果を占めて、もう、たいへんなインフレ利益をおさめている、そういう状態を見せつけられていてございまして、そういうような状態の中から、六月の二十二日に稲葉誠一委員が大臣に対して質問をいたしましたときに、大臣は、その社会的な存在としての義務を果たす意味において、株主総会なりあるいは取締役会の今後の健全な措置といふことが、それをほからなければならぬという意味の答弁を大臣なすつていらつしたわけでございますが、まあ法人人というものがその目的を中心にして存在をいたしておるわけでありまして、会社は、営利法人という形でございまして、その営利法人であると同時に、社会的な存在として、社会的な義務を果たす必要というものは否定をされないものだと思うのです。

そこで私はまず大臣にお尋ねをいたしたいのは

○田中(伊)國務大臣 商法の抜本的改正の方向でございしますが、まず第一は、何といつてもただいまお手数をわずらわしております監査制度の改正、監査役の権限の強化、この監査制度というものの改革が第一に必要であると存じます。それながら第二には取締役会の構成並びに取締役会の運営に関する事項、これも抜本的改正の中に入れねばなら

それから監査制度に關する抜本改正の内容につ
きましては、また質疑に応じまして私がお答えを
申し上げるのでございますが、あとの二つの抜本
改正の方向、取締役会と株主總會というものにつ
きましては、民事局長からお答えを申し上げま
す。

○川島政府委員　仰せのとおり現在の株式会社注

それはやはり法律自体にも問題があるし、運営そのものに對する指導面においても欠けている点があるということを残念ながら指摘をしなければならぬまいと思います。

今度は監査制度の強化が行なわれることになりぬました。この面については私は前進したものだと思ひます。しかし幾らそれをやってみしても、

年勅令の二百七十一号によりまして、資本金五百円以下の場合には商業登記とあるいは商号、商業簿記等の規定を適用しないということで免除指定というものがあつた。片一方商法による保護指定というものはないわけでございます。ところが昭和十三年、たしかいまの二千元というのは昭和十三年にきめられた金額だと思つたのです。それがずっと今日まで生きておりまして、そして三十一條、三十三條の商業帳簿を作成する義務、それから三十六條の帳簿及び重要書類の保存義務、三十五條の訴訟上の帳簿を提出する義務が免除されている。ところが今度この資本金二千元といふもの

は動かしてないわけだ。とするならば事実上のすべての商人が今度新たに貸借対照表あるいは損益計算書、そういう商業帳簿を作成をしなければならぬという義務づけが与えられる、私はそういうふうに考えるわけだ。

その内容はいろいろふうになつてくるのだから、いろいろのいろいろな調へてみますと、個人商店の場合とそれから合名会社、合資会社は当然株式会社に追記されて今度追加される形の中でその帳簿記載の義務を負わなければならないということになるわけだ。そうなつてきて、一ぱい飲み屋のおやじのところまで、あるいは小さな小商売をやっているようなところまで、あるいは小商売まで商業帳簿というものを備えるような形をとらしていった場合に一体それは実効性を期待できるのかという問題になつてくると思うのであります。この過去の淵源から考えてまいりますと、二千円というその資本金を動かさないでやるというのは、事実上実態は、二千円に満たない商人であつて会社でない者というのはいくらも存在しますか。この点は川島民事局長にお尋ねをいたしますが、法令に定めてある、資本金二千円に満たない商人であつて会社でない者というのが小商人です。その小商人の存在がいろいろありますが、一件もないと聞いている。そういうような状態の中で二千円という金額を動かさないというところになれば、これはすべてにかかるといふことを考えますと、なぜこの点についてととろ細な業者の実態に即応するように法律改正なさろうとされなかつたのか、この点がお伺いしたいわけだ。○川島政府委員 会社以外で商法の適用を受けるものが何人あるかということ、実は正確にその数字を把握していませんのでお答えできないわけだ。今回の改正におきまして小商人に対する規定を、金額を引き上げるなどの考慮をしなかつたかという点でござりますが、この点につきましては仰せのような問題があるわけだ。法務委員会として会社の監査制度の問題を中心とし

た改正を審議していただきましたために、この点についての検討がまだ行なわれていない、したがって今回の改正に組み入れなかつたという実情でござります。

小商人といふものは仰せのような状況にある、つまり商法におきまして商業帳簿の作成義務を免除されるのかいろいろの特例がござります。こういった点から考えますと、現行法が定めております資本金二千円という額が低きに失するということとは私も仰せのとおりであらうと思ひます。したがつてこれを改正するように今後検討する必要があるであらうと思ひますが、昭和十三年以前の小商人の定義をいたしましては、資本金五百円以下というところのほかに、戸々ニ就キ又ハ道路ニ於テ物ヲ売買スル者」といふものがござりまして、これは行商人あるいは露店商人といふようなものをさしておつたといふことだ。こういうもの、この適用を免除するといふことが必要であつたことは、その營んでおります營業の実態から見ても当然であらうと思ひますが、その範圍の定め方につきまして、現在の學者の間にもいろいろ意見がござりまして、資本金で區別するのはいかぬ、あるいは營業の形態によつて區別するのはいかぬ、こういう点がひとつ問題になつておるやうでござります。資本金といふのは常に變動いたしますので、かりに二百万円といふふうに定めたとしても、常時店の改造を行なうこと等によつて變動してまいります。そのために適用の基準がはずれたりあるいはまた反対に入つてきたりするといふことであつては、かえつて商法の適用が不安定になる、こういうことからもう少し確定した基準を求めべきである、こういう考え方がある。後商法部会において検討していただきました。このように考へておる次第でござります。○村山(喜)委員 大臣いまお話のように、商法の適用を受けるものの總数は会社以外に不明なんです。その二千円以下の会社にあらざる、いわゆる

る商人であつて会社でない者といふものは、これは今日存在をしていないわけだ。二千円というのをきめた當時を考へてまいりますと、今日の物価指數に直したら大体二百万円ですよ。資本金だけで營業形態をくくることは非常に無理な点もある。これはよくわかります。經營の実態に即して法律といふものを定める必要性的なところも認めます。しかしながら、今度商法の規定の改正を見ますと、これはやはりすべての商人が作成義務を持つといふことになれば、非常に過酷な条件を私は零細な業者に押しつけるものだといふことを指摘をせざるを得ないわけだ。ですから、そういうようなことを考えますと、二千円に満たない商人であつて会社でない者が存在をしないにもかかわらず、法律は厳然として残つておる。そして会社組織をとつていない白色の申告事業者等につきましては、あるいはもつとそれ以下の小商売をほそぼそとやつておる零細企業者、こういうようなものは、やはり商法の規定が適用されるということになるわけだ。そうなつてくると、商法の規定に違反をした状態であるといふことで、税務署のほうがおまへのところは商法の規定に違反をしていないと認定する、一定の規格にあわせて認定をするといふおどしをかけてくると、そういうようなことから、これは小商人をい

じめるために今度の法律改正をなされたんじやないか。という、そういうような感じがしないでもないわけだ。というの、その商業帳簿に基づいて損益計算書や貸借対照表をつくる能力がない人たちが大部分ですから、私はそういうような点において、二千円に満たない商人であつて会社でない者といふものが今日依然として残されておるという状態では、これは非常に実態に即応しない。だから、なぜこの点を改正をされなかつたのかといふことを、私はいま監査の強化というやうなものに重点を置いて論議をしたので、これについては論議をしなかつたといふ話であります。法律といふのは実態に即して法律を制定されな

れば、法が定めるところのものが逸脱をされていったら法律そのものをくくる意味がない、私はそう思うのですが、大臣の御所見を重ねてお尋ねいたします。

○田中(伊)国務大臣 まことにお説もつとも存じますが、このたびは二千円のお金はなぶつていないのでござりますが、いまお話しのようなことを金額で規定することが、従来の態度といふものがはたしていかなるものであらうか、もう少し企業の実態に即したばかり方をするのが適当ではなからうかといふような問題が残されておりますので、この抜本的改正をめぐりまして次の改正の際にまで十分検討いたしまして、お説を念頭に置きまして検討を加えていきたいと考へる次第でござります。

○村山(喜)委員 もう一つ法律の実体に合わないものがあります。それは株式会社です。この株式会社は大臣も御承知のように、無額面の株券発行をやるといふことになるならば、株式会社をつくるのに、きのう私も習つたわけですが、資本金は七円でよろしい。普通今日資本金三千五百円といふことで会社をつくることだつて可能であります。そういうような状態の中で、最低の資本額といふものが設定をされておられません。そこでいろいろの問題がこれに関連をして出てくるわけだ。長谷部さんの中小企業株式論というのを拝見いたしました。これによりまして私も大体わかつたわけだ。これによりますと、今日株式会社というのは大きな資本金、多数の株主、そして大企業に適する企業形態だ。そういうような意味において、少ない資本で小人数の株主、中小企業といふものには実態に即しない姿のものなんだけれども、しかしながら名前だけは外に對して外見がいふわけだ。いわゆる信用を得るには非常に便利なんです。それから株式の譲渡が自由にできるといふやうなことで、有限会社と比較いたしますと株式会社のほうがメリツトがある。だから百一萬といふやうなたいへんな株式会社が日本には存在

をする。今度は休眠会社ですか、それは整理する
というところでございまして、その点は私も賛成で
ございまして、しかしながらどう考えてみましても、
この形の上では法律は順守しているけれども、
も、実質が伴わない。ですから総会も開いたよう
な形はとるけれども、事実上は開いていないとい
うような実態がありますし、見せ金の株金払い込
みで会社を設立する、そして名義上の株主が存在
をする一人会社が今日の普通の状態になつてき
た。株券の発行はしない。ない株式を譲渡や転売
をすることもできる。そしてその法律の定める、
法律が期待したものとはそぐわないような実態
にいまなつていくという状態は、これはあきらかに
株式会社の制度というものが乱用をされている。
法の創造する共通の現象が生まれているといつて
もこれは過言でない、こういうようなことを考え
てまいりますと、明らかに何らかの措置をとらな
ければいかぬ。しかし法を守らせるといふことを
考えますと、それをめちやくちやに、おまえのと
ころは何々株式会社という名前を使つちやいかぬ
というふうに禁止するわけにもいかぬ。ですから、
その実態に合せて中小企業株式会社という
立法を特別に起こす必要があるのではないかとい
う立論でございまして。私はごもっともな意見だ
といふことで考えておりましたが、法務省からいた
だきました資料を拝見いたしまして、いま、外
国の場合には、株式会社というものが日本に比べ
てきわめて少ないわけでありまして、ドイツが日本
とよく対比されますが、ここでは株式会社の数は
二千五百程度であるといふこと、フランスの
場合でも株式会社の数等については資本金の最低
限度額をきめてあるわけにございまして、イギリ
スの場合やその他の場合を調べてみましても、交
通整理がされておるようではございまして、日本
の場合だけは百一十という膨大な株式会社が存在
をする。このことを考えますと、なぜ今度という
うなものについて検討をなさつて法令を現実
に合せていこうという考え方をとおりにならな
ったのか。そして法律の定める商法の五十八条、五

十九条の、大臣が解散請求をして裁判所が解散を
させるというふうなことをおやりになつたことを
聞いたことではない。そういうふうなことを考えて
まいりますと、これはどうも自然ではないといふ
感じがしてなりません。したがういまして、私はこ
の際、この問題については見直しをしていかなけ
ればならないのではないかと思いますが、大臣の
御所見をお伺いしておきたいと思ふのです。
○田中(伊)国務大臣 お説のように、商法の規定
があれども活用されざるもの、規定があつて適用
がないもの、こういうものが相当量にわたつて長
年の間に出てきておるわけでありまして。

そこで、先ほどお話しになりました大企業と中
小企業との区別でございまして。商法適用上の区
別を明らかにすべきものではなからうかといふ御
見解に對しましては、私もさうに存じます。た
だ公称資本だけで区別をしてよろしいかどうか、
資本以外にも区別をする要素、基準があつてよい
のではなからうかといふ問題に關しましては、慎
重に検討をしてみようと思ふと存じます。今
後、今後の抜本的改正に臨みましては、いまのお
説を十分に念頭に置きまして、大企業と中小企
業との区別をして、適用上の区別ができればよ
うな方向に向かつて検討を加えてみたいと思
ひます。
○村山(喜)委員 そういふような立場から、ぜひ
検討をお願いしまして、法律を現実合致せながら処
理をお願いしたいと思います。

そこで、いま二点について質問をいたしたわけ
でございまして、大臣、この商業帳簿のつけ方に
つきましては、いわゆる会社はいずれも、会社
以外の商人、これについては、どう解釈をいたし
てみましても、貸借対照表のほかに損益計算書
を作成する義務が課せられておるわけ、法文を
そのとおり解釈をいたしますと、われわれが説明
をいたしているのは、単式でもいいです、
いままでの会計日記帳的なものでもいいです、
こうおっしゃるけれども、それは解釈にすぎない
のであつて、この法律の条文を見てまいります
と、やはり貸借対照表のほかに損益計算書も作成

しなければならぬようになっていふようござ
います。これは、これは実情に合わない点があると思
います。私は、そういうような点については、不
当なしわ寄せをやるべきでないといふ考え方で指
導をお願いしたいと思います。大臣、御所見をいた
します。

○川島政府委員 今回の改正によりまして、すべ
ての商人に對して損益計算書の作成義務を課する
といふことになつておりますことは、仰せのと
おりでございまして。その損益計算書の作成につ
きまして、複式帳簿が必要であるとか、あるいは
帳簿で足りるかといふような点が議論されてお
りますが、私どもはその点は、法律としてはい
ずれともいっておりませんので、単式帳簿でも差
つかない。損益計算書といふのは、要するに一
定の会計期間に生じた収益とこれに對する費用
といふものを記載して、その期における純損益と
いふものをまとめたものである。簡単に申しま
すと、一年間の収益が幾らで費用が幾らである、
したがつて利益がどれだけ生じたといふことを記
すれば足りるものでございまして、それほどむ
ずかしいものではない。ただ、株式会社につきま
しては、もつと厳密な要件を課する必要がある
ので、これにつきましては、別途商法の施行法
に基づいて規定することによりまして、その作成の
様式等について規定することによりまして、その
も、一般の商人につきましては、そのような規
制をいたしませんので、先ほど申し上げました
ように、きわめて簡単なものでも差しつかえない
といふふうに考えておるわけにございまして。

○村山(喜)委員 しかしながら、税法の定めると
ころでは、一般に公正妥当と認められる会計処理
の基準に従つてやらなければならぬといふような
法律の制定であるいは指導原理があります。そ
うなつてくると、その出入入れが明確になればよ
うなのだといふようなことでは、まあ指導はされ
るであらうが、しかしどうも現実の結果とい
いたしましては、複式簿記を導入して、そして税
の取りやすいような形を商法の改正によつてや

うとしてゐるのではなからうかと思はれるような
行政姿勢もあるわけ。この点については、き
わめて重要な問題でございまして、そういう
うな小さな、零細な個人業者にしわ寄せがこ
ないよう、ぜひ徹底して御指導をお願いをして
おきたいと思ひます。

そこで、次の問題でございまして。これは商法と
税法、それに企業会計原則の接点に關する問題
でございまして、今度の改正を見てみますと、ど
うも私たちが考えておるものとは相反するよう
な方向のものが出されてきているのではなから
うかといふ感じがしてなりません。それは商法の
二百八十七条ノ二によりまして特定引当金の措
置がとられてゐるわけにございまして、今度調
整をしたのだといふこと、この特定引当金の措
置等につきましては未処分損益計算として取り
出すようになつてゐるわけにございまして、そ
の中心について見ますと、これは幾多の変遷
がございまして、私の手元にあります資料によ
りますと、「税法と企業会計との調整に關する
意見書」といふのが、昭和四十一年の十月十
七日に企業会計審議会の特別部会で出されて
おるものがございます。これは税法との關係で
あります。これは企業会計上妥当でないと考
えられます。「企業会計原則」によれば、価格
変動準備金等については、税法がその繰入額
の損金算入を要求することは、企業会計上妥
当でないと考えられます。「企業会計原則」によ
れば、価格変動準備金、海外市場開拓準備金、
海外投資損失準備金、証券取引責任準備金、
株式売買損失準備金、特別償却引当金等は利
益剰余金に属するものと考えられてゐる。こ
ういふような解釈が生まれて、そして大蔵省
の証券局長から国税庁長官に於てた指導
文書によりまして、これは四十三年の二月二
日の通達でございまして、これによりまして、
今後企業会計の基準に照らして費用又は損失
と認められないような租税特別措置法上の諸
準備金については、企業ができるだけ利益処
分方式を採用するよう指導したい、ところが、
この商法の二百八十三条によりまして計算
規則がありまして、決算

るいは準備金をとったものが損金になるという仕組みは採用いたしておられません。

今後の方針といたしましては、やはり引き当て金、準備金につきましては、税法において、法令上の規定を設けてその算入限度を規定するという方向で参りたい、さように考えております。

○村山(喜)委員　やはり「企業会計原則の設定について」というのを見てみますと、いまおっしゃるようなことはいわれていないわけですね。逆に、商法なり税法をつくる場合にはこの企業会計原則の線に従ってやりなさいということが書いてある。私は、そういうような意味から、これは今後きわめて注目しておかなければならない点だと思っておりますので、大臣に警告だけ発しておきたいと思っております。

そこで、時間が参りましたのでこれでやめますが、いわゆる監査人の独立性と、税理士業務、税理士の職域が不当に侵害をされることになるのではないだろうかという点で、いろいろと問題が関係の団体から提起されている。これについては、私は時間が足りませんので追及をしていく時間がございせんが、どういふふうに職域の問題等についてはお考えになっているのか、私は数字でこれを示してもらわなければいかぬと思っております。その点だけ説明を願ひまして終わりたいと思っておりますが、いかがでございますか。

○田中(伊)国務大臣　最後のお尋ねの点は、公認会計士法による公認会計士と、税理士法による税理士の仕事の区分に関する問題、そういう表現でわかると思いますが、この問題を、先生のお説は数字によって示してもらふべきものではないとおことばでございますが、これは私もそう思う。

そこで、会計監査人はそれぞれ数が違っております。そこで、そのうちの二分の一未満の利害関係人がある場合、利害関係人が頭数にして二分の一以下である場合においては、監査差しつかえないことになっておること、御承知のとおりでございます。これを税理士の諸君の団体と公認会計士の諸君の団体と、双方間に入りまして、所管が大蔵省

でございますので、大蔵省を中心として目下調整をさせていただいております。私のほうから出してあります商法改正をめぐりましてこの重要問題が発生してきておりますから、私のほうから大蔵大臣にお願ひをいたしまして、数字による調整、これをぜひやってみてほしいというのを懇請して、目下検討しておる最中でございます。いずれ御報告を申し上げる機会が来るものと存じます。

○中垣委員長　次に、加藤清二君
○加藤(清二)委員　お許しを得まして、私はたゞいま審議されております商法関係について二、三御質問を申し上げたいと存じます。田中さんとは久しぶりでございます。よろしく御指導のほどをお願いいたします。

まず大臣にお尋ねいたしますが、会社が株を増資します場合に、その割り当てをする順序は、何が一番で何が二番でございましょうか。順序をお尋ねいたします。

○田中(伊)国務大臣　民事局長からお答えを申し上げます。

○川島政府委員　新株を割り当てる順序でございますが、これは、新株引き受け権が特に定められております場合は、特にきまつておりません。

○加藤(清二)委員　商習慣はいかがでございますか。きまつていないとおっしゃるから、商習慣は

いかがかとお尋ねする。

○川島政府委員　取締役会できめておるようでございます。

○加藤(清二)委員　商習慣はいかがかと聞いておる。取締役会できめることはあたりまえの話である。

○田邊説明員　私どものほうで新株の割り当てについての商習慣というのは存じませんが、従前から商法の経緯から見ますと、出資者である株主にまず割り当てることを考え、さらに資金の調達に要するから考えて、その一部を公募すべきかどうかというふりなことが考えられておる、あるいは一律に公募するという最も最近では非常に多く

なっているように思います。

○加藤(清二)委員　当然のことです。だから、銀行金利よりは配当金のほうが少ない、利回りのほうが少なくて、なお一般市民が証券に投資する気になる、それは親株に対する額面配当があるからなのだ。当然のことなのです。その商習慣を、本省のお役人や、それを扱う場所のお役人が破つたらどういふことになります。大臣に承りたい。

新聞にこんなに大きく出ておる。もっていかんとすというところの、証券を監督しなければならぬところの大蔵省の公務員が功労株を要求するとは一体何とですか。監督の任にある者が汚職をやつて、それで事が足りるから、こういうばかげたことをやられるものですか、次々と会社、企業の汚職やあるいは法律違反が続出して、これについて私は多くを語らうとは思はせんが、法務大臣としてこの問題についてどう対処なさうとしていらっしゃるのか。

○田邊説明員　お答えいたします。

○田中(伊)国務大臣　お説のとおり重大な事件であると存じます。厳正公平に捜査をやつておる最中でございます。ちょうど先ほど先生おいでになる前に、横山先生から御質問がございました。現段階ではまだ御報告を申し上げるに少し時間がかかるというところでございますので、明日の法務委員会、捜査の差しつかえがない限度で、できるだけ詳しく本件概要の御報告を申し上げます。特にそれをお約束いたしましたのは、この商法の改正にもひいては重要な関連が出てくる、御参考の資料にこれをしたいということで、明日の委員会である程度御報告ができるものと存じますが、いずれにしてもこの種の事案をこのままに放任しておくことはできませんので、厳正公平な立場であります。断固処置をしたい、この決意でございます。

○田邊説明員　お尋ねはたいへん実務的な点なので、私の知識でお答えできるか疑問でございますが、功労株と一般にいわれているものは、その会社の役員あるいは従業員、つまり会社に密接な関係のある方々に、その功労を賞するといふ意味で新株の引き受け権を与える場合を一般に功労株といっているようにでございます。

○加藤(清二)委員　これを公務員が要求したり、あるいはその証券取引所に携わる連中が要求したらどういふことになります。

○田中(伊)国務大臣　公務員が職務に關してかかる要求をする場合は、取締が成立する場合が多いと存じます。

○加藤(清二)委員　そのとおりでございます。だから前提にいろいろ聞いたわけなんです。本日の

○田中(伊)国務大臣　公認会計士の諸君の団体と、双方間に入りまして、所管が大蔵省

○加藤(清二)委員　そのとおりでございます。だから前提にいろいろ聞いたわけなんです。本日の

からおわかりでしょう。並行して審議したこともたくさんあります。したがってタブーではないはずなんです。立法府と司法府は並行に捜査をし、並行に審議をするという事はタブーではないはずなんです。

それで、お尋ねしますが、厳正な態度をとる、それを信じてみませんか、国会として、国務大臣として、法務大臣にお伺いしたい。いつの時期にはっきりした態度を公表なさいますか。

○田中(伊)国務大臣 捜査を終了いたしますと、起訴の手続をとらなければなりません。起訴の段階で、こういう事情でこういう内容のものであったので断じて起訴をしたということを公表することが、この捜査段階と国会の御審議とをできるだけ並行せしめていくという考えから申しますと、この時期が一番適当であろう、ところが、まだ明日はその時期ではございませんが、しかしいへん急いで商法改正を御審議をいただいておるときでもございまして、捜査に特別の差し支えがない限度において、明日法務委員会において御報告を申し上げたい、こういうことを申し上げますのでございまして。

○加藤(清二)委員 内地の問題としてもこういうことがありますが、やはり海外においても、商法違反が次々と行なわれております。そのことは、日本の商社に対して諸外国から、エコノミック・ナマルというありがたない評価をいただいておる。これは日本にとつては決して喜ばしいことではない。むしろ私は恥だと思ひます。

きよりの新聞にまた出ている。ジェトロの発表、「無作法すぎる商法をやり玉」悪役商社、海外各紙が袋だたき、ジェトロ調査、こう出ている。見てください。

このごろ日本の物価が上つたのも商社のオフアが一つの原因であるといふことは、すでに国会の中で論議済みでございます。ところが、最も将来にも影響があり、日本の海外に対して正さなければならぬ姿勢の一点は、商社がルール違反、ルール違反をやっていることなんです。商社が

ルール違反、ルール違反をやっております。そのおかげで、アメリカは日本の商品をどしどし規制してまいります。カナダはこれをまねました。E C諸国もまたこれをまねて、ガット三十五条第二項の援用で、日本を平等扱いにいたしております。差別扱いでございます。いなか流に言えば、村八分扱いでございます。

そういうやさきに、またぞろ悪名を累加するような行為が行なわれております。すなわち、日本の原毛、コットン等々の買い付けは、メーカーが商社に依頼をし、依頼を受けた商社が産地へ行って買い付ける、こういうやり方です。いわゆるインデント。ところが、それを破って、商社が勝手に買付け、それをメーカーに無理やりにもせる、食わせる。この結果どうなるか。商社の買ってきたものがメーカーの製造しようと思つてゐるものに合わない。メーカーが製造してゐるものは三品市場に売りつながらなければならぬ。三品市場にはきつと格づけがある、格差がある。つまり言うと、相模の番付みたいになります。だから、横綱格のものは横綱格の材料を使わなければならぬ。ところが、別な材料でもつてすれば、横綱格あるいは大関格のものでございまして、輸出の場合はどうなつてゐるのか。

アメリカから注文を受けた、このような品物をつくつてくれ、仕様書があるわけなんです。たとえばA社の一五〇〇番であるとかB社のAGであるとか材料に指定してくる。その一五〇〇番なりAGなりが中身が狂つたらどういふことになるか。製品の輸出市場でまたクレームやらペナルティを受けなければなりません。すなわち、やつちやいけないオッパ取引がいま行なわれようとしておる、いや行なわれつつある。これは商法に照らし合つと、どういふ違法になりますか。

○田邊説明員 御指摘のケースは、一般的に考えますと、先方の注文と異なるようなものを送るといふ場合には、ことさらにこれを行なえば、商法

上よりもむしろ刑事犯罪に該当する詐欺であると思ひます。

その他のオッパ取引についてお尋ねでございますが、これは私もよく存じません。その内容は、あるいは刑事犯罪に該当する場合もあるかと思ひますが、所管いたしませんので、正確にはお答えいたしかねる問題でございます。

○加藤(清二)委員 商法の立場から見ると、これは何条違反ですか。

○田邊説明員 商法自体には詐欺、オッパ取引といふものを直接に規制するといふような条文を持つておりませんけれども、一般的には商取引の正常な取引でないという意味で、民事的な責任を生ずる場合があると思ひます。

○加藤(清二)委員 大臣にお尋ねいたします。

インデント取引はいままでずっと長きにわたつて行なわれたよい習慣です。良俗でございます。ところが、いわゆるオッパ取引、大阪流にいえばオッパ、オッパといふんです。オッパ取引は、商社の独占をほしいままにすると同時に、やがて先ほど申し上げましたようなあまたの悪影響を及ぼし、これが外国にまで影響を及ぼす。それは天然資源を売り出すほうの国に対しても迷惑を及ぼすし、今度はそれを加工して売り出す商品を買つてくれる国に対してもまた迷惑を及ぼすわけです。これは美風良俗に反する行為なんです。商法でいふと何違反になりますか。

○田邊説明員 おっしゃるような事例について、商法は直接の規定を持っておりません。

○加藤(清二)委員 商法第一条を読んでみて下さい。

○田邊説明員 商法第一条は、商法の適用に関する原則を書いておるわけでございます。先ほどの先生御指摘のとおり、商法、慣習法、民法という適用の順序を定めておるものでございます。

○加藤(清二)委員 大臣、明らかに公序良俗に違反する、しかも、かつて長きにわたつて伝へてきたところの習慣に違背する行為である。そうだとね。これは放置しておいてよろしうございませ

か。この商法の改正も、商社をよりよき姿勢にする、株主を守る、当該企業に働く労働者を守る、そういう立場から行なわれようとしております。しかし、いまこの案件は世界的に影響を及ぼしているのです。ただそれを知っている人とは知らぬ人があるだけの話で、むしろ関係の外国人のほうをそれをよくわきまえて、それを糾弾し、だから日本の商社は何とかしなければならぬ、こちよき商習慣、これを次から次へと破るようなことがあつては相ならぬと思ひます。

事例を申し上げます。これはもう時効になりましたからここで言うてもいい。かつてアメリカから日本の商社に対して二百六十億円のペナルティが参りました。ここで議論になりました。私はやりました。覚えております。で、国会代表がアメリカへ行つて、このペナルティを解消するためにはアメリカ代表が選ばれて行きました。なぜそんなことが起きたのか。やはりルール違反、ルール違反をやつたからなんです。アメリカのルール違反、ルール違反をやつたからだ。日本にもそういうルールはなかった。かつてに商社がつくつてしまふ。なぜそれをつくらなければならぬか。人よりも一歩早くかけつけて、二歩前進して、人よりも三倍よけいもうけたいと思ふから、そういうことになる。つまり、エゴとエゴの衝突なんだ。もうけるためには手段を選ばぬ。つまり、手段を踏みにじてでも、人のしかばねを越えてでも行くというこの姿勢は決して日本にとつてもよくない。諸外国のように、特に英国のように慣習を守るところから見れば、これはやぐざと見られてもやむを得ぬと思ひます。こういうことが現に行なわれている。そのやさきに立つて法務大臣はどうなさいますか。この法の改正も大事かもしれないけれども……。

○田中(伊)国務大臣 お説のような事柄、すべて商取引上のよい慣習、これを破るものであるといふことは、私はそれとおりでであると存じます。

で問題は、法務大臣が答えをいたします場合の問題はでございますが、そういうより商取引上の慣習を踏みにじって利益に傾く行動をとりました場合の罰則でございます。商法の規定による罰則がどの程度立法技術の上から、現にこれがございませぬが、将来よりばな商取引を行なわすという意味から、いま先生お説のような事態が起こったときに、これに対する罰則をつくる場合にどういう形の罰則が立法技術的につくり得るかという事、非常に深刻な問題として検討をする必要があらうと存じます。しかし、大体の問題はそういう場合におきましては商法に規定はないが、一般技術的な道があれば、これを考えることも一つの方法でございます。非常に重要なよい慣習を守るために刑法がタッチする。商法以外の刑罰法規がタッチする。商法の罰則をもつてできない場合においては、これも一つの方法でございます。そのいづれの道を考えるべきものであるかということが重要な課題でございますが、しかし、まあありていに申し上げますと、いまお話をいただきましたように、この種のものの取り締まりは当該商會が社が内部関係においてそれぞれの商社が反省をいたしまして、内部が自主的、自治的に反省をして取り締まりをしていくという改善を行なっていくというところが善の善なる道であらうかと存じます。

過ぎたよい習慣を踏みにじるような行動はとらさないというところを、商社みずからが自制と反省の結果、これをやめていくということが実現をしていきますと、これは日本の産業界のためにも善の善なる方法であるように思うのでございます。それではなかなかやれないではないかということになると、他の立法の道を考えねばならぬが、これは立法技術の上からなかなか容易なものではない、非常に困難なものであらう。しかし検討をしなければならぬまいというふうに考えるのでございます。いま先生のお話を承って、なるほどそういうものにも罰則が必要だということをいま承って感ずるのでございます。そういうふうに当面いたしまして、思うのでございます。

○加藤(清二)委員 私は監査役の権限を拡大して監視を厳重にする。株主總會の以前に監査役の意見がより正しく反映させることができる、こういう点について反対しているのはありません。反対ではありません。しかし、ほんとうに今日の時点において悪名高き商社の悪業をいかにして是正しなければ、諸外国から名譽の孤立をしなければならぬ。それを心配する。現に円の問題だけではありません。商品の貿易においても次から次へと自主的な制限、ペナルティをおつかふせてきている今日なんです。はたして大臣、監査役の権限をふやしただけで、これが直るでしょうか。監査役というものは取締役よりも下部に属する、位が下に属すると、この一般常識ではいわれている。しかも監査役はついでにやっている。名前だけだ、肩書きだけだ、あそここの重役もこの重役もやっている人が、某会社の監査役なんだ。しかもこれは関連なんだ。資本は、表は違っているけれども、下は連通管の原理と一緒に、みんな一緒に通じている。そういう一部の人がはたして権限を与えられたからといって、その権限の行使が十分にできるでございましょうか。少なくとも、これは給与を別な面、国家からでも与えられておれば、権限が発揮できるでしょう。しかし国家から給与をいただき、会社には影響のないところの権限を持つ

ておる者が会社と妥協して功勞株をよこせなんと言った、こういうことでは、これは幾ら監査役の権限をふやしたつてどうにもならぬ。しかしこのインデント取引がオッパ取引になっているのは事実なんだから、この事実を見てどうします、通産省。

○橋本政府委員 ただいま御指摘の原毛につきまして現実にオファー取引が行なわれているということとはまことに遺憾なことだと思ひます。本来原毛というものは非常に多種多様で、したがって品質にかなりの差がある。そういったものにつきますとオファー取引をやるといふことは経済の実態にも沿わない問題でありますので、私どももいたしましては貿易商社並びに羊毛紡績業界に對しまして強くものとインデント方式に戻るよう要請いたしておりますが、今後ともその方向で強く指導してまいりたいと考えております。

○加藤(清二)委員 効果がなかつたらどうする。○橋本政府委員 効果が出るまで行政指導を強化してまいりたいと考えております。

○加藤(清二)委員 なぜ私がそんなに念を押さなければならぬのか。すでにアメリカ輸出のスタイルで商社は大やけどをしたはずなんです。だれのおかげであの難儀を救われたか、それをすっかり忘れてしまっている。のど元過ぎれば熱さ忘るで何回でも何回でも同じことを繰り返す。監査役の一人二人かわつたり、権限が少々ふえたくらいじゃこの体質は直りません。このままでいつたら一体日本の貿易はどういうことになるのか。それを念頭に置いて、この際時間を区切つてはつきりえりを正させるようにすべきであると思ひます。それができますか。

○橋本政府委員 御指摘のような点はまことに遺憾なことでございますので、われわれといたしましては商社の首脳部を招致いたしまして強くその自覚、自覺を要請するとともに、商社の首脳部を集めまして商社懇談会なるものを定期的に開いておきます。この場を通じて商社の本来の機能に立ち戻つて、反社会的行動のないようにあるい

は対外的に信用を失墜することのないように強く指導してまいりたいと考えております。

○加藤(清二)委員 これは中曾根通産大臣もすでに承知のことでございます。商法の番人である法務大臣としてはどうお考えでございますか。

○田中(伊)國務大臣 先ほど申し上げましたように、一番大事なことは商社自身が内部関係を統一いたしまして自主的に反省をしてよい習慣を守る、よい習慣を踏みにじらないということに努力をしてくれることが一番でございます。同時に、政府には業者を所管いたします通産省がおりますので、私の所管ではございませぬが、通産省が知恵のありつたけをしぼつて、いま申し上げますように商社との間に公の懇談を通じてしっかりと行政指導をやつていただく。現に努力をいたしましてある種の成績をあげつつある、こういうふうにも見られますので、この努力を継続していただいて、しっかりと業者に対する行政指導をやつていただく、こういうふうにしりたいものである。それがどうしてもできぬという場合においては罰則を考えなければならぬといういやな事態が起こってくるのでございます。そういう事態が起こらないようにやつてもらいたいものだ、こう考える次第でございます。

○加藤(清二)委員 田中内閣は国内でもずいぶん人気を落とした。物価が上がれば總理の人氣が落ちるのはあたりまえなんだ。しかし海外においても田中内閣の人氣が落ちておるといふことがきよりの新聞に出ておる、ジェットロ調べでも。なぜそうなのか。当然のことなんです。商社がこれほどあはれる。なぜそうなったかという原因は、田中内閣のつくつた予算の關係である、投資の關係でこれが発生してきているというところを諸外国は先刻見通したからなんだ。私は田中内閣が人氣を失墜しても別に影響はございませぬ。しかし問題は、田中内閣イコール日本の國民である。日本國家が海外において信用を失墜することは監視できないことなんだ。したがって、本件を是正するにあたっては野党としても協力にやぶさかでない

いせん。それは日本の名譽を守るため、日本の信用をますます増加させるためなんだ。その意味において、要すればこへ証人を喚問する。そして一そりえりを正させることに拍車をかけるということに備えたら、大臣は賛成ですか反対ですか。

○田中(伊)国務大臣 せっかくのおことばで、私のことばがとにかくのであります。国会でおやりのいたたく事柄に属しますので、私の賛否の見解は差し控えます。

○加藤(清二)委員 国会できまれば法務大臣もその席へ出席することにやぶさかでない、こう受け取ってよろしくございませうか。——はい御苦勞さんです。それでけっこうです。

それでは次、本法の改正の要点、一口に言うかどうかということなんです。

○田中(伊)国務大臣 なかなか先生一口で言えぬのですが、ほんとうに一口に近いところで申し上げますと五つの要領がございませう。

第一は、先ほどからくどく私がへたな説明をいたしました監査制度の強化でございませう。同時にそれは会計の帳じりだけを監査する会計監査だけでなく業務監査も行なわしめる、これが第一点でございませう。

それから第二点は、取締役に欠員が生じますと選挙をいたしますね。その場合一人の欠員ですと問題は起こりませんが、二人以上の取締役の選挙をいたします場合の累積投票というものを定款の規定によって完全排除ができるようにしていきう、いろいろむずかしい問題がございませうが、これが第二点でございませう。

それからもう一つは、時価による株式の発行をいたします場合、額面以上の額は申すまでもなく法定準備金に繰り入れられることになっております。その場合に株主に対して配分いたしました新株のうち代金の一部を免除する。現在は全部免除の規定はございませうが、一部免除の規定はございませうので一部を免除することができるようになります。

ていこう、こういことが重要な第三点でございませう。

それからもう一つは、一年を限った決算、年二回の決算をしないで一回決算をしております会社は相当ございませう。大体大さっぱに申しまして上場会社の四分の一くらいが一年決算をやっております。それは株主のほうからいって不便でございませうので、中間配当ができるように処置をいたしう。むろんこの中間配当には制約がございませうけれども、とにかく中間配当制度を認めていこうということ。

それからもう一つ大事な点は、現在先生仰せのように百一十の株式会社がございませう。大体この中の二割の二十万程度の会社は、会社という登記はあるけれども実際は休眠をしておる。こんなものは思い切った整理をしておさう、いろいろ取引上迷惑がかかることがございませうから休眠会社の整理を思い切ったやう、こういことを第五に考えておるわけがございませう。

それからさらに一口申し上げますと、監査制度をめぐりまして、あまり小さい会社に業務監査までやらすことは無理でございませうので、資本金一億以下の会社については業務監査はやらぬでいい、会計監査だけでいい、こういことにいたしまして、一億以上の会社については業務監査を行なわしめることにいたしました。そのうち特に五億以上の会社につきましては、株主総会に送付をいたします計算書類というものを送付して、これは会計監査人の監査を経てこれを提出するようにしていきう、監査の強化でございませう。こういことを考えておりますばかりでなく、もう一口で終わりますが、今度の商法改正をいたしますにつきますと、非訟事件手続法その他三十二の法律を改正いたしませんと理屈が合いませんので、商法改正に伴う関係法令の改正三十二を改正したい、これが全部でございませう。長くなりましてが……。

○加藤(清二)委員 一口でけっこうでしたが、御丁寧に解説をいただきました。一そりえり勉強になりました。が、考えてみますと、こういこと

じゃございませうか。監査役の権限を拡大する。一つには公認会計士の導入、まあ簡単に言うところいことじゃございませうか。それから、いろいろあまたあまたの問題が発生してきておるようございませうが、問題はそこなんです。

そこで法制審議会の答申と今度の法の改正とを比較してみますと、だいぶスタイルが変わってきているようですね。変わった原因を承りたい。

○田中(伊)国務大臣 これは参事官が詳しいので、参事官から……。

○田中(伊)国務大臣 答申原案と法律案要綱は異なる点がございませうので、大きい点は監査役の権限の一部が原案に対して修正削除をされております。この点は今度の監査制度の目ざすところの最小限の権限を盛り込むことによって法律案を作成した、そういう事情にございませう。

○加藤(清二)委員 だいぶ削られたので、これは財界の圧力に法務省が屈したのではないかと……うわさが立っている。ゆえになぜ後退したか。それは反対があったであろう。だが反対したであろうか。おそらくこれは企業である、といううわさが立っている。

そこで承りたい。法務大臣、私はそう信じたくはありません。私の信頼する田中法務大臣でございませうから、そのようなことはないと思ひます。しかし、どう考えても不可思議なのは、先ほど村山委員からお尋ねのありました社内保留の分、蓄積の分、これはどう考えてもわからないのです。当然これは資本と考えてしかるべきだ。それを負債の部に記録するといふばかたこととは、会社側からいへば社内隠蔽だ。もつと突っ込んでいへば、粉飾決算といふことをあえて法務省が認めるという結果にもなりかねない。なぜそういふことをしなければならぬのか。その結果、資産があるにもかかわらず、資本があるにもかかわらず、公表するときはありませんといふことになる。商法によって粉飾決算はいけませんと厳禁されている。それをあえて基本の場において許

すといふようなことは、これは二律背反もはなはだしいと思ひますが、なぜそうしなければならぬのか理由を承りたい。さつき村山君が聞いたけれども確たる答弁がなかった。これはもう私だけではない、一般国民がみんなそう思っているから、さつきこちらにいらした委員の方々からわあややが出たでしょう。こうい空気の中でこれを押し通していったら最初から疑われます。もとより企業の会計は疑われておる。三分や五分で何百億という会計を一本に通す。しかも株主でない連中やちやうちんつたり太鼓をたたく連中の雑音によってさあつと持っていくつちやう。それがいままでのやりようだ。基本の問題で、資本であるべきものが負債になりかねる。どう考えたって、そんなことはあり得ぬことなんです。これもやはり、うわさによれば財界の圧力に屈したのではないかと、こうなんです。これはどうなんですか。

○田中(伊)国務大臣 法制審議会で示されたもののうち、相当部分がこのたびの改正に載せていないといふことは事実でございませう。お察しのことです。それが財界の圧力ではないかと仰せになることがたいへん片腹痛い感じがいたします。(加藤(清二)委員「両腹かもしれない」と呼ぶ)いや両腹かもしれないが、そういうことばがあることがはうとうに片腹痛……それでない腹を探られておる感じがございませう。それで、法務省はこの法案の改正をいたしますにつきますと、法制審議会の意見はあつたけれども、その意見に基づいて立案をせねばならぬでしょう。その立案の過程において、どうしても関係方面の意見の聴取ということには入念にせねばいかぬ。いま反対をしております税理士の意見も聞かなければならぬ。公認会計士の意見も聞かなければならぬ。弁護士方面の意見も聞かなければならぬ。また通産省から、最高裁の方面から意見もみんな承らなければならぬ。財界の意見も、この商法の改正につきますとウエートを置いて聞かなければならぬ。意見を聞いたことは事実でございませう。意見を聞いたこと

とは事実であるが、その圧力に屈して法務省が改正をやりたが遠慮をしたということ、先生、そんなことないですよ。あなたそのようにいっておっしゃるから、そんなあなたひといいことをおっしゃる、そういうことはありません。

○加藤(清二)委員 私は田中法務大臣とおつき合ひも二十何年、あなたの人格もよく存じ上げておるし、尊敬もいたしておりますから、田中法務大臣が財界に骨抜きにされたとは言いませんよ。そんなことは思いたくないし、そんなことは言いません。しかしそれじゃ資本の部に記載すべきものを、当然そうあつてしかるべきものを、貸借対照表の負債の部にする。損益計算書の場合にはこれはどうなるのです。損益計算書と矛盾が生ずるのじゃございせんか。なぜそういうことをしなければならぬか。大義名分が出ていないじゃないですか。納得できないですよ。このおかげでどういふことが発生するか。わが会社にはそんな社内保留はありません。そんな資産はありません。だからもうかつておりません。こういうかっこうになるでしょう。そこから先は言いません。それがどう影響していくか言いませんが、これが物価の値上がりや労働者の賃下げに悪用されなければいいと思うのです。このごろの物価の値上げ、大阪の電気、四国の電気、去年の東京のガス、みんな理由が負債、負債で来ているのですよ。だから上げてくれなければならぬといっておる。これはこのままいくと、物価の値上げに通ずる道を開いたと同じことになる。それを私は心配するのです。なぜこうしなければならぬのか。大臣、大義名分、にしきの御旗を承りたい。○田中(伊)国務大臣 いまのまうもの引き当て金の問題ですけれども、不当な引き当て金があり得るのだということを考えてみますと、たとえば貸倒引当金。貸し倒れがそんなにない会社じゃないか、(「銀行がそうだ」と呼ぶ者あり)しかるに、そのような膨大な貸倒引当金を考えておくとはいかなものか。また最近の変動の激しい価格変動準備金にしても、そんな変動準備金は要ら

ないではないかとだれが見ても思ふような変動準備金を用意されておる。これは確かに負債の部に入るべきものでない。どう見ても資本の部に入るべきですね、社内保留ですから、社内保留の形式が変つておるだけですから。そこで、そういう場合には、大蔵省がしっかりとおりまして、その部分については、課税をいたします場合には、負債として課税はしないのだ、これは計算に入れないかという感じがございせんか。私専門家ではありませんから何とも言へませんが、それは課税のやり方さえ手落ちがなければ、私はこれを負債の部に記載をしてもさう大きな問題ではないのではなからうかという感じを持つておるわけでございます。

○加藤(清二)委員 大臣も経験が深いらっしゃいますから、よくすべてを知つていて、いまの答弁もたまたましていらつしやと思ひますが、すでにおわりのはずなんです。なぜ私もがこんなに熱心にここをつかなければならぬのかといふと、悪用こそされ善用はされぬ。善用されないやうなものをなぜ変えなければならぬのか。新しくつくつたというなら、それは入れ歯を間違えたといふことでも通るでしょう。しかし、いままでこつちにあつたものを、資産であるものを、資本であるものを、どうして負債のほうに入れないければならぬのか、納得ができません。

具体的に申し上げましよう。いまあちらからも声がありました、銀行に貸倒引当金というのがありますね。ほんとうに銀行が貸し倒れにあつて損したことがありますか。銀行は倒れる前に引き揚げますよ。そうして、かりに倒産というのであるならば、必ずその前にわかりますから、何せ自分のところで不渡りを出すのだから。わかるからどうするか。その会社の資産を全部凍結しますよ。そうして、これを二東三文で売りましたききすよ。その利潤のほうはるかに大きいですよ。い

わんや歩積み両建てをやらしておるでしょう。貸倒引当金なんというものは必要ないのです。電気会社に漏水準備金というのがある。石炭や石油に漏水準備金というものは要らないですよ。あれは水力電気のはなやかなりしころは必要であつたかもしれない。どうして石油に漏水準備金が必要でしようか。これはみんな会社の資産になつていくのですよ。どうして負債になりますか。他人に浮き貸しすれば、それは負債になるかもしれない。銀行へ預金しておくでしょう。どうしてこれが負債です。そういうことをそれじゃ個人の経理でも許しますか。代議士もみんな調査をされますね。そのときに、資本であつたものを負債だといつて記載して、それでよろしうございせんか。こういう例が許されるとするならば、みんなこれをまねしますよ。それでいいですか、大臣。大義名分を聞きたい。

○田中(伊)国務大臣 たいへん専門的にお尋ねでございますが、大臣が答へました引き当て金の問題は、現行の商法は二百八十七条の二といふところで、いわゆる特定引当金の計上を認めております。これは義務的なものではございせんので、計上することを認め、計上する場合には負債の部に計上しろ、こういう規定を持つておるわけでございます。この規定の趣旨は、会社が将来特定の支出あるいは損失に備えて、ある蓋然性のある金額を見積もれば、それを貸借対照表の負債の部に計上いたしまして計算をしてもよろしいという趣旨でございます。

ただ、お尋ねのように、資本にあるべきものを負債と考へているかといふ点でございますけれども、記載部分は負債の部に書いておりますけれども、これは左側の資産の部に対応して右側に書いてたといふ趣旨にしかすぎない。ただ問題は、その引き当て金めぐつて、先ほど来出ておりますような利益性の引き当て金を含んでおるかどうかの問題点だと思ひます。これは商法の本来の考へ方が、そういう利益性のものを引き当て金として認めた

場合に、まず会社をめぐる利害の關係者、これは二派に分かれるわけでございます。会計原則が従前から扱つてまいりました投資家といふ人たちの利益と、そして従業員その他を含む会社の債権者といふ人たちの利益と、この二つを商法は調整しておるわけでございます。現行商法の考へ方は、そういう利益性の引き当て金といふものを負債の部に入れて計算をいたしました結果は、利益配当の可能額といふものの計算に影響してまいります。つまり、その種の引き当て金を計上しなければ、投資家のほうから見れば、株主から見れば、配当が十分とれる計算になるはずであります。ところが、債権者の側から見ると、そのような勘定で社内に残されるというものは、債権者の取引の目当てとしては、会社内に資産が残つていゝという勘定にならうかと思ひます。そこで、商法の考へは、その種の利益性の引き当て金の計上は認めると同時に、株主にその計上を認めるかどうかという権限を實は与へておるわけです。もし株主が了承し、すなわち、自分たちの利益配当の面それが控除的に計算されても差しつかえないといふことを承認すれば、それは会社の処理として認めよう、こういう立場でございせんか。といふことは、株主がこれを認めません場合には、引き当て金としては計上を認めず、配当の財源として使う、こういう考へ方でございます。

○加藤(清二)委員 ちょっとわからぬ。あなたは頭のいいエリートなんです。その頭をもつてても解説ができない。苦しい答弁。大体スコラ哲学といふものは昔からそういうものです。苦しい、苦しまぎれのため息をしなければならぬ。最後に一つだけ救われる点がありましたね。株主の賛成を要する。しかし大臣、ほんとうに株主總會で株主が自分の意思を總會に反映することが、今日の状態で、できると思つていらつしやるのですか。法律上は、小株主でも、累積すれば重役の取りかへつてこまでできることになつてゐる。言ひたい、発言したいといふて、なかなしのさい

ふをばたい一株買つた人たちが累積して会場に臨んだら、おぼり出されるでしょう。寄せつけぬでしょう。五分たないうちに終わりでしょ。そういう現実をながめながら、小株主の意見が反映するなんて、そういうむちゃなことをいうものじゃありません。それこそ現実無視。社会党のいうことがいつでも空理空論、こういう評価があつたが、いまや与党のいうことが空理空論、現実遊離じゃないですか。そんなむちゃな話ありませんよ。理解できない。どうしてこれで株主擁護ができますか。商法に定められたところの株主擁護、労働法に定められたところの当該企業に働く労働者の擁護がどうしてこれでできますか。資産です、どう考えたって。もつともそれは利潤から生まれたものかもしれない。しかし、あくまで資産である。それがあなたと右と左とかわるだけだからだ。いじょうぶだとおっしゃる。右と左とかわつたらたいへんです、思想だつて。それでしよ。右と左がごっちゃになりますか。冗談じゃない。取りかえつておられますか。そういうあほなことをやっておるものだから、東京都がいまに右と左がかわりますよ。冗談じゃないですよ。右と左とかわる、白と黒とかわる、ということはいへんなかわり方なんです。天地がひっくり返るといふことなんです。夜と昼とがかわるといふことなんです。たいへんな変わり方です。あなたはいなかの山奥のじいちゃん、ばあちゃんに演説するときにはそれでいいでしょう。右と左とちよこつとかわつただけですからこんなことはいじょうぶですよ、変わりはありませんよ、こつちがそれはいかぬ。たいへんな変わり方。理解できない。理解できないものは賛成することはできない。この点は賛成することはできません。どうしても修正なり賛成なりということをやつて、野党に対してさせたかたら、もつとわかりやすく、もつと親切に、かくかくの理由でこつちしましたというものをだしたかきや納得できません。

同時に、もう一つ答えが落ちてましたね。それは、これと同じことを、企業、会社に許されるこの記帳のしかたを国民全部がまねたらどういふことになりますか。それでいいですか。大臣、これはまだ答えて出てない。いや、最後だから大臣に聞いておる。

○田中(伊)國務大臣 むずかしい御質問でございます。たいへんむずかしい御質問でございます。○加藤(清二)委員 では大蔵省、スコラ哲学の続きをやりなさい。

○田邊説明員 先生御指摘の一番大きい問題は、株主總會の形骸化の問題でございます。これは累次大臣が答弁しておるとおりでございます。これは、全面改正の検討の事項に取り上げられます。その前の改正として、実はおっしゃるような経理に關する先生の御議論と違ふかもしれませんが、その適正を期するための監査役の権限改正あるいは大きい企業について、つまり利害關係人の多いものについての会計士監査というものを今度の改正で入れたわけでございます。

それから最後のお尋ねの、すべての国民がとおっしゃるわけですが、はたして一般の個人商人その他が引き当て金を計上しているのかどうか存じませんけれども、先ほど御指摘にございました総則の改正で商業帳簿の作成については公正な会計慣行をしんしゃくして解釈しなければならぬという規定を置きました結果、個人商人もそういう引き当て金會計というものを公正慣行と考えて使ふ場合には、これを排斥する理由はないと商法は考えます。

○加藤(清二)委員 これでおしまい。わかりません。理解できません。何とおっしゃつても。説得力がない。私が頑迷固陋のゆえかもしれない。けれども、納得できない。

○中垣委員長 加藤委員、あなたの御質問に對しまして——大蔵省の大倉審議官、おられますか。——大蔵省の企業財務課長から一ぺん答弁させますから。私が聞いておつても、十分行なわれません。もう一ぺん、答弁させます。

てみえてもわからない。では、皆さん、わかりますか、このところ。(「わからない」と呼ぶ者あり)わからぬまま通していくというのは——こういうことをやるから、株主總會でも株主がわからぬままが通つと通すようになりますよ。これはいけない。

最後に、大臣。むずかしい、むずかしいとおつちやつた。これは、私はますます大臣に敬意を表します。正直ですからね。これを、国民が資産であり資本であるものを、負債だといって記載するようになったら、これ、どういふことになりますか。私はそれが心配なんです。日本の商社の横暴がやがて海外において日本の權威を失墜したと同じように、資産であり資本であるものを負債であるというところを書くことをここで許したならば、それは株主總會の歯どめがあるとおっしゃるけれども、そんなものは歯どめにならない。したがつて、それでは国民も、おれもそういふふうになまねよう、こういうことになったら、これはどういふことになりますか。これこそ日本の経済、徴税、税収の基本的なことがなくなるにやございませぬ。及ぼす影響の甚大さにかんがみて、私は納得できるような御説明がいただきたい、こういうことを申し上げておるわけです。

○白鳥説明員 御指名がありましたのでお答え申し上げます。企業會計原則は一般の投資家の保護ということを目的としておりますので、私どもの所管では、広く一般大衆に株式を募集するような会社に対する経理を規制しておりますので、小規模な一般の人々、小さな商人、こういうものについては直接關係はございませんけれども、一般的にこの引き当て金を計上することにつきましては企業會計ではこれを利益留保性のものとして考えているわけでございます。したがつて、これは負債とは考えられないわけでございますけれども、負債とは区別して特定引当金というものをはつきり掲げることによつて一般の大衆に誤解を与えないよう

にする、こういうたてまをとつておるわけでございます。

○加藤(清二)委員 最後に、ますますおかしくなつてきた。企業會計原則の適用は、ほとんどが大きな企業なんです。大きな企業の場合は資産を負債と記載してもよろしい。しかし小さな企業は、国民は、資本、資産は負債と記載することはできない。そんなばかな、不平等なやり方がどこにあるか。税でも、法でもこれは国民平等でなければならぬはず。なぜそんな特例を設けなければならぬのか、ますますわからぬ。さなきだに日本の経済は上に厚く下に薄いとわかれておる。徴税は下に厚く上に薄いとわかれておる。そういうやさきにそれを一そう助長するようなことがはしなくも出ました。企業會計原則に適用する。これは資産の部はいみじくもおつちやつた。それでないけれども、こつちを書くことにした。なぜ大きい企業だけそれを許さなければならぬ。だから私は聞くのです。では、一般の零細やわれわれ個人が資産を負債に書いたら、どういふことになりますか。それでよろしいかと聞いておる。及ぼす影響は大きいですよとつておる。答へがない。それに対する答へかと思つたら、違つておる。上だけはよろしい、こういう話だ。上だけはよろしかつたら下もまねますよ。法はすべての国民に対して平等なんです。なぜ特例を設けるのだ。理由があかぬ。もういいわ。時間ですわ。だめです。

では、大臣、かくのごとし。結論に到達してありませんね。委員長の制限がありますから……。○中垣委員長 加藤委員の御質問に對しまして委員長から特に白鳥企業財務課長にもう一ぺん答弁願ひます。

○加藤(清二)委員 私は委員長の仰せに従います。それで時間を延ばそうといたしませんから。しかし、結論に達していない、理解できないということはおわかりいただいたと思ひます。したがつて、願わくば、委員長、理事の皆さんの相談によつていずれかの機会にもう一度質問をする時

間をお与えいただきますよう、私の質問は留保してこれで終わります。

○白鳥説明員 私のことばが足りませんで誤解を生じましたことを申しわけなく思いますが、証取法のたてまえは一般の大衆を保護するためでございます。したがって、一般の大衆が投資をするにあたって判断を誤らないようにする、こういうことが原則でございます。そのために特定引当金をはっきりと計上させる、こういうことがあつたわけでございます。小さな企業は大ぜいの大衆から株式を募集するということはございせんから大衆の保護という問題はございせん。で、お答えにはならなかつたかと存じますが、証券取引法の目的という観点からお答え申し上げますので、多少食い違いがございましたことをおわび申し上げます。

○中垣委員長 次に荒木宏君。

○荒木(宏)委員 お尋ねを申し上げる前に一言前置きを申し上げますが、今度の改正の趣旨は、企業の経理を適正にする、企業監査を充実させる、こうおっしゃつておるわけでありませう。私は、この点についての国民の皆さんの要望は、企業が、ことに大企業が自分かつてな経理操作をする、その一部に粉飾といわれる事例がありますけれども、そういうふうなことを許さない、つまり真の粉飾を防止する道を求めておる、こう指摘しなければならぬと思つております。そのためにはそういう趣旨に沿う原則ですね、企業会計上の原則は守らなければならぬ。守らなければならぬ原則はしっかりと守つていかなければならぬということに相なると思つております。

そこで、そういう企業の経理処理にあつては、恣意を許さない、そのために守らなくてはならない原則、それがどのようになつておるかということについてまずお尋ねをいたしたいのであります。第一に継続性の原則ですね。すでに委員会でも論議になりましたが、この継続性の原則について、いまの証券取引法では財務諸表の作成並びに表示についてどのように規定されている

か。これはまず大蔵省のほうからお尋ねをしたいと思います。

○白鳥説明員 財務諸表の作成の方法につきましては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則というのがございまして、これは企業会計原則を受けまして、企業会計原則に従つた企業会計の処理を行つた結果を財務諸表にあらわす場合のあらわし方を規定しているわけでございます。この財務諸表の規則の第一条に、財務諸表の「用語、様式及び作成方法」は、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従ふものとする。こういう規定のしかたをしてございます。

さらにたゞいま御指摘のございました継続性の原則につきましては、財務諸表の作成基準を定めております第五条に、「当該会社が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行なう場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること」という条件が書かれております。

さらに「当該会社が採用する会計処理の原則及び手続については、変更が行なわれた場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を当該財務諸表に注記しなければならない。このうちふりに規定されております。

○荒木(宏)委員 関連してお尋ねをいたしますが、変更の理由というのが表示にありましたね。この変更の理由の正当性についてはどのような規定になつておりますか。

○白鳥説明員 どういう場合が正当でありどういう場合が正当でないかということにつきましては、財務諸表の規則に特別の規定はございせん。これにつきましては公認会計士が判断をいたしまして、正当な理由によるものであるかどうかということをご監査報告書に記載するようになつております。

○荒木(宏)委員 そういたしますと、いまの御説明ではこういうことになるわけですね。変更の理

由は書かなきゃいかぬ、その理由について正当であるかどうかは監査人が判断をする。つまり変更が正当であることを要するのだ、こういうことはいまのたてまえだ、こう何つてよろしいわけですね。

そこで、その継続性についての一応の規定はある、あるけれども、現実がそのとおりになされておるかどうか。この点について例をあげてお尋ねをしたいのであります。普通償却の償却方法の変更、これは定率法と定額法とありますけれども、これについては例を新日本製鉄にとりまして、御承知のように四十七年の三ヶ月決算で、不況になつたというので従来の定率法から定額法に変更になりました。これは有価証券報告書で御存じのとおりだと思つていますが、この変更になつた理由がはたして正当であるかどうか、こういつたことについてはいまの規則がどのように働いているかですね。監督官庁である大蔵省のその点についての御意見を伺いたい。

○白鳥説明員 新日本製鉄の四十七年三ヶ月の報告書に付されております財務諸表の監査報告書によりまして、変更の事実だけが記載されております。で、変更の事実だけが記載されているということは、会計士がこれを正当な理由に基づく変更と認めたというふうに考えられるわけでございます。

なお、たゞいま御質問の中に、不況になつたので定率法から定額法に改めたというふうな御指摘がございましたが、この時期の実態をよく調べてみましたところ、四十七年三ヶ月には君津製鉄所の償却法を定率法から定額法に変更した、こういうことのごようでございます。

○荒木(宏)委員 そこで、いまおっしゃつた君津製鉄所の償却方法の変更ですが、これはしかし、四十五年の九月に定額法から定率法に変えたばかりでしよ。これは報告書に出ておるとおりであります。一年有余にして今度は定率法から再び定額法に返る。公認会計士の方の監査を經ているという話でありますけれども、その報告書を見て、

守らなきゃならぬ原則である継続性、その継続性の変更についての理由の正当性の存否、それは大蔵省としてはどうお考えになつたわけですか。君津製鉄所の償却方法を変えた理由が正当であるかどうか。その点についてはいかがですか。

○白鳥説明員 君津製鉄所の償却方法を、前に一度定額法から定率法に改めていて、また定額法に変更した、こういう事情があるのではないかと、うお話をございしますが、そういう事実はございませう。これは四十五年三月に新日本製鉄として、八幡製鉄、富士製鉄が合併いたしました。が、それまで君津製鉄所については、八幡製鉄では定額法を採用しておりました。ところが合併いたしましたので経理方式を統一するためにここで定率法に変更したわけでございます。これは正当な理由による変更だと存じます。ところが四十七年三ヶ月に君津の第三号高炉が完成いたしましたので、この完成に伴つて君津製鉄所の高炉が非常に金がかかつていくというので、企業の負担が非常に大きくなるということで定額法に変更したということでございます。これにつきましては監査報告書に上限定されております。

○荒木(宏)委員 つまり、おっしゃる通りに定額から定率に変わったときには経理の処理を統一するためだ、こういうお話を聞きますけれども、経理の処理を統一する必要があるから一年有余にして、今度は償却費の負担配分を適正にするためというふうな理由でもって再びもとの定額に戻るといふことは定額をとりとて、あるときは定率をとりとてこれは二つあるわけですね。その費用負担を平分化するということになりまして、これは実際に財務諸表を作成する人が平分化したいというところで考えれば幾らでも変更ができるわけでありませう。ですから、そういうことで四十七年三ヶ月には利益がうんと減つておるにかかわらず、六分配当を維持しておる。そういう業界の景気と、それから大蔵省から説明があつた

普通償却額の償却方法の変更理由について考えてみますと、それでは企業の側では、あるいは配当維持のため、あるいは利益計上額の操作のために償却方法の変更が幾らでもできるじゃないか。経理処理を統一する、あるいは費用負担を平分化する、こんなのはゴム印でつくって押したって通るような抽象的な理由です。ですから、そういう点から見ますと、現在の経理処理においてすら継続性の原則を貫徹する保証が十分ではない。いまの財務諸表規則あるいは企業会計原則の定めるところが十分には実行されていないではないか。

そこで今度の改正商法の監査で、これは大臣に伺いたいのですが、この点については方向としてはどうお考えですか。いま大臣の提案されておる改正商法の監査で、継続性の原則を私が指摘した点についてどのような配慮をされておるか、その基本的な政策の方向について伺いますから、先に大臣からおっしゃってください。

○田中(伊)国務大臣 この問題につきましては、みだりに変更を許さないということなのでありますが、公正な償却をどこまでも守る、一口に申しますとそういう態度でございます。

○荒木(宏)委員 では、法務省の政府委員の方に伺いますが、いま大臣がおっしゃった、みだりにということとは、これは企業会計原則で現行でも規定があります。第一原則の五の前段に規定がある。しかし、現行ではそれ以外に財務諸表規則、それからいま申しましたことに關する監査の省令、ここで正当な理由が要するということをはっきり言っています。変更する理由を脚注に書き、かつそれは正当な理由が要するんだということをはっきり言っている。言っているにかかわらず、なかなかそれがやられない。きわめて抽象的な理由で便宜にくるくる変えられている。四十七年の三月期には、これは新日本製鉄だけではありません、住友金属だって、従来の定率から定額に変えて、それでちゃんと償却を減らして利益を粉飾するやうな操作をやっている。いまそういう正当な理由が

要するという規定があつてすらやっておられないのに、今度は一体どういう手当てをしようとするのか、これを伺っているのです。政府委員はいかがですか。

○田邊説明員 現在の商法の側では、株式会社社の貸借対照表及び損益計算書に關する規則の第三条で、御指摘の会計の処理の方法を変更いたしましたときは、その旨を貸借対照表または損益計算書に注記しなければならない、こういう規定を置いております。先ほど来御指摘の企業会計原則が修正されますと、その方法と同じように、変更した場合にその影響額というものを新たに記載させる方向で、規則改正を検討いたしております。

○荒木(宏)委員 もう少しよく質問を聞いていたいただきたいのですが、理由の記載は要求されておりますか。

○田邊説明員 現行のもとでは要求しておりますが、今後その理由の記載を要求する考えはございません。

○荒木(宏)委員 現行は、先ほど大蔵省から説明があつたとおり、財務諸表規則で理由を脚注に記載する、こうなっているではありませんか。また、監査省令でその理由の当否についても判断をする正当性が要するのだということをはっきり指摘をしておりますね。今度商法でなさろうという監査では、その理由の記載は証取法と違つて明文の規定があるのですか。いままであつたのになくなつていく。それから正当性についてもいままで明文の規定があるのになくなつていく。いままでさやられていないのに、これは一体どういうことですか。これを聞いています。

○田邊説明員 現行の商法では継続性の原則というものを掲げておられます。したがつて、お答えしております商法の計算書規則で、いわゆる計算上会計処理の変更をした場合の理由というものの記載を求めておられません。御指摘の問題は証取の監査に基づく財務諸表規則、監査証明に關する省令等の現行の内容を御指摘になつておられると思ひます。

○荒木(宏)委員 大臣にお尋ねいたしますが、いまの参事官の御説明で問題の所在はよく御理解いただいたと思ひますが、恣意的な処理を許さない、真の意味の粉飾を防止するために継続性の原則ということが論議をされてまいりました。この委員会でも御議論のあつたことはよく御承知のとおりでございます。従来の証取監査では、あるいは証取法による財務諸表の作成では、一応曲がりなりにも理由の記載、しかも理由について正当な理由が要するということが規定をされておる。もつとこれを強化しなければならぬ。行政上の指導の要請もあるわけですが、しかし実際はなかなかそうはいかない。ところが今度の商法の監査によりまして、いま参事官からお話があつたように、本来継続性なんというものは考へていないのだ、しかも今度の修正会計原則の案によりまして、脚注の三にありまうように、理由の記載は要求されない。いんやや正当性の判断について明文の規定、根拠すらない。それでは、いま要求されておる大企業の恣意的な操作ということについてはまことに心もとなない。心もとなないところから逆行するものではないか。その点についての大蔵の政策的な考へですね。先ほどみだりにとおっしゃつたけれども、それじゃ問題にならぬとおっしゃるが、いまははつきりしたわけでありまして、その点については処理、政令の作成なりあるいはこの規定の整備なり、あるいは基本的な商法改正案についての再検討なり、そういったことを含めてひとつお考えを伺いたい。

○田中(伊)国務大臣 たいへんむずかしい技術的な面の考へでございますので、民事局長からちよつとお答え申し上げます。

○川島政府委員 実は私もあまり会計に詳しくございませんで、十分にお答えできるかどうかわかりませんが、商法上は継続性の原則というものを規定しております。ただ商法は、今回の改正にも「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」というやうな

規定を設けておりますし、もともと商業帳簿というものがためにつくられていいというものはございませんで、したがつてみだりに会計の基準、書類作成の方法等を変更してはならないという商業帳簿作成の精神といひますか、趣旨といひます。その根底にあるものを踏まえた上で商業帳簿が適正に作成されるということを期待しておるということでございます。具体的なかまか

い点につきましては計算規則あるいは監査規則などにおきましてはこまかい配慮がなされるわけでございますが、商法といひましては、これは会社のみならず一般商人にも適用されるものでございまして、きわめて大まかな規定をいたしまして、營業の規模あるいは種類に応じてそれぞれ適当な会計処理がなされるということを期待しておるわけでございます。

○荒木(宏)委員 ですからこれは大臣にお尋ねしたわけでありまして、何かどこかでそういうのをつくつてくれるやうなことをいまちよつとおつしやつたわけでありまして、一般規定だけではいいのなら、ほかの規則なんか要りはしませんが、宣言規定、抽象規定だけでいいのならあとの規則だとか原則だとか修正だとか、そんなものは何にも要らぬことにならぬじゃないですか。問題は現行ですらやられておる。現行ですらかつてにくるくる変えられる、そういうた余地が非常に多いから、それを今度商法改正をして会計監査人監査をするんだ、しかもそれは粉飾防止のためなんだ、ちよつとおつしやるとしたら、粉飾の手段になつておる、あるいはそれに使われる、この点についての手だては一体どうですか。大臣は技術的なことをおっしゃるけれども、これは技術的なことじゃないのです。一番提案理由でおつしやつておる粉飾防止、恣意的な処理を許さないための手だてを一体どうするか、こういうことでしよう。その点についての検討が全くないまま提案をなさつたのか。あるいは大蔵省ですでにその点はお話が進んでおつて、この商法改正案がもし通過をすれ

○川島政府委員 先ほどから理由の問題がござい
ますが、これは企業会計原則の問題でございます
。一般に企業の会計が適正でない、粉飾が行な
われるあるいは逆粉飾が行なわれるということは
どういふ点に弊害をもたらすかという点、それぞ
れの領域において違ったものがあるわけでありま

これは少し大蔵省のほうにお尋ねをいたしますが、いまの企業会計原則あるいは会計処理の上では特別償却というものは入ってくる余地はないと思いますのです、費用対応、収益対応の原則からいいますまでも、特別に償却を増しするというのですから。しかしこれが御承知の租税特別措置の準備金に関する省令の取り扱い、監査省令の取り扱いによってこの特別償却を費用として認めている。

もうがいんだ。企業のかつてな操作を許すというそしりを免れぬじゃないですか。一体どういう根拠でそうなっておるのか。通達を出された証券局に何っているわけです。

○白鳥説明員 証券局の立場から申しますと、企業の処理が適正に企業会計原則にのっとって行なわれていることが必要なわけでございます。

ところで、特定引当金の中で利益剰余性のある

轄外とおつしやる、あるときは通達をお読みにするだけ。そこで法務大臣、こういつたことに ついて今度商法で監査を充実するといつて御提案になつてゐるけれども、一体どういふ手当てを基本的な方針としておとりになるか、これは法務省の管轄の範囲内の方針として伺いたい。

○田中(伊)國務大臣　この証取監査の基準となす企業会計原則、この原則が適用されていくといふと

ことは、これは大蔵省所管の証取の關係になるわけですね。

ところが、今度はこれの改正によりまして監査法人の監査を商法において五億以上のものについて行なうていかなければならぬということになるわけでございます。そういうことになります。その關係はどういう態度でこれに臨むかという問題は、大蔵省の關係ではない。私のほうのたいへん深い關係を持つわけでございます。これは大蔵省にこのことはお願いするわけでございますけれども、やはり態度といたしましては証取監査のやり方、企業会計原則に基づく監査のやり方、そういうやり方に右へならえをする、特別にこれだけこう扱っていいこうという考え方はございませう。右へならえをしてやらしていく考え方はございませう。こういうふうにお願ひしているわけでございます。

○荒木(宏)委員 それでは、大臣、ひとつ確認をしておきますが、それでは法務大臣、よろしゅうございませうか、従来証取監査で変更については継続性で正当な理由が要するのだ。そうすると、これは今度法務省の所管でも正当な理由を要するということとを明確にしまして、継続性の原則は堅持していく。それから特別償却は企業会計上は認められない。ただ一片の証券局長通達で本来道理に合わないものを便宜やっておるのだから、そういう道理に合わないものはすしちやって、特別償却をかつてに積み増し、積み下げることは許さない。これは法務省としてはやっていくということですか。

○田中(伊)國務大臣 いま後段のお話がちよっと大事なことがありますので、間違つてはたいへんと思ひます。

○川島政府委員 この商法の改正が行なわれした場合に、これに基づくところの、つまり株式会社法の計算書類についての規則、これを法務省令で定めておるわけでございますが、これを検討いたしましたしまして、さらに改正を行なう必要がありま

す。大蔵省で証券監査の關係で定めておられます財務諸表規則とその内容的に調整をはかる必要がございませうので、その点につきましては今後この商法が成立いたしました場合に、大蔵省と十分御相談をしましていくということになるのでございまして、その際にいろいろお尋ねのような問題についても検討がなされることというふうに出ております。企業会計原則修正案というものが出ておりますが、これも重要な参考になるというふうに出ております。

○荒木(宏)委員 いろいろお聞きしたかったのでありますが、本会議が始まりますので、あとの質問は本会議後に続行させていただきたいと思ひます。

○中垣委員長 この際、暫時休憩いたします。

本会議散会後、直ちに再開いたします。

午後五時五十八分休憩

午後三時四十九分開議

○中垣委員長 休憩前に引き続き連合審査会を再開いたします。

質疑を続行いたします。荒木宏君。

○荒木(宏)委員 休憩前に続いて大臣にお尋ねいたしますが、ひとつ、お尋ねを申し上げておる趣旨は休憩前に申し上げましたので端的にお答えをいたしたいのでありますが、この企業の経理操作が恣意的にならぬようにということと継続性の原則ということが定められておる。これをしかく実のあるものに今度の御提案の監査でもされるべしである。そういう処置が具体的にされる保障があるかどうか、こういうこととお尋ねをしておるわけでございます。そこで継続性の変更というところについては正当な理由が要するんだ、このことを法令の手当でなり処置をもちつてはつきりさせるといふふうに明言をなさるかどうか、この点はひとつはつきりと何っておきたいのであります。

○田邊説明員 お尋ねの継続性の問題について

は、商法と企業会計原則の修正作業という形で、昭和四十四年の暮れまで調整が進められまして、その結果、御指摘のような継続性については、企業会計原則の側では、正当の理由というところには、これまで定義的な問題もあり、これを削るといふ結論を出されて修正案を示されたわけでございます。これを受けて商法改正が実現いたしますと、商法側の規則と財務諸表の規則との調整を行なう、こういう前提になつておりますので、企業会計原則の現在の修正案を踏まえて、商法側も対処するということになりますので、先生の御指摘のように商法側で、特に法令で新たに正当の理由というものの義務づけを行なうということは現在考へておりません。

○荒木(宏)委員 それでは法務省のほうでは、いまいちも求められておる企業会計処理のかつてなやり方、これを縛るために処置が必要だ、こう言っているのにお尋ねをしておる。その点について国民の皆さんが強く要望しておることについては考へておられ、こういうふうな御答弁のように伺ひました。大蔵省のほうには私はお尋ねいたしますが、大蔵省のほうでは、継続性を変更するにあつて正当な理由が必要である、企業会計原則上必要だけれども、はつきりさせる。現状が、たとへば新日本製鉄のごとく、あるいは住友金属のごとく、問題がある事態を改善するためにむしろ強化するんだ、私は国民の皆さんの要望はそういうところにあると信じておりますけれども、その方向をとるとはつきりおっしゃれるかどうか。この点をひとつ大蔵省のほうから何とおきたいと思ひます。

○白鳥説明員 企業会計原則と財務諸表規則との關係につきましては、先生の御質問の一番最初のときに御説明申し上げたとおりでございます。企業会計原則による企業会計処理の基準に従つて、その結果を財務諸表にあらわすための、その場合の表示の方法をどういふにすることがかといふことを財務諸表規則で定めておるわけでございます。現在の財務諸表規則と企業会計原則との關係、

継続性の注記についての關係はどうなつてゐるかと思ひます。正当な理由によつて、会計処理の原則または手続に重要な変更を加えたときには、財務諸表に注記しなければならぬ、これだけが書いてあるわけでございます。それをさらに財務諸表規則で補ひまして、詳しい表示の方法は、注記の方法はどうするかということと財務諸表規則第五条第二項におきまして書きまして、その場合にその理由と影響額を書きなさい、こういうふうにして書いてあるわけでございます。したがって、財務諸表規則の表現のしかたがどういふふうになるかといふことは、企業会計原則がどう変わるかといふことと直接には關係がございませう。私どもは継続性の原則についてはみだりに変更してはならないということとは依然として生きておりました。決してゆるめたいというふうには考へておりません。その意味で、財務諸表規則に従来と同じような表現方法を定めることもできる、こういうふうにお尋ねをしております。

○荒木(宏)委員 せっかくの御説明であります。いまの御説明では、むしろ、大蔵省のほうとして継続性の変更については正当な理由でもって規制をしていくんだというつもりがないかと思ひますが、白なされたようなものじゃないかと思ひますが、まず第一は、私は表現方法、記載方法について何々たのではありません、企業会計処理の原則についてどうなつてゐるか、これを何ったわけですね、現状と将来。御案内のように、現行の企業会計原則の第一の五、後段では、正当な理由が要するということが明記されてゐる。また監査の基準につきましても監査省令でそういうことがはつきりしておるわけですね。ところが今度の修正案では、そのことについて「みだりに」ということだけを残しておるから、だからそれでいけるのだということ、中身の「正当な理由」という点はのけてしまつておられます。言うならば、家の側だけ残しておいて中身は全部とってしまつて、まだ家は残つておるといふのと、たとへて言えば似たようなそういう形ですから、先ほど来の御説明で、法務省

のほうもその点については全く考えておられぬ、大蔵省のほうも、お聞きをすれば継続性の原則の維持、変更についての正当理由の必要性、そのことについてはむしろ弱める形で改正を考へておられることが私ははつきりしたと思ふのです。これはもう幾らも、何度も繰り返してお聞きしましたから、それでお尋ねすることにそのことが浮き彫りにされていきますから、これは大企業がかつてな整理処理をしないように、つまり真の意味の粉飾を防止するという点からいいますと、今度の改正案なるものはその点を全くネグレクトしてある。むしろ当局の方の口から考へていないということがはつきりした。大臣の御答弁ではそのことを技術的な問題ととらえられて、御念頭にないということもはつきりしたと思ふ。これは非常に大きな問題だと思ふのです。そこで、そのことを指摘して、さらに、ほんとうに言われるような企業の会計処理の適正化がはかられるかどうか、粉飾防止に役立つかどうかということ、会計基準の単一化、単一の原則といいますが、かつてな処理を許さないというその縛りですね、そこを次の問題で伺いたいと思ふ。

これは大蔵省にお聞きをいたしますが、化学合成繊維のいわゆる売残り、製品買入の問題ですね。これの処理について、御案内のように日本公認会計士協会で本年の一月一応の処理基準を出されたようでありますが、大蔵省としてはこの当該業界の売残り、製品買入に伴う会計処理の基準、これはいままでの建て値による売買基準というものがあつた、建て値による売買処理、それから今回新たにいたしました、利益は全部排除するというやり方、あるいは実勢をこえる部分だけ排除するというやり方、いろいろありますけれども、一体大蔵省としてはどう考へておられるのですか。これの会計処理についてどういう方法が適正だと考へておられますか、それを伺いたい。

たん加工業者に売渡ししまして、その加工した製品を再び……。

〇荒木(宏)委員 現状の説明はけっこうです。〇白鳥説明員 はい、わかりました。そのやり方につきましては、最近建て値と実勢価格との間の開きが非常に大きくなつてきた、したがつて材料を売つた段階で利益を上げても、製品を売る段階で損失が出てくる、こういうような事態になつてきておるわけでございます。そこで企業会計原則にも、第七の原則でございますが、保守主義の原則というものがございまして、安全性をたつとぶという趣旨から、将来損失になるようなものは安全な会計処理をしないという原則がございまして、これに従ひまして、当期は売り上げで利益が出ていても、これは当然あとで損失になつてくるのだというふうなものにつきましては、売り上げの利益を排除する方式の処理を行なつたほうがより健全な会計処理ではなからうか。こういうことで、いま御指摘になりましたような、公認会計士協会において三つの処理方法を考へたわけでございます。全額売り上げを排除するという方式と利益になる部分を排除する方式、あるいは実勢と比べて実勢の部分を超えた部分については利益を排除する、こういう三つの方式を考へているようでございます。この三つの方式ともいま申し上げました保守主義の原則と申しますか、安全性の原則と申しますか、こういう考へ方からいまして、より健全な会計のやり方であるというふうなことで、この三つの処理方法はいずれも健全な会計方法ではないか、こういうふうにご考へるわけでございます。

〇荒木(宏)委員 もう一言確かめておきますが、前の建て値による売買方式で、それも不適正ではないわけですか。その処理をやられた当時は、あれは適正だということでもかり通つておつたわけですか。そうでない。

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

〇白鳥説明員 化合繊維業界の取引の様子は非常に複雑でございます、現在の慣行では、材料を一

るものだといふうちに、いまの御説明を伺つて、その感じを強くする。

私はいままで監査という方向で伺つてきましたけれども、今度は改正案に盛り込まれておる資金調達という点でひとつ伺つてみたいと思ひます。

いま国民の皆さんの要望は、大企業が調達した資金をどう使つて、たとえば設備投資でありますとか、そういうことに利用しないように、こういう希望が非常に強いのは御承知のとおりであります。今回は転換社債の発行条件あるいは抱き合の増資ということで資金調達の便宜をはかるといふことを指摘しておられますが、そこで私はお尋ねしたいのでありますけれども、この資金調達の一つの方法として時価発行ということが昨年来非常に論議になりました。たとえば三光汽船の例を申し上げますと、一昨年の十一月、昨年の四月、そしてまた昨年の暮れと三回にわたつて合計七百億近い増資プレミアムが会社のほうに入つた。全体としてみますと、昨年一年間で約八千億であります。時間がありませんから、私のほうで調べた数字を申し上げますが、設備投資の中で占める自己資金の比率ですね、これはすでに昨年の上期では八〇%を越えておりまして、昭和三十年からずっとみてみますと、四十年の下期と四十年の上期だけを除いたら、もう最高ですわ。そのくらゐに自己資金がずっといまふえてきておるときに、この時価発行について今度の改正案を提案される御趣旨でこれはもうこのままでよろしいというふうに見ておられるのか、あるいはこれは制限する、押える必要がある、こういうふうにごらんになっておられるのか、この点についてまず大臣の提案者としての御意見をひとつ伺つておきたい。これは大臣技術的な処置の問題じゃなくて、ひとつ基本的な方針として。

○田邊説明員 技術的な問題だけを申し上げますと、時価発行は御存じのように一般公募の方法として現在非常に趨勢を見せしております。これは、会社の資金調達の方法として、株主の利益を害しないという要件であれば一般に時価発行して資金

調達できるという商法の仕組みからまいります。御指摘のプレミアムと申しますのは、商法上は額面額を上回るものを法定準備金、資本準備金として会社に計上を義務づけられるわけでござい

ます。今度そのプレミアムの中身のいわゆる現金というふうなものをどういう方向に使うかの問題が御指摘の問題点だと思います。これは、今度の改正案でもとられておりますような会社の業務運営全般の適正な運営、そのあり方に関する問題でございまして、改正法による監査役が業務監督権をもつて取締役会で、そういう増資で獲得した資金をどう運用するか、その内容について、法令、定款違反がある場合にはこれをチェックし、与えられた権限によつてこれを防止する、そういうたてまえになつておる事柄でございします。

○荒木(宏)委員 大蔵省のほうに伺ひましよう。時価発行の弊害というものについては、大蔵省のほうは感じておられますか。

○米里説明員 時価発行につきましては、昨年来非常に盛んになつてまいりましたわけでございしますけれども、ただ株価が高いというだけのことではプレミアムを多額にもうけようというふうな安易な態度の時価発行というものは、投資家サイドから見てもはなはだ望ましくないというふうに考えられます。

したがいまして、私も昨年来証券業界に安易な時価発行が行なわれることがないように指導してまいつたところでございしますが、これを受けまして証券業界は昨年来再三再四にわたつて、時価発行の発行基準の強化をはかつてまいつております。新年度からさらに一層強化した基準を適用しておるわけでございしますが、その中には、いま御指摘の、一つは資金使途、時価発行で入手した資金を企業がどのように使うかというふうな点について十分チェックしていくという点も入っております。

さらにまた御指摘のプレミアム、企業のサイドから見ますと額面をこえるプレミアムが入るわけでございますが、これは本来企業自身のもものでは

もちろんございせんので、株主のものとしてできるだけ有利に運用して、その結果を株主に収益還元していくということが非常に重要であるということ、証券会社の自主申し合わせの中の最も重要な要素になつております。

具体的に申しますと、最近さらにそれを強化いたしまして、収益還元状況が良好でない企業については、今後増資をやる場合には十分慎重にアンダーライターとして取り扱うというふうなこともきめております。

そこで、去年の時価発行で申しますと、十一月がピークであつたわけでございしますが、ことしに入りましてからそういう発行基準の強化というところもございまして、一三、四一六、七一九と逐次時価発行は減つてまいつております。真に優良な、投資家観点から見ても問題のないような企業だけにしほつていくというふうな形で、総額としてはかなり減つてまいつておる。優良なものだけが残つておるといふ現状になつております。

○荒木(宏)委員 大臣、いま大蔵省のほうから説明のあつたとおりであります。けさは問題になつたあの殖産住宅にかまると汚職ですね。あるいは先ごろ問題になりました協同飼料株価操作。時価発行を野方図に認めれば、株価が高ければ高いほどいいのですから。コストの安い金でどつと入つてくるわけですから。そのところはよく規制いろいろとそういうことが起こらないような規制のしかたを考へないと、まあ、あつたさつて御報告になるのですけれども、そういうた好ましくない事柄が起つてくる。

そこで法務省として、この問題について今度は抱き合はせ増資あるいは転換社債の発行条件の緩和、こういうことを出しておられますけれども、資金調達をやるといふのはいいけれども、しかしそういうことで、それが過剰流動性に結びついて、物価をおおつたりあるいは買ひ占めにならないような規制を、同時に資金調達の面ではやらなければならぬではないか。そのことを言つておるわけでありませう。その点について大臣の基本的な政策、お考えをこの際出さないと、抱き合はせ増資であるとか転換社債であるとか、そういう個々の点だけを出して、肝心なことを何もおつしやらないで、一体この資金調達問題について企業規制といふことをどう考へておられるのか、姿勢の基本的にかかわる問題でありますからお尋ねしたわけでありませう。時間の点もありませんからこの点簡潔にひとつお答えいただきたいと思います。

○田中(伊)国務大臣 この株式の時価発行による増資のやり方でございますが、先生仰せのような特殊な場合を考へてみると、このまま捨て置けぬような感じがなくはないのであります。しかしながら、時価発行による増資をいたした場合は、金銭、言うまでもなく資本準備金に編入されるわけでございます。そのうちの一部は株主に還元する方法、一部免除という方法も、今度の新法によつて還元をしていく。それから一部は有効な方向にこれがいきますれば、必ずしもこの問題はそんなに御心配をいたさなくてもいい方向ではない。しかしながらここに一つの問題があります。それは、あるいはこの資金を買い占めに用いた、あるいは売り惜しみをして長期にわたつて資金を寝かす方向にこういう金が活用されたというふうなことになるまいかと、この点は不都合千万ではないか。本来そのやり方というものは、一体時価発行の増資というところ自体が悪いのじゃないかというところに、突き詰められるとならぬこともないので、しかし本来の会社の企業というものは、自由経済のもとにおいて利益を追求することを本来の性格に持つております。営利会社のことでございします。企業の社会性というものを念頭に置いて、しっかりとこれが逸脱をせぬように企業をやつていくようにしていきますためには、その営利事業をいたしております会社の企業が、自主的にそのれを規制していくという以外に適當な道はない。それをやりますための方法としては、やはり私の持論のようなことになつてますが、監査

役の強化でありまして、監査役の人を得て、その監査役が改正された、強化された権限を持って執行部に臨む、そして取締役会において反社会性をチェックする。そういう方面の金の使い方はよくないというチェックができることになるわけでありまして、その監査制度の強化というところによって、その欠陥を補っていく。制度としては、やはり時価による株式の発行という考え方は悪くない、こういうふうに考えるのでござい

す。
○荒木(宏)委員 時間が参りましたから、もう一問だけ申し上げておくことにいたしますが、いまの大臣の御答弁は、これはもう策がないということとを自分でおっしゃったようなものだと思います。現に、時価発行全部やめろ、こう言っているのではないですよ。問題のあるいろいろな事例がある。大蔵省もその規制を業界という話し合っている、こう言っているのですけれども、例の三菱地所のNKKを買ったあの金がかから出ておるか、甚だいろいろ話があるところ

です。ことしの一月三十一日払い込みということの時価発行をいたしました。ですからそういうことについて規制の方法が考えられてしかるべしというのに、大臣は、これはもう企業の自主性にかかせるのだ、法務省としてはいままでも何にも考えておりません、こういうことですから、これはよっぽどお考えいただかないと、そういうことじゃもうとも法の番人といえますか、法の執行というようなことは、これは裁判所じゃありませんからなんですけれども、期待はできないというふうに思っています。いまおっしゃった監査役、これは一つですが、私は最後に監査をなさる公認会計士の方の独立性といえますか、これについて一問だけお聞きをしておきたいのです。

公認会計士の方が仕事をなさるその職務の被監査会社に対する独立性の保障は一体どこにあると思っておられるか。契約をする、報酬をもらう、そういう立場ですね。しかも監査の契約は全部一期ごとでしよう。一期一期契約を更新してい

るわけですね。そこで限定意見をつけて、もう契約しませんが、これも何にも違法なこととはしない、してもなくても自由だ、こうなっています。そういう事態で監査役になれば外部監査ですからこれは自由職業人としてそれなりの立場があるわけですよ。それで、契約関係であって、しかも一期ごとで限定意見をつけて、もう次から断わりだ、こういうわけでもうしりを持っていくところがない。こういうような状態を一体どういうふうに職務の独立が保障できると思っておられるのか。ことに公認会計士の方はいま税理士業務をあわせてなすっておられる方もおられますが、顧問税理士として報酬をもらっている。そうすると、そういう関係ができますね、顧問料をもらっている関係。そういう場合にいわゆる公正な会計監査が監査人としてできるか、そういったような公認会計士の監査をなさるについての職務の独立性の保障、これをひとつ、これは最後の二問ですから大臣からお答えをいただきたい

い。
○田中(伊)国務大臣 午前中にも一言これに触れたのでございしますが、公認会計士法による公認会計士と税理士法による税理士の職務の独立ないし職務の区分という問題につきましては、私のほう直接のものはございせんが、このたびの商法の改正をめぐりまして問題が表面に出てきております。そこで非常に重要な関心事でありますので、この問題の処理は大蔵省の所管でございまして、この問題の処理は大蔵省の所管でございまして、目下せっつかく検討をさせていただいておる、こういう段階でござい

ます。
○荒木(宏)委員 先ほど来の御答弁で明らかになつたと思いますが、大企業の経理操作の恣意を縛るための処置をこれは強化しなければならぬ、そして資金調達もこれはやはり目を光らさなければいかぬ、そのための制度、手当てですな。そして監査をされて監査人の保障、これもたとえ労働者の代表とかあるいは消費者の代表とかそういう人も入れているの監査の公開というふうなシステ

ム、あるいは国会でその辺の独立性を保障するよ

うな機構をひとつ考えるといったような根本的な制度を抜本的に検討なさなければ、もう何をいっても監査役、監査役というふうなことは、ほかの委員さんからも御指摘があったように、これではとても真の粉飾防止ということにはならないと私は思います。その意見を一言申し上げて私の質問を終わります。

○中垣委員長 松尾信人君。
○松尾信人君 最初に、私がお尋ねいたしますのはこの商法の一部改正ということでございすけれども、まずその商法の一部改正に先立ちまして、いろいろ基本的な問題を解決しなくちゃいけない、企業経営者の倫理の欠如です。企業本来のあり方、こういうものをよくよく明確にするときがきたんじゃないか、こう思うのです。

われわれ国民の生命または健康をむしろおの公害といふものがついに環境破壊になりまして、先ほどの水銀またPCBに関する緊急質問も行なわれておるわけでありす。水産王国の日本が魚が安心して食べられない、こういうような大きな社会的な問題、もうかれは何でもやる、中小零細業者の分野も現実に侵してあります。また生活関連物資までも買いため、売り惜しみをやる、いわば国民の犠牲の中にこの企業の利益というものが築かれておるといっても過言ではないのじゃないか。公害、物価、そういう面からなるとただけでもありますが、また土地の買い占めが四十万ヘクタール、公団住宅が五千四百戸も建つんじゃないか。こういう土地を買い占めておいて、そして買い占めた企業が営業上どういうふうなそれをきちんと使つ計画があるのか、そういうものもわからぬ。また土地の大きな投機、土地の値上がり、そういうものをまたらして、ついに国民の大きな願いであるマイホームの建設もできないというふうな状態、あげれば切りがございませ

んけれども、このようなことからわが国の経済の健全な発展と国民の利益の確保というものが困難

になつておるわけでありまして、銀行法、百貨店法等ではこの主要な産業につきましては法的規制のもとに置かれておるわけでありすけれども、このようなことでまあ通産省が当面の企業に対する責任官庁であります、通産省の考え方を、ここに影響力の強い商社といふものを商法以外で何か適当な法律をもって取り締まるときがきたんじゃないか、これをまず通産省からお答え願つて、そうして大臣のお答えを願いたい、このように思うわけでありす。

○橋本政府委員 先生の御指摘は企業行動の適正化をはかるために業種別に業法を制定したらどうか、こういう御意見かと思ひますが、業法についてはそれなりの効用も多々あるかと思ひますが、反面企業の自主努力と申しますか創意くふうの意欲を減退させる、ひいては経済発展の活力を阻害するといふおそれもございすので、本件については慎重に検討する必要があるかと思ひます。

ただ、むしろ企業といふことでもこれは社会的存在でございすので、当然その社会的存在に即応した社会的責任を遂行すべきであると考えます。それは単に株主に対する責任のみならず従業員に対する責任、関連企業に対する責任、地域社会に対する責任、あるいは広く一般消費者と申しますか一般国民に対する責任を当然に遂行すべきである、かような責任の所在なるものについて企業各位が十分に認識し、この方向で企業行動を展開する、適正化していくことが必要かと思ひます。通産省といたしましてはそういう方向で指導してまいりたいと思ひます。

なお、若干おくれればせめてはございすが、企業のミニマムリクワイアメントにつきまして調査、検討の段階に入つておりますので、この成果が出ました場合には、それをベースにいたしまして、さらに強力に行政指導に乗り出していきたいと考えております。

○田中(伊)国務大臣 先生仰せの、企業が公害を出す、買い占めを行なう、売り惜しみをやる、いろいろ社会に迷惑をかけるというふうな事柄を考

えてみますときに、これらの違法をやります以上は、これをそれぞれの法規によって取り締まっていくなことは当然のことでございますが、企業それ自体の活動というものを何らかの方法で規制するということがいかにあるものであろうか。私の考え方でございますが、これはやはり企業の自主的な反省によってその企業に社会性を維持すべきものである、こういうふうな考え方であります。

そう考えてみますと、企業に社会性を守らすための企業活動というものを制度としてどうするかということになりますと、企業の自主的活動の源泉をなすともいいますか、根源をなすともいいますか、力となるといいますが、そういう意味でここに監査制度を、新しい監査制度としては業務監査を行なわしめる。そして有力なる監査人を取締役会にも出席をせしめる。こういう方法で企業の自主的な反省と規制をやっていくようにしてはどんなものであろうかという考えでございます。

なお、今回は監査制度の改正だけをお願いしておるわけでございますが、やがては取締役会の制度、株主総会の制度というものについても抜本的改正を加えていく準備を進めておるわけでございますから、そういう改正にあたりまして、いかにすれば企業が自主的に社会性を守っていくことができるかという方向に向かって改正を考えてみたい、こう思う次第であります。

○松尾委員 通産省のお答は、業種別にいろいろやっていくことはどうか、それから行政指導というものをやってもきたんだし、今後ともそれを取りっぱなしに強化していきたいとお答えに尽きておったと思うのですけれども、私が申し上げておるものは、そのような行政指導でどうだとかなんとかいうのではなく、もうそういうことを飛び越えて、何か手を打たなくては行けない。大臣は、また企業の自主規制と申しますか、自主的な判断、それを中心に答弁なされておるわけでありましてけれども、はたしてそういうものにまかしていいか

というものであります。そのために監査制度の強化等が考えられておるといってお答えでありますけれども、はたして総合商社等の現在のこの反社会的なあり方、これはそういうことで取り締まりができるのじゃなからう。大臣、総理大臣がこんなことを言っておられますよ。これは日本貿易会の会合での話でありますけれども、総合商社は時代に応じ、ときには時代に先んじて新しい向上と社会的調和に貢献しなければならぬ。これがいま大臣のお答えまた通産省の答えでございまして、これはできっこないものであります。何かやばりという中小企業との分野とか、事総合商社に關する限りは、いろいろの考えを持ちまして公言をもう出さぬ。それから投機的なそういう行為は相ならぬ。いろいろこれはそういうもので網をかぶせておきませんと、いまおっしゃったような監査役とかまた会計監査人だとかまたは行政指導とか商社の自主規制だとか、いままでもこれはやられてきたことでありますし、それが大臣の期待のとおり守られれば非常にいいことでありますけれども、守られない。そして彼らの営業は自由であるというところにすべての問題の根源があるわけでありまして、やはり商社法というやうな何か大きな網をかけて、そういう一つの行動というものを律していく方向に持っていくべきじゃないか、このやうなことを私は言っているわけなんです。これは大臣でけつこうですから、あらためてお答え願いたい。将来の大きな方向です。

○田中伊国務大臣 よくわかりました。お話を静かに承りまして、まことにそのとおりと存じます。もつと積極的に企業を指導し、企業が社会性を保つように、もつと積極的にこれを持ち込んでいく道はないか。おまえたちの考えておることは消極的ではないかというおことばに帰すると存じます。それと今後この問題を具体的にどうするかということになれば、いかなる立法をするかという問題に帰着すること存じますので、この問題は商法の第二回、追っかけての抜本的改正がございまして、今回の抜本的改正に次いで抜本的改正

を計画いたしておりますので、これに際しましては区分せねばならぬのではないかと存じます。一緒にというわけにいかぬかも知れませんが、そういう段階は設ける必要があるかも知れませんが、企業の社会性を持たすことを眼目に置きまして、積極的な施策をいかにするかについて、ひとつ検討してみたいと存じます。

○松尾委員 いま大臣の非常に積極的な御発言があらましても納得いたします。ですから、これはあまりはつてもおけませんので、次の機会に、いまおっしゃったやうな基本的な姿勢できちっと実現できるようにしっかり御努力願いたい。これは私は重ねて強く要望しておくものであります。この商法の一部改正に關連いたすわけでありまして、監査制度の問題であります。これは今回の改正でまた昔に戻るわけですね。従来監査役というものは会計監査のみやってきました。今回これを業務監査もやらせよう。これは昭和二十五年度の商法改正以前にまた戻るわけですね、その理由はどこにあるわけですか。

○川島政府委員 仰せのやうに昭和二十五年以前におきまして、監査役は業務監査を行なっておりました。今回はその点におきましては、まさに昭和二十五年前の改正に帰るわけでございます。昭和二十五年の改正前におきましては、監査役が実はあまり大きな働きをしていなかった。実際は名ばかりというやうなところも少なくなかったと聞いております。しかしながら今回の改正は、そのやうな状態に戻そうとするものではなくして、むしろ積極的に監査役に仕事をしてもらうて、そして会社が正しい企業姿勢を保つていくということとを確保しようというところでございます。その意味におきまして、昭和二十五年前の監査役に比べまして、地位の点におきましてもあるいはまた権限の点におきましても強化いたしました面がございまして、また現在の企業社会における評価とございまして、いろいろな問題を起こしておるときでございまして、こういう際に、企業といたしましては姿勢

を正していこうという時期でございまして、今回の改正によって監査役が業務監査を行なうやうになりますれば、それなりの効果というものは期待できるというふうに考えたわけでございます。

○松尾委員 この前の改正のときの一つの理由といたしましては、取締役会の業務監査機能が十分でない、形式化しておる、こういうことがいわれおつたと思うのですけれども、いかがですか。

○川島政府委員 規定の上で十分でなかつたかどうかという点につきましては、私はそれを云々する知識がないわけでございますが、今回の改正におきましては、昭和二十五年に監査役と同時に取締役の關係の改正が行なわれて、取締役が取締役会というものを構成して、そして会社の運営をみずから規律していきうという姿勢がとられたわけでございます。ところが、それが必ずしも期待どおりに行なわれなかつたというやうな事情がございまして、やはりこの際はむしろ監査役を、株主の利益を守るといふ立場から、また企業の正しい姿勢を保つという立場から強化していかなければならないというところで、今回の改正に至つたわけでございます。今回の改正におきましては、以前にございましてした取締役の違法行為の差しとめ請求権でありますとか、あるいは子会社の調査権でありますとか、そういう権限を新たに付加いたしましたし、また昭和二十五年前には取締役会というものがございましてしたために、監査役がこれに出席するということも法制上制度として認められていなかったわけでございますが、今回は取締役会に監査役が出席して意見を述べるといふやうなことも制度化いたしました。常時会社の業務をコントロールできるという体制を持つことを考えておる次第でございます。

○松尾委員 いまのお答を簡単に言えば、取締役会の業務監査の機能が十分でなかつた、それで今回また監査役の監査の力を強化してやっていくんだ、こういうお答えになると思うのですね。取締役、その取締役会というものがこの業務監査の機能を十分に発揮できない。今度はそのために取

るべきことを考えておる次第でございます。

○松尾委員 いまのお答を簡単に言えば、取締役会の業務監査の機能が十分でなかつた、それで今回また監査役の監査の力を強化してやっていくんだ、こういうお答えになると思うのですね。取締役、その取締役会というものがこの業務監査の機能を十分に発揮できない。今度はそのために取

るべきことを考えておる次第でございます。

締役というものをいろいろチェックしていく権限を監督役に与えていくことですね。会社の執行機関と申しますか会社の業務運営の中核機関は何ですか。これはやはり取締役であり、取締役会だと思ふのが、業務運営の中心は何か、こういうことを一言でいいますから、これは大臣でもどちらでも構いません。

○川島政府委員 会社の業務執行は取締役会が決定いたしますので、取締役会でありま。

○松尾委員 そうしますと、会社の業務執行の全責任は取締役会にある。それがこの業務の監督面において不十分であるというのはいかしのじやないですか。これは確かにおかしいのじやないですか。自分が執行機関でありながら、そして自分が不十分である。だから会社の業務監督について

は監督役は日常ほとんどタッチしていない。そういう業務のことにタッチしていない者にさせよう。これはよくはどうか。筋が違ふのじやないか。執行機関であるからよくわかる。わかるから取締役会で業務監督のこともやっていけるようにそれを盛り上げていくのがあたりまえじゃないかというのが私の考え方。並びに取締役と申しますけれども、これはだんだん社員から抜けてきて取締役になる。そういうことは、やはり社長に対して大きな権限がないと言つても過言でないと思ふのです。ですから、どうしてもこの取締役会の業務監督が十分になされない面は取締役自体の力が弱い。それを今度は監督役と比べてみますと、取締役よりも一つ格が低いと見ておきます。

会社の中でも取締役は次ぐべき人々が監督役になる。これはやはり立場としては取締役よりも監督役のほうが弱いわけです。それにいかなる権限を持たせようとも自分のいわば先輩、力のある取締役、それにやんやん言うことができるかどうか。取締役さえできないほどの業務監督というものをそういうところにまかせておいてできるか。いわば取締役会の自主性、独立性、監督役自体の自主性、独立性、こういうものを比べてみてどちらが高いか。日常の会社の業務にだれが接してだ

れが知っておるか。知っておるから悪いことをする。悪いことをするから何も業務に関係しない者にやらせるんだという考えも起こるかもしれないけれども、力から言へばだんだん弱い者にやらせていくのでありますから、実際問題としてなかなかこれは会社の内部では取り上げられるものではないかという感じが私は強く持つのです。大臣、いかがですか、あなたの感じ。取締役会また監督役の力の関係、そして取締役会で業務監督が不十分である、機能が十分發揮できない、だからこのようにするとおっしゃいますけれども、私はその点は非常に疑問がある、こう思ふのですけれども、いかがでしょう。

○田中(伊)国務大臣 これは先生がずかしいお話ですね。そこで私はこう思う。制度としては在来の考え方を離れてもらわなければ困るんだ、在来の考え方の監督役じゃないんだ。在来の監督役でなしに新しい制度の監督役、それが新しい権限を強化をされて、会社の定款違反、商法違反、その他の法規違反の行動というのに対してはチェックをする権限を持たされておる、こういうことでございまして、制度として弱くないと思ふのです。ただ、先生御心配のようなことを私もそのとおりでだと思ふのは、監督役に人を得なかつた場合は先生の仰せのとおりになる。形だけ監督役が権限を強化されておつても何もならぬ、とてもチェックはできぬではないかというところが起こり得るのであります。今度の商法改正のねらいに呼応して、すでに財界方面においては、今度の改正によれば監督役は大幅でなければならぬ、大物監督役起用の制度という動きがすでに一部に出ております。よういふ状態はごらんのとおりでござい

ます。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕

したがって、監督役に人物を得るならば、人を得るならば、私はこの制度とこの権限を与えて会社を、執行部のやりまことをチェックできる。なかなかこれも二年や三年でいきましますまいが、時間をかけてこれをやらしてみたら私は必ずしもつばな

監督役になる。大体私たちの考え方というものは、監督役という取締役に下の事務的な、ちょっとお義理で置いておるようなものを監督役になつておりましたから、そういう在来の考え方から申しますとそういう心配もあるように存じます。それをひととつ考えを持ち直しまして、新しい制度の監督役、新しい強化された権限を持った監督役といふふうに考えていきたい。これで訓練をしてやっております。

○松尾委員 では監督役の資格条件です。そういうことは何もきめずにおつて、そしてそれでよろうという、一部の会社がそのような動きがあるのか。また大臣は非常に大きな期待感ですね、それになればいいなというように。それだけで私は急に監督役が強くなくなるかということでもあります。そのような期待というものを監督役に寄せられる以上は、やはり監督役選任の場合の資格条件というものをきちんとしておいて、取締役と同等また同等以上の人物というのがいまから先には監督役になつていくのだというように、明確に資格条件というものをきちんとしませんが、これはなかなかきめがたい点があると思ひますけれども、なかなか大臣の期待どおりの監督役がそろつてくること、これは、これはとうてい、いわば百年河清を待つような気がするわけですよ。その点はどうですか。資格条件の問題を明確にしたい上でおつしやるなら、大臣の言うことを私は理解するわけですよ。了承いたします。

○田中(伊)国務大臣 この法律制度の改正をお許しを得て実現ができました場合は、漸次日を追つて監督役は大物が起用されるという傾向に必ずいく、こういうふうには私は信ずるのでございます。したがって、経験のある会計監督役でなしに事業もわかる人物、こういうものをさがし出してきてこれを監督役に仕立てていくという傾向に必ず入つてくるものと期待してよいというふうに考えております。

○松尾委員 あくまでも大臣の期待です。よくね、で

すから期待どおりいけばいいのですよ。ところが、いかにくてもしよがないのであります。だからそこはやはり監督役の資格条件というものはきちんとしておいたほうが大臣の期待どおりになつていくだろう、確実になるだろう、こう私は言つておるわけです。その点のお考えはありま

せんか。

○田中(伊)国務大臣 私は資格条件をつけておく、当該会社の取締役を何年以上つとめた者とか、あるいは常任取締役を何年以上つとめた者とか、あるいは資格条件をつけていくことは無理なものでなからうか。もとより、その企業自体が自主的にやっておる企業でございまして、取締役になる者に資格条件があつたり、監督役になる者に資格条件があつたり、ただ、監督役を構成いたします公認会計士というものに資格要件が国家試験によつて備わつておるということ、これは先生、別な話でございまして。

そこで私はそういう意味で、この資格条件を法律で規定してかかるということまでこの人物の選定をやりますことは、監督役についても取締役についても専務、常務等につきましても、これは社長、会長はもちろんのこと、それらの資格条件をつけてかかるということは無理な注文ではなからうかという感じを持ちます。

○松尾委員 私が言うておる言ひは、何も会社の中で法律で規定する必要はない。それを大臣のおつしやることであつたまえなんだというより、やはり一つの内規と申しますか、監督役というものはこういうふういふものなんだというものはつきりなつていけば、大臣のお答えどおり非常に近いものがだんだん固まつていくんだらうと思ひますが、それをいまのままにほつたらかしておいて、そしてそこで答弁で大臣が期待を述べられても、それがはたして企業の中に浸透して期待どおりの監督役ができるかどうかという点に私は疑問を持つわけです。法律で規定せよというのじゃありません。少なくとも会社の中でこういうものがなつていくんだぞというふうな一つの仕組み

み、そういうものはやはり固めていく、それを早く促進するような方向が好ましいのじゃないか、こう言っておるわけです。どうぞその点答えてください。

○田中(伊)国務大臣 私に勘違いがございました。そういう御趣旨でありますれば、これはその法律ができた上で、所管としては通産省がおりますので、行政指導という点でもこのことはできぬこともございません。そういう御趣旨であればそういう方向に向かってぜひ努力をしてみたいと思います。

○松尾委員 もう一つは、今回の改正で、監査役また会計監査人というものが子会社に対して営業の報告をとる、また必要があれば業務、財産の状況を直接調査することができるといふ一つの新しい調査権ですね。これが悪用されますと、子会社というものは何かといえはじめられておるわけでございますが、親会社のほうがそのような監査役とか会計監査人に新しい権限を与えていくということになる、ますます子会社の親会社に対する従属性、親子の關係、それが少しくつ、従属性というものが強まってくるような感じもするわけです。どういふ配慮があるかということ。なぜこゝろいうことをやらせるのか、こゝろいふ必要があるから、こゝろいふことをやらせるのである、そして従属性等の点においてはこゝろに配慮しておりますというところがしつかりしていなければ、これは理解できません。お答え願いたい。

○川島政府委員 仰せのように今回の改正案におきましては、監査役及び会計監査人に子会社調査権というものを認めております。この子会社調査権を認めた趣旨でございますが、これはあくまでも親会社自身の経理が適正かどうかを判断するために、その判断に必要な關係部分について事実であるかどうかという点を明らかにする手段として、子会社について調査を行なり、こゝろいふ趣旨でございます。御承知のように大きな会社が粉飾決算をいたします場合に子会社を利用して行なうという例が非常に多いわけでございます。よく

いわれる押し込み販売というやうな例もございすけれども、子会社に商品を買ったことにさせてそして親会社の成績をあげるといったやうなことも行なわれております。そういういたむし親会社の適切でない、適当でない行為を監査役が監査をする場合に、そういう事実があるかどうかということ調査するために認めたものでございまして、決して子会社に対して何らかの支配を及ぼす、そういう趣旨で設けたものではないわけでございます。子会社調査権の趣旨はそういう点でございます。

○松尾委員 趣旨はそういう趣旨である。子会社を通じての、利用しての粉飾決算等があった、それをどうしても抑制しなければいけないから、こゝろいふ新しい権限というものを認めていくんだとおっしゃるのはわかります。わかりますけれども、この従属性等をどうするつもりなのか。法のとおりに運用されれば何も問題ないわけですよ。ところが、現実にはそういうやうな調査権というものが発動されますと、それが思わぬ影響を及ぼしてることが多いのです。ですから、その点の配慮というものがきちつとなければ、これはやはり私は心配ですね。

「大竹委員長代理退席、委員長着席」
ですから、こゝろいふ面だけでとか、いたずらにやることはありませんでしよければ、こゝろいふやり方とかなんとかを、これこそほんとうの自主規制といえますか、明確なる一つの事業運営のあり方というものをきちつときめていきませんか、これはいまおっしゃったやうに、こゝろいふ心配がないといわれないということ。弊害を正すこととはわかります。わかるけれども、他方、今度はこゝろいふ新たに起ってくる弊害というもののに対する歯どめというものがきちつとしていかないと、これもいけない、こゝろ思ひわけですから、その点はいかがですか。もう一回、念を押して聞いておきます。

○川島政府委員 乱用を防ぐ必要があるとおっしゃいます点はそれとおりであらうと思います。

一つの保障は手続の上で考えておるわけでございます。第一には、親会社の監査役が子会社を調査しようとする場合には必要な部分についての報告を求め、その報告が得られなかった場合、あるいは報告の真否を確かめるために必要があるという場合に限って子会社にみずから調査ができるということにしておる点でございます。

それから、これは規定にはございせんけれども、親会社の監査役がその権限を乱用いたしまして子会社の調査を行ない、そして子会社に不利益を与えたという場合には、これは一種の権限乱用と申しますか、子会社に対する不法行為が成立するといふ場合もあるかと思ひます。その場合には損害があれば監査役が損害賠償しなければならぬ、こゝろいふことにならうと思ひます。

○松尾委員 答弁としては非常に不十分であります。何かこゝろいふことがあれば監査役が賠償の責めに任ずる、損害があればという、こゝろいふところまで出ないやうな問題が具体的にいろいろ多いのです。それが非常に圧力となる。現実には損害が発生する、せぬという問題の前のいろいろ問題がありまして、そして損害が起ることというやうなことになる、そこに従属性というものがはつきりしておりますから、それはこゝろの子会社のほうも腹をきめましょければ、腹をきめる前の段階に多くの問題があるといふことは認識しておられなければいけないと思ひます。なお、その点についてはひとつしつかり検討してもらいたい。これは要望しておきます。

次に、中間配当の問題です。中間配当といふことは、私よくわかりませんので、こゝろいふことであるか、これをまずはつきりしてもらいたい。

○川島政府委員 今回の改正案は商法二百九十三条ノ五の規定を改正いたしました中間配当の制度を認めることにいたしております。この中間配当といふ制度を認める理由から申し上げますと、現在多くの会社は半年決算つまり年二回決算を行なうというのが普通の状態でございます。ところが、年二回の決算を行ないますと、

季節によつて売り上げが異なる。したがつて、上期と下期とで利益が相当に違うといふ場合もございす。そのため、会社といたしましては利益の平準化をはかりたいといふことで多少粉飾めいた決算を行なうといふ例が少なくないわけでございます。その上年二回決算を行ないますと、決算株主総会を年二回開かなければならぬ。そのための費用、手続等いろいろございまして、必ずしも経営上好ましくないといふ面もございす。

こゝろいふ関係から年一回の決算に切りかえたいという希望を持っておるわけでございますが、現在年二回、株主に対して配当を行なうといふのが普通になつておりますので、年一回決算に切りかえますと、配当も一回に減る。これは株主に対する関係でも、また株価の關係から申しましても好ましくないといふことで、何とか中間配当の制度を認めてもらいたい、そうすれば年二回の決算が年一回の決算に改められる、こゝろいふことでございます。

また、今このやうな制度を認めたわけでございます。そして、今回の制度の骨子といたしましては、年一回に決算を行ないまして、そのあがりました利益の一部を留保しておきまして、そしてそれをその次の年度の中間において配当する、こゝろいふことを考えておるわけでございます。

○松尾委員 そうしますと、年二回の決算の会社が多い、上期、下期で利益率が違う、それで粉飾決算のおそれもある、だからこれを年に一回にする。もう一つは、株主総会の招集その他についていろいろ事務上の問題もある、経費も余分にかかるというところで、こゝろいふこととありますけれども、中間配当をするとかしないとかいふことはだれがきめるのですか。まず一つ一つ聞いていきますから。

○川島政府委員 これは定款に規定がある場合に限りてできるわけでございますが、中間配当を行なうかどうかは取締役会の決議によつて行ないます。

○松尾委員 まず取締役会の決定でございす。その承認というものは株主総会になるわけですか。

○川島政府委員 これは年度の中間でございますから、事前の承認というものはございせんが、その年度が終了しましたときに最終の決算が出てくるわけでございます。

○松尾委員 そうしますと、年二回の決算であれば、毎回毎株主総会の承認が要るわけですね。これを年一回にする。しておいて、そして今度は利益の一部分をリザーブしておく。次の期の中間においてそのリザーブした利益金というものを配当していく、こういうことですね。そうしますと、株主等にとつてみれば、もらえるべきものが先に延ばされたということですね。そうすると、その間いろいろの問題が起ってくるんじゃないか。決算のときに一期なら一期、二期なら二期二分という利益が出た、それを半分だけ配当しておこうというわけで、初めは五分なり六分なり配当しておくと、中間配当で残りの五分か六分を配当していくと思つていたけれどもいろいろなこととでできなかった、こういうことが起くるわけですね。いかがですか。

○川島政府委員 起り得るわけでございます。ただ、さらに法律では要件がございまして、前期に利益を留保しておいたけれども、当期に入つて営業の成績が非常に悪い、したがって当期の営業年度の終わりに赤字が出る心配もあるといったように経営状態が悪くなつてまいりました場合には中間配当を行なつてはならない、こういう規定がございまして、そういう制約も受けるわけでございます。

○松尾委員 景気が悪くなれば中間配当できない。株主としては最初もらうべき当然の権利があつたわけでありまして、それが年二回配当ということになるわけですからね。そうしますと、半分だけもらつておいて、あとの半分ははたして決算のときのおりにももらえるかどうかいづもわからないですね。会社は景気が悪くなればその中間配当というものをやめることもできるのであるうし、そういうことが会社のためになされていくであらうけれども、株主からいへば、これは

やはり配当を受ける権利というのからいうと少しちがふような感じがしますがね。株主に對して、中間配当をやるんだ、それはあなたのためこのように利益があるんだということを納得できるようにひとつ答えてもらひなさい。

○川島政府委員 先生の御指摘のいくようなお答えができるかどうかわかりませんが、株主といひましては従来からの関係もございまして、むしろ株の値段が一年じゅう比較的安定した形で保たれるということも必要なわけでございますので、年二回の配当を望んでおるといたしますと、一年決算のある年度の終わりにこれだけの利益が出た、しかしこれを全部一回に配当してしまわないで二回に分けてもらつたほうがいい、こういうことが考えられると思ひます。そういうことを予想してできた制度でございます。

○松尾委員 会社の経営状態が悪くなれば株の配当もより低くなるんだ、この会社の利益といふものを分けてしまつと、この会社の景気が悪くなつたときにいろいろ資金的に不足する、ですからいままで年に一回の決算であれば全部利益といふものを一応株主配当として分けたけれども、会社のためにそれは一部分とおくんだということですね。その間ほんとうに会社が、自由化その他ありますので、いろいろな問題で経理上等の問題が起つてきまして、いままで受け取つておつたものが半分しかもらえない。そうしてそれは会社のために使えるのだという大義名分は会社にあるまいし、そういふものを株主のためにチェックする何ものもないんじゃないかということですね。会社のためになるといふ判断、そしてそれが株主のためになるといふ判断、そういうものをどういふ基準を置いて、株主が納得できるそのような基準のもとに決定していけるならこれはいいでしょう。いいでしょうけれども、粉飾決算等が指摘されておるうちに、いろいろ会社の決算等については問題が多い。そういう中から、やるべきものを先に延ばしておいて会社のいろいろなことをはかつていくとする。そのときに、そ

れはほんとうに株主のためになつていくというその判断が、これは私はできにくい場合が多いんじゃないかと思ふのです。ですから、こういうものもやはりいろいろときまつて何かきめておかなければならぬ。取締役会できめるということですね。そして今度は中間配当については株主総会の承認は要らないわけでしょう。年一回の決算で承認を受けておるわけですから、その次の中間配当のときにははたして決算のときの利益の半分をもらへるかどうかわからない。そうしてそれは取締役会だけできめていく、株主総会の承認は要らないといふことになる、どうも株主が少し少しまみ入つておられて、そこをきまつていかないとこれは乱れていくのじゃないか、会社の恣意的な決算といふものに利用されていくおそれがあるんじゃないか、これを心配するわけですよ。その配当はどうですか。

○田邊説明員 先生の御指摘のとおり、中間配当をするかしないかは取締役会の決定にゆだねられるわけでございます。ところで、例を現在半期決算をしていられる会社にとりまして、この新法で中間配当に移る場合のことを考えてみますと、従前でございますと、たとえば年一割の割合の配当をしておつた。そういたしますと、額面五十円の場合には年間五十円の配当金を二回に分けて二回五十銭ずつ払つておつた。これを中間配当に入るために一年決算にいたしますと、もしこの制度がございませんと、普通の経営でいけば一年目に五円を支払ふ、こういう計算になるわけでございます。この制度は、それでは株主が会社の利便のために先ほどのような総会の開催あるいは経理の適正というふうな事務的な関係から、本来二回五十銭を途中でもらふべきものを一年先まで待つていなければならぬ、そういうところからこの制度が設けられたわけでございます。

それと、先ほどの中間で景気が悪くなつた場合に、中間配当をしてはならないことを法律はきめております。これは株主の利益にもなるという考えと同時に、商法が利益配当について規制

してあります債権者の利益をはかるための考え方でございます。もし期の初めに、中間で二回五十銭を支払える利益の留保があつたといひましたとしても、中間の見通しから判断いたしますと、中間で二回五十銭払はいたしませんが、期末には二回五十銭はおろかゼロあるいは赤字になるというときに、途中の二回五十銭も支払つてはならないという規制をしていられる。これは債権者から見ますとそういう途中で食い逃げの利益配当をなされることによつて会社資産が減少する、これを防止するための措置でございます。取締役会はこの法律で中間配当をするかしないかは、まず定款できめてあります特定の日から三月以内に意思表示をしよう、こういう定めになつておるわけでございます。その判断時期が中間配当の基準日から三月内となつておりますので、株主といひましてはそういう中間配当があり得る期待の利益を持つておるわけでございますが、その時期に出資者としておつた判断をせざるを得なくなるだろう。つまり、中間配当を当てるにして投資をしたけれども、その地位をのくかどうかというふうな判断も可能であらうかと思ひます。要するに中間配当の規制は株主の利益と債権者の利益を調整した形ででき上がつていっているというのが改正法の考え方でございます。

○松尾委員 考え方はそれでよろしい。それがはたして現実にはどうなるかといふことを私は論じておるわけでありまして。これは確かに経済界とか大企業が喜ぶのです。なぜかといへば、年二回招集するのを一回でよろしい、招集するいろいろな大きな費用が要らない、それから株主総会で決議が毎回毎回要らない、会社の安定のために留保した利益といふものをどんどん使つていける、こういうことでありますから、これは確かに会社にいいでしょう。であればあるほど、株主のためにとおっしゃるなら株主のためにもなるんだという点をうんとしっかり考えた上の歯どめといふものがなくては、これはうかりかた利用しますともらうべきもの、期待権といふのですか、そういうもの

のが現実には守られなくてはこれはいけない、不合理です。それをじっくり見てきめてやるように考えておるかということです。歯どめの問題、これは一言でけつこうです。もう時間がなくなつた。大臣一言、歯どめ、そこをしっかりと考えると、言えはわかるのです。

○田中(伊)国務大臣 いまの最後のお話でございますが、監査役が発言権が与えられてあること、でございますから、監査役が発言をして取締役会で主張する、こういうことをさせる以外にはなからうと存じます。

○松尾委員 歯どめを考へる、このように理解します。

時間がなくなりますので次に急ぎますけれども、いまの証取法でございますが、これは、一年決算のもので半年報告書の提出が昨年義務づけられたわけですね。それが会計士の監査が今度は要らないということになるわけでしょう。この点私は、監査の強化をはかる、会社の経理を適正にしていけるのだといながら、このようにされるというところについて、これはむしろきつとやつていかなくてはいかぬのじゃないか、こう思うのですけれどもいかがでしょう。

○白鳥説明員 御指摘のとおり、一年決算の会社につきましても半年報告書の制度が昭和四十六年の証取法の改正で取り入れられております。これにつきましては四十六年十二月の証券取引審議会の報告で、この半年報告書におきましては決算が行なわれないわけでございます。その点が一点と、第二点といたしまして半年の損益等に関する監査の基準が確立されてない、こういったような理由で半年報告書に對しましては公認会計士の監査証明を制度化するとは適當ではない、こういう報告がなされておりました、政府といたしまして、この審議会の報告の趣旨を尊重いたしまして、監査証明は不要ということにしたわけでございます。しかしながらこの監査証明を半年に行なわないということになりますと、一年に一回しか監査が行なわれない、これでは監査が弱められ

るのではないかと、こういう御趣旨かと存じます。が、監査の手続は、これは決算のときにその内容を見て、適當であるかどうかということを見れば、適當であるかどうかということを見れば、監査の適正な処理、経理の適正な処理を指導したとして、その期中の手続の中でおかしい事項があるというふうなことのありました場合には、公認会計士が会社の経理担当者に指導をしてこれを是正させるというこの監査の指導的機能というものが發揮されるわけでございます。一年決算会社が発言権をからと存じます。また監査にあたりましては、年に二回監査するよりも、一年に一回監査するほうが、より、決算にあたりましての監査においては、また信用のある監査ができる、こういうこともございまして、必ずしも監査が弱められるということにはならないと存じます。

○松尾委員 納得できません。できませんけれども、もう時間がありません。それで当面はそのようにやるだけですが、やはり将来の方向としては、これはがつちやりやるといふ方向を固めなくちゃ逆であらう。これは私の主張を述べておくにとどめます。

それからいろいろの引き当て金の問題でありますけれども、時間がありませんのでさつと言いますけれども、この利益の過小評価、これは株主に對しては利益配当請求権を不当に阻害するわけですから、過小評価です。また従業員に對しても賃上げ交渉をするとき、いろいろそういう理由もまたつくづくくる等々ありますけれども、このような過小評価に對するチェック、これは株主總會と公認会計士にまかせるといふようなことであります。さうでございまして、一言でけつこうです、さうである、違ひ。

○川島政府委員 そのとおりでございます。なお、監査役も監査いたします。

○松尾委員 そうしますと、まず株主總會にいく前に公認会計士の監査はきつとなつていかなければならぬわけでありまして、先ほどもこ

れはちよつと論じられたとおりに、公認会計士は会社から報酬をもらつて雇われているわけですよ。ですからこれは幾らそこに権限を与えようとしても、会社の意に反するいろいろのことが實際問題としてしましてやれるかどうか。大臣は、非常に人がいいといへば人がいい、期待ばかりしておいて、うまくいくだろう、自主規制とおっしゃいますけれども、これもものの程度によりけりでありまして、さういへばいいのですけれども、公認会計士の問題、これでも、何といたしても会社から報酬をもらつていて、また毎期毎期にかわつていくようなさういふ不安定な地位であつて、はたして大臣の期待どおりいけるかどうか、大いに疑問がある。ですからさういふ報酬をもらつて行く人、その地位の弱さですね、これは現在がさうでありまして、ですから報酬をもらわれないで会社の経理をきつととしていけるような何かを考えていきたいと思います。これは永久に、報酬をもらつた人に権限を持たしても、はたして適正なる会計監査ができるか、経理の審査ができるか、これは疑問であります。さうしますと、それならばだれが公認会計士の報酬を負担するかと問題でありますけれども、会社から直接もらへばさういふことになりませんが、何かそこに新機軸というものを考えていきたいと思います。従属関係というものは取れませんし、雇用関係は取れません。さういふものを幾ら声を大にして期待をしようとも、これは実現できないのではないかと。これは、もう時間が超過したと言われておりますので、一言でいいですから、これで私は質問をきつと打ち切つてしまいますから、納得のいく答を最後に聞きたいと思ひます。

○田中(伊)国務大臣 公認会計士の人物、識見が――私はすぐ信ずるというのですが、その人物、識見を信じますならば、仕事に對する報酬は受け取つても、その監査の仕事というものをしっかりと公平無私にやるということとは可能である、私はさう考へておるのでございまして。

○松尾委員 あなた、期待が多いのですよ。そして人がいいとかずるいとか、どつちかです。さういふ期待だけじゃなくて、人物さえいれればという人物がほんとうに人物どおりいけるかというところは問題がありますから、これもしつかりお考えなされて歯どめというものをがつちりしませんと、幾ら法を改正し、力を与えていって、実行できないものを幾らやつてもいかぬ、さう言つていけるわけですからしつかりお考え願ひたいと思ひます。

○中垣委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 しんがりをつとめまして質問を申し上げたいと思ひますが、ただいまのお話を聞いておりますと、監査役の権限を非常に強化された。株式会社マンモス化してまいります。これは国民生活に非常に大きな影響を与えておることとは事実でございますが、まず初めに私、法務大臣にお尋ねしたいのですが、そのくらい重大な影響を与えておる株式会社の粉飾決算の場合におきまして、代表取締役が、後藤光株式会社の商法違反、背任で懲役二年六カ月、四年間の執行猶予、富士車両株式会社が懲役一年、一年間の執行猶予、山陽特殊製鋼は目下神戸地裁で係属中でありまして、大阪土木が懲役一年で三年の執行猶予、罰金五万円、その次は北海興業が懲役二年で三年間の執行猶予、それから栗田工業で懲役八カ月、執行猶予二年、罰金五万円、さういふように粉飾決算のものが出ておるのですが、交通違反を見ましてもこのごろ一つの時代の要請に基づきまして罰金数万円あるいは体罰というよりなものが非常に多くなつております。さういふようなものに比べてもこの社会的に非常に影響のある粉飾決算をいたしましたも代表取締役がさうに懲役一年、執行猶予三年間、それから罰金五万円、まきり交通違反と同じく程度の程度じゃないか、さう思ひます。これは今回の法改正を考へましてもう検討する余地があるのじゃないだろうかというふうな感じがいたしますが、これは大臣でなくともけつこうですから、ひとつ法務当局の御見解を承つておきたい、さう思ひます。私は粉飾決算

事件一覧表というのをいただきまして質疑するの
ですが……

○田中(伊)國務大臣 従来の粉飾決算というものは、先生御承知のとおりに比較的軽く見られておったという点に欠陥があらうと存じます。しかしこのたびのように監査役制度の大改正を行ないましてこれを活用してやっています場合に、万一不幸にして生じた粉飾決算あるいは逆粉飾決算という場合にはこれは判決のことでありますから私のタッチすべきことではありませんけれども、いままでの粉飾決算は軽きに失しておる。しかしそれは制度自体が今日のように企業に社会性を持たすために、それを守らすための重要な制度の改正であるということになれば、今後の事案はそうはいないまいという観測でございます。

○玉置委員 そこで、先ほど来同僚議員の質問にお答えいただきましたが、監査役は非常に重要な責任を、したがって権限の強化をされましたことは、私は一つの非常な進歩だと思います。ところが監査役の不作為の責任は株主が追及し得る方法があるかないや、ひとつ事務局当局からお答えをいただきたいと思います。

○川島政府委員 監査役が当然なすべき職務を怠って、そのために損害を与えたという場合には、当然その責任は生ずることになろうと思ひます。

○玉置委員 株主がどういう方法でその責任を追及し得るのか、お答えいただきたいのです。

○川島政府委員 監査役に対する責任を規定してあります。「監査役が其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ監査役ハ会社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責任規定であります二百六十六条ノ三の規定が監査役に準用になっておりまして、第三者に対しては責任を負うということになっております。

○玉置委員 先ほど法務大臣がお答えになっておりましたけれども、監査役が従来して取締役

の一枚下のような感じと受け取るほうが社会通念だと思ひます。りっぱな方々を選任するといひましてもなかなか一挙にでき得ない問題で、むしろ習慣をつけていくしかできないことだと思ひます。これを将来何らかの商法の改正に取り入れるようなことができる可能性があるかどうか、あるいはないかとすればそういう慣習を一体どういううにしてつけ得るか、大臣の私見でもけっこうです。すからお答えいただきたいのです。

○田中(伊)國務大臣 一口に申しますと、監査役の地位を今度の改正で引き上げるわけでございます。地位が引き上がってくる内容は、権限が強化をされて、それから権限が拡張されておる。単なる会計監査から業務監査に広がっておる。改正法の運用をやっているには、こういうところからだんだん、先生仰せのように認識が改まってきて監査役の地位が向上する、大ものよい者でなければ持つてこれぬような空気が出てくる、こういうふうに考えております。

○玉置委員 願わくは、大臣等も経団連その他の会合に出られましたら、商法改正の趣旨をよく御説明いただきまして、そういうところの風潮をひとつ御指導いただくような方途も、私どものじやないか、こう思ひますのでよろしく御願いを申し上げたいと思ひます。

そこで、せっかくそこまでの、監査役を株式会社の社会的責任という観点からお強めになるのでございますのに、なぜ法制審議会のきめられた監査役の株主総会の招集請求権とかあるいは取締役の招集権とか、あるいは報酬の別ワク、特にこの点は特別注意を喚起しなければいかぬと思ひますが、それは一挙にそこまですったのか、まだなじまないと思われておやんなすったのか、そうならば、将来これを法改正の機会になるべく顔をのぞかすように御努力されるお気持ちがあるのかどうか、この点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○田中(伊)國務大臣 どうも一挙にはなじみにく

いであらう、無理であらうということを、先生お説のように考えております。

○玉置委員 したがって、将来とも法制審議会の趣旨は、監査役制度、したがって株式会社社会の責任という点から考えて望ましいことでありますので、でき得るだけ実現に努力する、こういうお気持ちだと判断をいたします。

もう一つは、これも承りますと、皆さんから非常に声が大きくて質疑がたくさん出たらしいですが、一つは、取締役会の責任というものは、いまは株式会社は定款に基づいたものであつて、そこに責任権限がなければ、ただに利益追求をしていけばいいというより形になっております。その取締役の責任というものを将来お考えになるように承つておられますけれども、大体どういふことをどのように考えておられるのか、若干具体的な試案が法務省にあればこの際お聞かせをいただきたいと思ひます。

○川島政府委員 取締役の問題につきましては、今回の改正では触れておりませんので、この次の機会に当然取り組まなければならないというふうに考えております。どういふふうな問題を扱うかという点になりますと、これは法務省といひましたは、法制審議会の商法部会でいろいろ御審議いただくわけでございますので、私からその内容について申し上げることはできないわけでございますが、ただ現在の取締役会に関する問題といひましたは、いろいろあげられております。たとえば、現在の商法は取締役会というものを構成して、それが代表取締役を監督していくというたてまえをとつておりますけれども、実際は代表取締役社長とか専務とかいふものが非常に強く、並び大名と申してはなんでもございですが、普通の平取締役が取締役会で発言するといふことによつてその監督を行なうといふことはなかなか困難な情勢にあると思ひます。こういった状態から、その取締役会の構成でありますとか、権限でありますとか、責任でありますとか、そういった問題をあわせて洗い直してみ、こういうことが今後

の課題にならうというふうに思ひます。

○玉置委員 法制審議会の議を経なければいけませんので、なかなかすぐにはできないでしやうけれども、ほんとうは大会社、ことに総合商社等の問題点がたくさんございまして、目下商法を改正されると一緒にこういうものがのぼることを国民の皆さんは期待をされておつたと思ひますので、二年も向こうなるといふ考え方はなしに、なるべくすみやかに法制審議会の答申をもらひまして、適切な改正をすみやかにされることをひとつ希望いたします。

ついでに、これも同僚議員からたくさん出たこととでございますが、この間あまりあれしてありますので見てみたのです。新日鉄の株主総会が、実に四十九万四千五百六十九名の株主総数のうち、出席者が四百四十六名、うち委任状が三十三名、これも会社社員等々、このうち何割占めておると思ひますか。そうすると、ほんとうの意思で出席した人といふものは実に千分の一もしくはそれのまた五千分の一ぐらいの人数になつてしまつておるわけですね。その他十社ほど私も調べてみて、あの丸紅の大騒ぎの問題がわずかに九時三十分から九時四十五分、十五分間で済ましてしまつておるというふうなところ、これではほとんどごあいさつをされる時間しかなくなつたとしか見られないわけですね。十社ほど調べてみて、東レが十四分間、日立製作所が十二分間、トヨタが二十分間といふような、これではもうほんとうに、いわば形骸化されておるというふうな以上の問題でして、むしろ社会的な罪悪感でしかないのじやないだらうか。いま商品投機の大騒ぎのときに、こういうことが行なわれていることをじつと見ておる。このほか、法務省として、ほんとうの不作為の罪といふのか怠惰といふのか怠慢といふのですか、ことはは悪うございまして恐縮でございますが、これは一日もすみやかに何らかの手を打たなければ、国民の非常な政治に対する不信、法に対する不信といふことまで起こりかねないのじやないだらうかといふことを非常に心配いたします。そう

す。有能な人なら有能な人できりきり舞いしているのじゃないか、それが実情だろうと思ひます。そういう意味で、一挙にこういふことを広めてみたつて、それからその選任がすべて取締役、執行部から選任を委嘱することはしばらくの間當然でありましよう。こういう意味では、われわれの考え方だけが先走りまして、あるべき姿というものは、これでは当然だと思ひます。これはあるべき姿であつて、現在あるのは、そうはいくまいかないというのが現実じゃないだろうか。先ほど法務省からお答えになりましたように、法制審議会の監査役制度のあるべき姿というものはあの答申のとおりだと思ひます。しかしながら、あまり一挙に実情をひっくり返すのもどうかと思ひつて、まずこゝろから始めになつたといふのが私の考え方です。同じような意味で、いままでなじまない制度を一挙になじませようと思ひるのは、なかなか言ひにくいのでないかと思ひます。あれなで、それでなかつたら革命でも起こしたほうがよほど掃除が早いのです。しかしながら現状といふものはどうもいかぬ。なるべくそういう社会習慣をつけていこうといふのが、今度盛り込まれた、いろいろな意味では若干なまぬるつこいのじゃないかと思ひます。でも徐々にいつていふ姿じゃないかと思ひます。そういう意味からいひまして、私の言ひたいのは、たとえば選任だけのことと言へば、選任はなるべくやつておいて、なる監査法人に委嘱して、監査法人の中で、監査法人のグループが全員で責任を持つて、もしも不作為の責任等を追及されるようなときには、監査法人全部が汚名を受けるんだ、こういうふうなつもりでそこに委嘱することが、個人個人を会社から委嘱するよりかはるかに望ましいのではないだろうか、そういう意味の習慣をつけたらいいのだ、一番いい、私はこういう感じを持つておるのです、が、そういう意味ではどうお考えになりますか。

○川島政府委員 今回の改正案によります会計監査、これは公認会計士の会計監査でございます

が、それを受ける会社は五億以上の資本金の会社でございます、二千七百億でございます。そして、それを実施してまいります場合に、経過措置をいたしまして、三段階に分けて実施することを考えておるわけでありま。

まず第一段階には、現在証取法の適用を受け、現実に証取法の監査を行なっている会社、これが第一段階をいたしまして、千六百社ほどでございますが、施行されることになるわけでありま。それから一年おきまして、そのほかの会社で、銀行とか信託会社、保険会社などを除いたもの、これが大体千くらいになるかと思ひますが、一年おきでこれらのものに施行される。最後に銀行などにつぎましては、さらに一年おきで施行されるという段階的な適用を考えておるわけでございます。これによつて比較的公認会計士側の態勢を整つていくんではないか、順調に実施に移せるものというところを考えておるわけでありま。

○玉置委員 毎年どういふようにして公認会計士ができるのか。国家試験を毎年どのくらい受けて、どのくらいそれが資格をとり得るか。それから、インターンのような形のもの、何年やるのか。そして、ここ二、三年の間に、来年は何人ほど育ちますか、再来年は何人ほど育ちますか。そのことをお教えいただきたいのです。

○白鳥説明員 公認会計士の試験は、第一次試験、第二次試験、第三次試験の三段階に分かれておりますが、第一次試験は一般的な学力をためるものでございまして、大学以上の学力を有する人はこの試験を受ける必要はございません。第二次試験は、これは専門的な知識をためるための試験でございます、この試験に通りまして、先ほどちよつと申し上げました会計士補の資格を得られ、ついでに一年間実務補習という、補習機関におきまして実務補習をいたします。さらに二年間会計の実務に従事する。この従事期間、合わせて三年の期間を経過いたしました、第三次試験の受験資格を得るわけでございます。第三次試験を通りますと公認会計士の資格を得ることができま。

得るわけでございます。第三次試験を通りますと公認会計士の資格を得ることができま。そして、この資格を得た人は公認会計士協会に登録することによつて公認会計士業務を営むことができるようになるわけでございます。

それで公認会計士の試験を受けた合格者の実数でございますが、ちよつと資料を調べますので……申しわけございません。

○玉置委員 その間やういふのですが、たとえばいまのお話で三年間で会計士補を卒業できる、そうしますと大学を卒業するのは二十二歳で、それから二十二歳に足し算して二十五歳で一人前の仕事ができるわけですね。そういうことになりま。私が心配するのは、このくらい大きな責任を負わして、会社の取締役あるいは経理部長等を呼んでいろいろなことを調査するわけですが、やはりここには世間の一人前のあれを備えたような形でないとなかなかむずかしいんじゃないだろうか。だから私は公認会計士のこゝろに地位を向上させ、そして社会的に国民にかわつてこゝろをこをすること、これが非常に望ましいと思ひます。望ましいと思ひます、出発が肝心だから心配して言ひたいわけでありま、それだけに、そういう年配、経験、関心等々といふものが、ものを言ひたいことも事実上はあり得るんじゃないか。暗記力のいかんが試験に答案が書ければどういふことをこれは導くんじゃないだろうかといふことを心配するがために、たとえば医者は医者でインターンを卒業して、たまたま大学の教授のもとにあるいはどこの病院に配属されて先輩のもとに、院長や外科部長、何部長のもとにかなりの年数をやりましてから一人前の開業をするのが通常であります。弁護士もまた同じだと思ひます。こういう意味で社会的責任の非常に負わされた重い仕事でなければいけません、そういう点がある程度考えなければいけません、そういう点、先ほど監査法人といふことを申し上げたのも、そういうグループの責任においてものをやういふことが、職務上の非常な社会的訓練になるん

じゃないか、こう思ひますがために、そのことを申し上げたわけですね。課長さん、別に数字がきつちりわからないでいいんです。私は一挙に千七百、千六百、いままでのやつもやりながら一挙に同数もしくは半數くらいをわんとふやしまして、そのことが事実上でできると思ひません。田中総理がきょうも本会議で言つておりました、それはみな忙しくてしようがないほど仕事、しかも近代的な必要に基づく職種ほどほんとうにフルに御活動願つておると思ひがゆえに、そういうことを言うておるわけ、商法の改正の方向はまさに、しかも順序を追つてやういふこと、お考えも私は考えられぬことはありま。しかもそういう点から考え、いま申しましたような点を考えますと、一挙にものをやういふところ、若千この点は無理があるんじゃないだろうか、こゝろに感じますから、非上場の会社につきましては一応十億圓くらいのところで出発させ、そのあり方につきまして、先ほど申しました、片一方では法人に入つた者でないといふと、得ないんだし、だんだんそういう訓練を、そして一つの仕組みといふものを二、三年かかつて慣習づけていく、その結果を見てまた前進さすといふことのほうを将来とも誤りがないし、この機構、運営といふものを社会になじまして、われわれが希求している方向、立法者が考へている方向にこの問題をやりやういふんじゃないだろうか、こゝろのことを思ひがゆえにいま申し上げたわけでありま、が、そういう点につきまして法務省の見解をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○白鳥説明員 先ほど数字の点を見落として失礼いたしました。合格者の数は、昭和四十八年五月三十一日現在で第一次試験合格者が二千二百六十四名おります。第二次試験に合格した者が四千四百八十五名でございます、このうちすでに第三次試験を合格して公認会計士の資格を取つておる者がございまして、予備軍という形でござい、ま、そういう人が二千四名ございまして、

そのうち会計士補の資格を登録している者が千二百九十二名、こゝろに現況でございます。なお、第三次試験等に合格した人はこの五月三十一日現在で五千百十九名、そのうち四千五百六十四名が登録しております。

なお、毎回の試験合格率は、第二次試験で平均して大体六〇程度、非常に競争率の激しい試験でございます。第三次試験は平均で三〇〇程度が合格する、こゝろにふうな実績になっております。

○玉置委員 これも法務省と関係ないのかもわかりませんが、こゝろに社会的地位を定めるときの便法として、あるいは大会社だからいいとか小会社はいかぬといふことも言えませぬけれども、長く経理の業務に従事した、人格、識見の優秀な、ある程度の御年配の方、あるいは役所でそういうことに長く従事した人等々の方々を算入できるような臨時の便法も、公認会計士全般の社会的地位を高め、そしてまた高められるように社会から思われることが、その方々にお勉強していただくような形に機能していくのじゃないかといふことを私は考えるのですが、あまりしろろといふような質問でいかかと思ひますけれども、大臣、どんなふうに考えますか。

○川島政府委員 まず、先ほどお尋ねのございました適用外者の数の関係の問題でございます。実は、この会計監査人の監査を受けるという制度は、法制審議会が法務大臣に答申いたしました要綱案では資本金一億円となっておりました。しかしながら、この点につきましては、ただいま御質問にありましたような数の問題、そのほかいろいろ問題がございまして、一時は中間三億といふことも考えたこともございましたが、結局最も無難と思われる五億という線に落ちつたわけでございます。十億といふことも全く考えられない線ではないと思ひますけれども、法制審議会の答申と非常にかい離れてまいりますこと、こゝろに専門家の監査を行なわせる商法の改正の趣旨といふものから考えますと、やはり五億程度が適当ではないか

からうか、こゝろに考えるわけでございます。それから公認会計士の練達した方を会計監査に当たらせるというところは仰せのとおり重要なことであらうと思ひます。これは実施面においてできる限りそういつたことが行なわれますように配慮をしておく必要があるといふふうに考えております。

○玉置委員 私が先ほど申し上げておりますのは、取締役といふものの責任も、一番最高機関である株主総会のまゝつきり形骸化されたやつも、これから検討するべくすみやかな機会をもつてもつともなところに着ちつきます、こゝろにやつて。それで監査役だけの責任を強化しようと思つても、取締役会から候補者をきめられたような形で株主総会は一挙に通過してしまふような姿の中で、その満点なものはでき得ない。しかしながら一つでもいいことを方向づけをしていくことは好ましい。

なお、審議会から答申のあったやつもかなり大事な点で、こゝろには悪うございしますが、骨抜きにされておる。それはなじまない制度を一挙にやることはいかかと思われるから、順を追つて一つの社会の潮流と申しますか風潮にしていくなのだ、またそれをお互いに育てなければいかぬのだ、こゝろに点を考えますと、いま数字を聞きますと相当な数が一挙に出てこられるようになっておりますけれども、しかし企業の御年輩の、社会的にある程度の資質を備えた人といふものは四千名しかおいでにならぬことも事実であります。そういう点から考えますと、それは筆記能力、暗記能力、一つの記簿計算、そういうことにはたんのうな今後、まあ予備軍とおっしゃいましたけれども、士補としてのあれとしては非常に好ましいことだと思ひます。しかも今後ともこの職業は社会的にも非常に一つの地位を得たりつばな職業だと私は思ふのです。好ましいことだと思ひますけれども、それにはある程度の年輩もなになければ法的にも備わつてない問題が非常にたくさんある。しかもその一人づつが向こから委嘱を受けて、向ここの報酬をもらつてその監査をし、あ

れするのですから、言へばよくしてなかなかむずかしい。私は数だけで勘定のできる問題だとは思ひません。そういう点を考えますと、全般としてこれからすべてを秩序づけていこうと思つて中一つの問題点だけを、取締役会の責任とそれから一番大事なオルマイティの権限を持つておる総会といふもののあり方すらまだきめてないところ、その中核のものを強化しようといふことを一挙にやるところに私は若干の危惧を感じるわけですが、こゝろに意味で、漸進的にお行きになるほうが望ましいのじゃないだろうか。だから非上場といふものはまず十億ぐらいから始めていって、法律で規制できない問題がたぶんございしますから、そういういろいろな立法慣習づけをした上で、それを見てまたその上によくないところがあつて法定しなければいかぬことがあれば法定する。おそれなく法定のでき得ない社会慣習のほうが多いのじゃないか、こゝろに私は思ふがゆえにこの点をよくくく申し上げるわけでありまして、こゝろにやうな感触を持つておりますが、大臣から一言所見をお聞かせいただきたい、こゝろに思ひます。

○田中(伊)国務大臣 無理をせずに、漸進的に進めたいといふことは、たいへんよくわかります。

○玉置委員 いずれにいたしましても、商法の改正は緊急焦眉の問題でありながら、しかもいま申しますように、現在の一つの制度と申しますか慣習と申しますか、そういうものを思い切つて直していかなければいかぬところに、蛮勇も要るかわりに非常にむずかしい点があると思ひます。そういう点を考えまして、先ほど来申し上げましたようなことは、国民感情としてはこゝろにやうなものは徐々にやつていかなければいかぬといふことにちよつと理解しにくい点もありましようから、総会のやつが十五分といふやうなことで新聞にわつと載りますと、あれくらい商社の問題がやかましいときに何をしておるんだ、それを二年もかかるんだといふことを理解していただくのに、われわれ若々でもこゝろにやうなことを担当しておる者はわかりましようけれども、非常にわかりにくい問題も

たくさんあると思ひますので、あるいは行政指導をしばらくの間やつていかなければならぬこともあるし、あるいは御理解をそのまま端的にお願いをしなればいかぬこともありましよう。そういうやうな点を考えまして御質問を申し上げ、意見を申し上げておつたやうな次第であります。

最後に監査法人をひとつお育ていただきたいといふ中へ一項目入りますのは、私はいま現行の二分の一といふものを四分の一とするか、当該会社と関連のあるもの、あるいはそれだけではゼロにしたほうがいいんじゃないか、こゝろに思ひますのは、税理士と公認会計士と兼務できる。弁護士は税理士を当然やり得ることになっておるけれども、弁護士といふ職業のほうから収入もあれば、ある意味では社会的地位が高くなるといふふうになつておるから、事実上開いておいていける方がほとんどない。こゝろに意味で私はいつかはきれいに分化されていくんじゃないだろうか、公認会計士と税理士といふものの職務は分化されていく、こゝろにやうな感じがいたします。だから先ほどの数字も、事実上は税理士をおやりになる方も相当数あの中にはあるんじゃないだろうかと思ひます。専門的にやり得るのであるから、しかしながら、それが社会的な地位が、責任が重くてそして収入もそれに伴うといふやうな形に社会が育成されてまいりますと、ひとりでこゝろに解決されていくんじゃないだろうかといふ感じがするのです。その意味においても私はあれはゼロのほうで、二分の一を四分の一にするよりはゼロにしておいたほうが早くこゝろにやうなことが分化されるんじゃないだろうかといふ感じがいたしますけれども、当局はどのようにお考えになりますか。

○白鳥説明員 監査法人を育てることが非常に必要だといふお話、たいへん私も先生の御指摘のとおりだと感じております。特に企業の規模が複雑化し、拡大してまいりますと、どうしても監査する側においても組織的な監査といふものが必要になってまいります。こゝろに意味で私も監査法人の育成強化といふことには非常に力を入れ

て指導してまいってきております。ところが、この監査法人の中に税務を行なう者が一人でもいたらいふ方向ではどうかという御指摘でございますが、このようにいたしますと、特に今後監査法人を育成強化していきまして、法人の規模が増大してまいりますと二百人、三百人というより大きな規模な監査法人ができてまいりました中で、一人でも税務を担当している人がいるとその法人全体がでない、こういうようなことになりまうと、監査法人の育成強化の方向に逆行するのではないかと、こういったような点もございまして、なかなかむずかしい問題ではなからうか、こういうふうに考えているわけでございます。

○玉置委員 私は逆に法定としてはゼロにしておいて、過渡的措置として、臨時のこれこそ過渡的措置でそのことを救済するほうが望ましいんじゃないだろうか。したがって、二分の一はなるべく下げておいて、四分の一まで下げておくけれども、あるいは原則はゼロにしておいて、経過措置として当分の間をそういうことが何分の一まであったとしてもやむを得ないというやり方も望ましいような感じがいたします。

以上、またまらない質問をいたしましたことに恐縮だったのですが、質問を終わりたいと思います。

○中垣委員長 先刻の保留分につき加藤清二君から発言を求められておりますので、これを許します。加藤清二君。

○加藤(清二)委員 お許しを得まして、さきの継続をいたしたいと思いますが、もうすでに六時半でございます。法務大臣の大先輩を大ぜい足どめさせて、まことに申しわけありません。したがって、私は簡潔に要点をしぼってお尋ねいたしますので、大臣もおつもりで簡潔にお答えいただけます。しかも法務大臣の卒業生が大ぜい見えますから、法律違反とおぼしき、犯罪が構成されそうだとおぼしき点にほってお尋ねいたします。

第一番、今度の法案の骨子が監査役の権限、業務の拡大、それに伴うところの経理、会計監査、これらの権限の拡大、こういうことでございまして、現在の状態からいって——三つにしぼります。第一番、監査役というものは年限は何年でございましょうか、簡単に答えてください。

○田中(伊)国務大臣 一年でありましたのを二年にいたしました。

○加藤(清二)委員 現行法では一年でございますね。一年でやめる監査役が多いんですか、長年続いてやっていらつしやる監査役のほうが多いんですか。

○田邊説明員 六〇％ぐらいは三年以上在任しております。

○加藤(清二)委員 でしょうね。としますと二百七十三条の違反の疑いがありますね。なぜ一年にしようとしたかといえ、それはなれ合いが行なわれてはいけないうことなんですか。なれ過ぎて常務、取締役等々となれ合いが行なわれてはいけないうから一年にしようとおるにもかわりませう。いまお答えのとおりです。ほとんどなれ合いが行なわれておるのです。さて、これについてどうお答えになるか。あとでけつこうです。

第二点、目下の監査役よりもっと大もの監査役を配置し、万全を期すというお答えでございしました。それだけ聞いてみると、ごもつともです。それはけつこうです。しかし現在の監査役は、一企業の監査役単独で終わっているという人が何人くらいあります。私の知る範囲、社会党の政調会で、いわゆる政策審議会で調べた範囲では、この監査役は当該企業に対しては監査役であるけれども、別の企業に対しては取締役、重役、社長を兼任している、そういう人のほうが多い。しかもそれが継続されている。これについて具体的事実はどうなっているのです。時間がないから立つたままやります。

○田邊説明員 御指摘のとおりです。監査役は前任経歴は取締役が非常に多い。同時に、兼任経歴も取締役を兼ねる人が多くなります。

○加藤(清二)委員 そのとおりです。いいことをおっしゃいました。これは二百七十六条、兼任禁止の項に触れるか触れないか。

○田邊説明員 その兼任禁止に触れないわけゆる兼任が多いと申し上げているわけで、同じ会社の兼任はございせん。

○加藤(清二)委員 わかった。あなたはそう言うだろうと思って予定しておった。ところが兼任禁止は、当該企業にあっては監査するほうと監査を受けるほうの一人であつては相ならぬ、つまり言えはのみの行為があつてはいけないう、これと同じような理由に基づくことなんです。しかしその結果はどうなっているか。常に経理帳簿に目を光らせておらなければならぬ監査役が、結果はどうなる。めくら判を押すだけの役になつていく。しかも一年に一言だけ言えはい、監査に間違いはありませなんだ。判こはどうか。自分が押すのじゃない。検印がちゃんと会社に置いてある。そして事務員がその会計帳簿に判こを押している。これが慣習化されておる。こういうやさきに権限を拡大してみたつてどうして目を光らすことができません。めくら判の数を多くするだけだ。つまり二百七十六条違反の疑いがあるに発生している。これについての答弁もまたあとでけつこうです、時間がありますから。

次、第三番、通産省、大蔵省それから法務省、これをよく聞いてください。先ほど来の御答弁を聞いておきますと、親会社の会計経理の責任者が子会社に立ち入り検査することが可能である、こういうことが発生する。さすれば、そこからいかなることが発生するか。これはここで切つて御答弁願いたいところだが、時間を節約するため先に進めます。

子会社の社長ないしは重役、会計担当者は、親会社の担当官、調査官に対して答弁をしなければならぬ、書類で答弁あるいは文言で答弁、立ち入り検査となれば、証憑書類、会計諸帳簿を提示をしなければならぬ、そうですね、そこまでやるという話でしたから。その場合に、私が今度子会社

の担当官になります。あなたが親会社の調査官です。私はあなたに対して何を答えたらいいでしょ。もし一、洗ひざらい答えたといたしめしよ。企業機密の保持はどうなります。会社に不利な証言をあえてしなければならぬか、偽証罪で問われなければならぬ。どっちころんでも答える。子会社の社長ないしは専務取締役は王手、飛車なんです。

通産省にお尋ねする。立ち入り検査がすでに許されているところの公害企業に対して、なお通産省は企業機密のゆえをもつて、それが大義名分となつて立ち入り検査を遠慮しておるではないか。本省が企業指導育成強化をしなければならぬ。本省が企業立ち入り検査を遠慮しておるものがある。なぜ親だけが子企業に対して、系列会社に対して立ち入り検査を許すか、承りたい。この場合、私は子会社です。私の罪はどうなります。偽証罪かそれとも会社に不利な証言があるいは企業機密の漏洩か、いずれかを選ばなければならぬ、どっちころんでも私は罪になる。さあ、通産省、どうしてくれませう。

○橋本政府委員 問題は二つあるかと思ひます。前段のほうの公害企業に対する立ち入り検査……(加藤(清二)委員「いや、それはいい、あとの問題だけいい」と呼ぶ)あとの問題につきましては、先ほど来、法務省のほうからも御説明がございしましたように、親企業の実質粉飾決算と不正行為を排除するための立ち入り検査、立ち入り検査と申しますと、調査というふうに承知いたしておりますので、本件、若干問題が異なる問題じゃなからうかと思ひます。ただ、隸属関係という問題につきましては、中小企業対策といったような観点からいたしたとしても、さようなことのないよう重々われわれとしても配慮してまいりたいと考えております。

○加藤(清二)委員 そんなことじゃ、解決にならぬです。この間うちの公害案件、引き続いて工場立地の案件についてどう答えているかといえ

ば、通産省、一貫して答えるところは、中曽根通産大臣の一貫して答えるところは何かといったら、特許権の問題、ノ一ハウの問題、その他その他、企業機密がこれあり、洗いざらいはき出させるわけにはまいりません、とこうきておる。しかし、会計帳簿から拾っていき、いかなる触媒を使っておるか、いかなる原料をどこから買っておるかということは、みんな明らかになつてしまふんです。企業機密の漏洩ということになる。社長が行なう場合はいい、取締役の場合はどうなるのです。担当の従業員が答えないならぬ場合はこれはどうなる。企業機密の漏洩だ、これは会社に不利な証言だ、これはどうします。私がその場合の従業員であつたら、私の身分はどうなるんです。そこが問題なんです。そこをよく考へて答弁できますか。できなければつてこります。

次、大蔵省。

○白鳥説明員 子会社の担当者が親会社の監査人あるいは親会社の会計監査人の調査に対して企業機密を漏らすということはどうかという御質問でございますが、公認会計士……(加藤清二)委員「漏らすかどうかじゃなくて、漏らした場合に私はどうやってやられるかという事です」と呼ぶ。公認会計士におきましてもあるいは監査役におきましては、公認会計士法の第二十七条に「公認会計士又は会計士補は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない」という秘密を守る義務がございます。したがって、担当者が公認会計士に對しまして、企業の内容について調査官に對して答えても、これは公認会計士を通じて他に漏れてしまふということはないわけでございます。もしそれを漏らしました場合には、公認会計士が守秘義務違反に問われるわけでございます。○加藤(清二)委員 そんなことを言うておるから問題なんだ。いま企業スパイというのがあることを御存じでしょう。アメリカじゃ政治スパイと

いうやつがはやりなんです。選挙にまでスパイをつけて、大統領までが、指揮したかせぬかは知らぬが、行なわれておる。そんな認識でどうしてこの企業の競争がキヤッチできますか。次から次へと企業スパイを送り込んでいく、それが現状なんです。だから、通産省の言ひ分としては、この公害に関する、犯罪に関するといふことも、なをこれを公表することはできない、こう言つていふ。親から派遣された公認会計士、これは発表しなければならぬですよ、自分一人でたぐわえておくことはできませんよ、発表する基礎として調査するんですよ。特許権は親会社だけが持つていふんですよ。それを立ち入り検査させられてしゃべり上げなければならぬ。しゃべつたら触媒一つであつたばれませんか。触媒も経理の中の一つに数えられるから。たとへば、聞いてみましようか、重油から直脱をする、そのときの触媒は何だ。これはだれにも言えませんか。しかし、それは何億円とするものである、年間消費量だけで何十億とかかる。こうなれば、それは親会社としては調べざるを得ぬであらう。そんな認識でおるから事がだめなんです。次、法務省に聞く、大臣に。

○田邊説明員 子会社調査に際しまして、御指摘の点は、これをささげつたような場合、拒否したときの問題だと思ひます……○加藤(清二)委員 拒否したんじやない。私は正直に親会社の調査官にしゃべらざるを得ぬ。しゃべつたとする、私は当該会社の従業員である、だから企業機密の漏洩と会社に不利な証言ということで、私は会社からこれになる、子会社の重役会からこれになる。しかし、それならば今度は親会社の調査官に對してその証言をしたとする。たとへばいまの脱税装置のときの触媒は何であるかと尋ねられたときに、一回分だけで五億も六億もする、そんな高いものは一体何だといつて尋ねられたときに、私はそれを言わなければならぬ。と、それが、公害の關係などは次から次へと仲裁裁定にかかつて、裁判にかかつて、そしてついに

ばれてくる、追及が激しいから。そうならた場合に、私は偽証罪で訴へられる。つまりいへば、どつちへころんでも、桂馬で飛車か王手だ。私はどつちかでやられる。そんなばか不合理がありますか。だからそれはどこかに欠陥があるということなんです。そういうふうには、右すればこちらへたたかれ左すればこちらへたたかれるというふうなことはどこかに欠陥があるからそういうことが発生するわけなんです。それを聞いておる。私はどうしたらいいか。

○田邊説明員 お尋ねの場合は、先ほど局長答弁いたしました親会社の監査役なり会計監査人がはたして親会社の監査のために必要な事項としてその権限を行使するかどうかの問題であらうと思ひます。その場合に、御指摘のように子会社が独立した会社の人格を持つておりますが、事親会社の監査に關係なくしてその機密を窺ひようとして調査をする場合は、これは違法な権限行使でございます。この場合には子会社としてもこれに應ずる必要はございません。そういうふうには考へるわけでございます。ただ先ほどお触れになりましたような事情のもとで、もし親会社の監査のために必要であるという範囲内のことでございまして、この調査に應ずるべき義務をこの法律で負わされることがになります。そのためにその調査を妨げました場合には、監査役が相手でありまして、会計監査人が相手でありまして過料の罰則を科しておるというのが現状でございます。それから親会社の監査役なり会計監査人は、まず親子關係の規定上明確にされておりますように、その親会社が子会社の過半数の株式を所有しておる關係にございまして、これを商法で考えますと、すでに十分の一以上の株式を持つ株主は会計の帳簿及び書類を閲覧する権限を持つております。過半数の所有になりますと、もちろん株主としても親会社の取締役というものは子会社に対して会計の帳簿や書類を見せろという権限を持つておるわけでございます。ただ今度の監査制度で考へておられますことは、親会社の不正を防ぐという趣旨から

申しまして、その種の株主として当然行使できる権限でありまして、これは親会社の監査役が公正な立場で監査の手を伸ばして調べさせる、そういう趣旨の方向で立案されておるものでございします。○加藤(清二)委員 あなたは丁重にお答えをいただいておるようですが、私の質問には答えていらつしやらない。きわめていんげん丁寧にお答えですが、遺憾ながら内容が私の質問に答えていない。調査を受けるほうの側の身になつてみて下さい。調査するほうはかつてです。子会社が特許を持つております。しかもその特許は外国から買つてきた特許である。アメリカから買つてきた特許である。人に漏らすわけにはいかない。しかしいまちよつと触れましたUOP方式にしたってガルフ方式にしたって、触媒が何であるかというところを一つつけばあとは逆算でわかつてしまふのです。硫酸は濃硫酸が希硫酸か、それを何ぼ使つておるか、これだけで工程はわかつてしまふのです。それでしよ。それは代数式の根をさがしていくと一緒ですから簡単です。ところがそれが何で値段が幾らか、会計監査は値段を調べなければならぬ、幾らかかつておるか調べなければならぬ。それを調べたら白金は幾らで金は幾らでと、それから逆算していけばみんなわかつてしまふのです。それでしよ。それを親が握つてしまふ。そうするとその親が機密を握つたのですから、あとますます系列化、自分の傘下に入れることはいと容易になつてくる。おどしをかける。いままでだつてずいぶんおどしをかけておりました。親が子に對して。いんげんや親が特許を持つていってしまふのです。その例を幾つかあげたいのですけれども、時間がないから……。この発明発見したところの特許を親がみんな持つていってしまふのです。盗んでしまふのです。いままででさえもそうです。いんげんや直接堂々と乗り込んで調査する権限を与えたらどういふことになりまして。そのときに問題は、取つた、取られた、それはそつちの話、私はどうなる。答えな

ければならぬね。あとでおまえの答弁が悪いもので親が知っちゃったじゃないか、企業機密漏洩だ、そういうことになる。会社に不利の証言をしたじゃないか。私はどうなるのですか。大臣、私をどうしたら救えますか。

○田中(伊)国務大臣 加藤先生、せっかくのお尋ねですが、親会社の監査の必要限度に限られて子会社の調査をするという筋でございます。したがってそういう無理なことが事実上起こるものではないでしょうか。子会社はいやならば、これは機密であるというものであるならば、事前に重役会の了承を取るなり上司の了承を取らなければ機密の事柄を発言しないのが普通じゃないでしょうか。そうするとそういう結果は、おまえはかつてに言って機密を漏洩したではないか、スパイじゃないかというおしかりは受け得ないのではないか。

○加藤(清二)委員 わかりました。あなたのおっしゃったことがわかっただけです。あなたののおっしゃったことを理解した、了承したというのではありません。

そこで、もう時間が限られておりますから簡単に前例を申し上げます。すでに法務省ではこういう案件について統一見解を出しておるのです。植木前法務大臣や、いま委員長の前法務大臣あたりの法務省の歴史を一本調べてみて下さい。すなわちこういうことです。私がヒントを差し上げます。きょうどうせ答弁できないですから、ヒントを差し上げますから、あとで統一見解を出していただければけっこうです。百歩譲ります。これは予算委員会だったら承知しません。ここで寝ころんじゃうんです。

すなわち、公害裁判が行なわれました。公害の仲裁裁定、短期に被害者を救うという意味において仲裁裁定が行なわれます。その時点において、公害を出しっぱなしにしておる、たれっぱなしにしておる。いかなる濃度の硫酸か、いかなる濃度のSO₂であるかはだれが一番よく知っておるかといふは、それは社長ではありません、取締役でもない

りません、そのことに従事しておる労働者が一番よく知っておる。そこで公害裁判になりますれば、仲裁裁定になりますれば、証人喚問はだれを喚問するかといふは、必ずその業務を担当しておった従業員なんです。従業員が法廷に出ます。うその証言をすれば追及が激しくて因果関係なくともあとでやられることはわかっておる。そこで、ついにけろをはいたとする。すると、この男は会社社に不利な証言をした、機密漏洩をしたというこ

とで、過去においてはこれになっておった。しかし、それならば、これを避けるために、それじゃうその証言をしたらどうか、公害には弁護士が六十四人もついておる。たいへんなことなんです。あの手、この手でつかれたら、写真をあちらからこちらからとられたら、もう実態はわかっちゃうのです。そのときに法廷において、おまえはうその証言をしたではないかと尋ねて、これがまた、桂馬で王手、飛車なんです。その場合に、それでは救われぬのは公害関係を担当しておる従業員ではないか。だから労資がアベックになる。だからホイッスルをしようがないからすることもしない。だから公害はますますということになる。そこで私は公害委員会で統一見解を聞いた。答えができなかった。第一法務省、環境庁、労働省、通産省、ともに意見が違いました。私はきょういいたところは思わない、じゃあとで統一見解を出してくださいと言いましたら、法務省から統一見解が出ました。この場合良心に従って正直に答えるべきである。それがかりに企業機密漏洩ということになった場合に、そのゆえをもってこの証人を首にすることはできない。これは労働法、その他雇用法等によつて当然守られるべきである。そうしなければ良心に従っての証言ができなくなる。当然良心に従うべきである。ことにこの間私はこころを悩まして通産大臣にちゃんとこれを聞いてきておる。そうでしょう。あなたは

はそのときにはいなかったただだ。企業局長に聞いてごらん。法を執行するにはその法を執行するために被害を受ける者が出てくる。処女地であればそういうことはないでしょう。しかし、道路を敷くのも、うちをとり除こうといったら、被害が出てくる。権利を失墜する者が出てくる。法律というルールを敷くにあつては権利を失墜したりあるいは自分の権利を奪われるというようなことは予見してしかるべきである。それを予見し、それを除去してかからなければ、仏つくつて魂入れずです。仏つくつて魂入れるために法務省、大蔵省、通産省の統一見解を出してもらいたい。きょうでなくていいです。それはできるでしょうね。すでに前例これあり……。

○田中(伊)国務大臣 いまの御発言の御趣旨をよく検討いたしましたして相談をいたします。

○加藤(清二)委員 それはこの法案が衆議院を通過していく以前ですか、以後ですか。

○田中(伊)国務大臣 先生の質疑がなかなか複雑でむずかしいので、えらいことです。ですから、期限を切つていつまでと言つてうそになる心配があります。そこでただいま仰せをいただきました速記録ももう一度拝見をいたしましたして、それとにかつ検討させていただきます。

○加藤(清二)委員 これでおしまいにしますが、食い逃げされては野党としてもたまつたものではないですね。検討する、統一見解を出す、出す、出すといながら、先へ大事な法案が参議院へ行つてからでは、これは衆議院のメンツまるつぶれなんです。参議院に行つたところに実はこれはこうだったではメンツまるつぶれなんです。このいわゆる公害の仲裁裁定法の場合も、これが衆議院を通過する前に統一見解をいただきました、前の法務大臣から。その前例にかんがみて、すでに前例これあり、私は田中法務大臣を信頼し、その腕を信じている。だから願わくば食い逃げをしないように法案が参議院へ行く前に統一見解を出されますよう要望して、私の質問はあとは次に譲ります。

委員長、どうもありがとうございました。

○中垣委員長 以上で、本連合審査会は終了いたしました。

これにて散会いたします。
午後六時五十五分散会

昭和四十八年七月七日印刷

昭和四十八年七月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局